HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本教員組合運動史研究：1930年代の動向
Author(s)	岡野, 正
Citation	北海道大學教育學部紀要, 23, 187-245
Issue Date	1974-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29103
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_P187-245.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

日本教員組合運動史研究

—1930年代の動向—

岡野　正

A Historical Study of the Teachers' Union Movement in Japan —the Tendency in the 1930s —

目　　次

第一章　大恐慌と階級闘争の昂揚
(1)　大恐慌と教員への「合理化」攻撃
(2)　階級闘争の昂揚
第二章　日本教育労働者組合の成立
(1)　全日本教員組合準備会から日本教育労働者組合準備会へ
(2)　新興教育研究所の創立と日本教育労働者組合の成立
第三章　日本教育労働者組合の基本方針と地方支部の確立
(1)　日本教育労働者組合の基本方針
(2)　地方支部の確立
第四章　日本労働組合全国協議会への加盟と一般使用人組合合同問題
(1)　加盟経過と合同問題
(2)　日本労働組合全国協議会の産業別単一組合再編
第五章　東京・埼玉・神奈川三支部への弾圧
（以上前号）
第六章　中国侵略戦争の開始と教育の反動化……188
(1)　中国侵略戦争の本格的開始と政治的反動……188
(2)　排外主義イデオロギーの浸透と教育の軍国主義化……191
第七章　諸闘争の展開……196
(1)　経済闘争……196
(2)　教員会・教育会自主化闘争……199
(3)　反戦平和擁護闘争……200
(4)　教育実践……203
第八章　一般使用人組合合同問題をめぐる対立……214
(1)　合同問題をめぐる対立の激化……214
(2)　プロフィンテルンの指導と日本労働組合全国協議会の路線……219
第九章　弾圧の拡大と教員統制政策の強化……228
(1)　弾圧政策の凶暴化と地方支部への弾圧……228
(2)　教育統制政策の強化……231
第十章　労働運動の全面的後退と日本一般使用人組合教育労働部の壊滅……238
(1)　統一戦線運動の挫折と労働運動の全面的後退……238
(2)　日本一般使用人組合教育労働部の壊滅（以上本号）……241

第六章　中国侵略戦争の開始と教育の反動化

(1)　中国侵略戦争の本格的開始と政治的反動

１９３１年９月１８日午後１０時過ぎ、板垣征四郎、石原莞爾ら関東軍参謀は、特務機関に命じて奉天郊外柳条溝の満州鉄道線路を爆破させ、これを中国軍の謀略によるものとして、時をうつさず満鉄周辺の主要都市への攻撃を開始した。朝鮮軍も、司令官林銑十郎の独断的指示にしたがって、国境をこえ「満州」へ侵攻した。これが、いわゆる「柳条溝事件」であり、中国侵略戦争さらに太平洋戦争の発端となった。関東軍の侵略は周到に計画されていた。対ソ連作戦基地としての「満州」の軍事占領を狙っていた板垣らは、６月にスパイ中村震太郎大尉が中国の地方軍閥軍に射殺された事件を機に、交戦準備を急速に具体化していた。「満州」にたいする武力侵攻の戦略的方針では陸軍中央も基本的にかわらなかった。陸相南次郎は、すでに８月の軍司令部・師団長会議で若槻内閣の軍縮方針を非難し、「満蒙問題は武力で解決する」と訓示していた。事実、侵略が開始されてからも、陸軍中央は、関東軍の行動を制止する意思を全くもたず、これを暗黙のうちに支持した。若槻内閣も、１９日の閣議で不拡大方針を決定する一方、朝鮮軍の明らかな「大命干犯」である越境行軍にたいし派兵経費を出して追認する態度をとった。(1) さらに、２１日の閣議は、「柳条溝事件」を「事変」とみなすことを決めた。宣戦布告なしの侵略はここに戦争としてみなされ、死傷者は戦死傷者としてあつかわれることになった。

当時、国際情勢は日本帝国主義に有利に動いていた。国際連盟とアメリカは、停戦勧告をおこなったが、積極的に介入する意図をもたなかった。ヨーロッパ全体を襲った世界恐慌の第二波は、日本軍の侵略に干渉する余裕を奪っていた。アメリカと対立関係にあったイギリスは、日本軍の対ソ連侵攻を期待しつつ、一貫して宥和政策をとりつづけていた。関東軍は、国際情勢の推移を見守りながら、侵略規模を拡大して、１０月８日には張学良政権の所在地錦州を爆撃した。しかし、この錦州爆撃は、日本政府の「不拡大」声明の欺瞞ぶりを事実をもって示したため、アメリカをオブザーバーとして招請した国際連盟は、１０月２４日、日本軍の期限付き撤兵決議案を可決した。国際世論の非難と中国側の激しい抗戦にもかかわらず、関東軍の侵攻はなおつづけられ、１１月１９日にはチチハルを占領するにいたった。

対外的侵略は国内における政治的反動をよびおこさずにはおかない。「柳条溝事件」以降、民間右翼と結託した天皇制軍部の「国家改造」をめざした動きは活発になってきた。「３月事件」でクーデターに失敗した桜会幹部の橋本欣五郎中佐や長勇少佐は、１０月に再びその計画を実行にうつそうとした。これには、陸軍青年将校をはじめ、大川周明、北一輝門下の西田税、井上日召、橘孝三郎を塾頭とする愛郷塾などの民間右翼がくわわっていた。クーデター計画の内容は、１０月２１日を期して決起し、若槻首相以下の閣僚を斬殺し、荒木貞夫中将を首班とする軍部政権を樹立することにあった。しかし、この陰謀は、内部から漏れ、赤坂・新橋などの待合、料亭で気炎をあげていた橋本らは、１７日陸軍に検束され、結局未遂に終った。当局は、橋本を重謹慎２０日の名目的処分にとどめたばかりではなく、実際には憲兵の「保護」のもとで酒と芸者に日を送らせた。

失敗に送ったとはいえ、クーデター計画の政治的影響はきわめて重大であった。政府・保守政党の内部にパニック状態が生まれ、政界・財界は軍部にたいする迎合的態度を急速に強めはじめた。政

治的右傾化のテンポははやまった。１１月に入り、軍部と気脈を通じていた安達内相を中心に若槻内閣の内部から倒閣の動きがおき、ついに１２月１１日若槻内閣は閣内不一致を理由に総辞職した。

１２月１３日に成立した犬養内閣は、侵略のより公然たる拡大に大きく途を拓いた。犬養自ら外相を兼任し、その外交政策も「積極方針」をうちだした。また軍部との協力をうたい、陸軍大臣に荒木貞夫中将、書記官長に森恪をむかえた。１２月２８日以降、再び錦州への攻撃がすすめられ、翌1932年１月３日占領した。２月５日には、「満州」北部の要衝ハルピンを攻略するにいたり、「満州」のほぼ全域が日本軍の支配下におさめられることになった。そしてついに、３月１日、関東軍の手によって「満州国」がねつ造されたのである。

他方、国内における軍部のファッショ的行動も強められつつあった。犬養内閣は、成立するとただちに金輸出再禁止を決定したが、すでにこれを察知していた独占資本は、ドル買いや見越輸入をおこなって莫大な利益をえた。これは、恐慌下で苦しむ国民の不満・反撥をかったが、軍部と右翼は、それを独占資本攻撃の材料に最大限に利用し、保守政党と「政党政治」の腐敗にたいする不信感を煽った。軍部・右翼の「革新」的な綱領・スローガンは、次第に国民の心理をつかんでいった。天皇制軍部独裁へあとわずかなところまできた。１９３２年２月９日、衆議院選挙応援中の民政党選挙対策委員長井上準之助前蔵相は、秘密結社血盟団員によってピストル射殺された。さらに、３月５日、三井合名理事長団琢磨も三井銀行本店入口で射殺された。いわゆる「５・１５事件」は軍部・右翼のファッショ的行動の頂点をなした。５月１５日、藤井大尉に領導された海軍青年将校を中心とする一団は、犬養首相を殺害し、牧野伸顕内大臣邸、警視庁、政友会本部、日本銀行をも襲った。同じ日の夜、橘孝三郎にひきいられた愛郷塾生からなる農民決死隊は、東京附近の変電所の破壊を企だてた。これは失敗に終った。ここに「政党政治」は崩壊するにいたった。５月２６日、海軍大将斉藤実を首相とする内閣が発足した。６月、第６２臨時帝国議会は、政友会・民政党の共同提案による「満州国」承認決議案を可決した。

中国侵略戦争の本格的開始とそれと表裏一体のかたちで進行した政治的反動化は、国民大多数にとってその生活と諸権利さらに生命さえおびやかす重大な挑戦であった。しかし、反戦平和擁護闘争の先頭にたつことをもとめられていたいわゆる「無産政党」は、全体としてその任務を十分果しえなかった。とくに、一部の「無産政党」はいちはやく戦争肯定の立場を表明するにいたったのである。

右翼的社会民主主義政党である社会民衆党はその態度決定にすこぶる「慎重」であった。ようやく１ケ月たった１０月１５日の中央執行委員会で対策が協議され、７名からなる小委員会が設置された。この小委員会は、次のような声明書を発表して、その政治的立場をはしなくも露わにした。

> 「満蒙問題は今や国民の存亡を賭すべき重要問題となりつつある。之に対して如何なる態度を執るべきかは日本国民として最も慎重なる用意の上に決意せられなければならぬ。特に無産階級の立場より之を考察するに於いては漠然ブルジョア権益の擁護に終始するが如き態度は絶対に排撃せざるべからざると同時に、ブルジョア権益なるが故を以て無条件に之れを放棄すべしと云ふが如き空想的なる国際主義的態度も亦我等の断じて取らざる所である。我等は時局の重大なるに鑑み特に之に関する慎重の調査を遂ぐべく左記三名の調査委員を満州に派遣し、最善を尽して之が対策を決定せんとするものである。」(2)

「調査」結果は、すでにこの声明書に暗示されていた。彼らは、「ブルジョア権益」にふれても天皇制軍部については沈黙を守った。かくして片山哲、島中雄三、小池四郎の三名は「満州」へむかうことになったが、関東軍制圧下の現地へ「調査団」を派遣しえたこと自体、彼らが天皇制軍部から

無害な存在として認められていたばかりではなく、むしろ一定の政治的役割さえ期待されていたことを示していた。１２月１２日、中央委員会は正式態度を表明した。「日本の満蒙の権益が侵害されてはならない。ブルジョア的満蒙管理を社会主義的国家管理に移す。」(3)

１９３１年７月５日に結成された全国労農大衆党は、「柳条溝事件」直後、侵略反対の態度をとった。９月２９日の常任中央執行委員会では「対支出兵反対闘争委員会」の設置が決定された。翌３０日に開かれた第１回委員会は声明書を発表したが、その非難はなによりも軍部にむけられた。１０月３日には「対支出兵反対闘争方針書」が発表され、「対支出兵反対闘争同盟」組織の方向が提起された。しかし、党内は必ずしも結束していなかった。党顧問であった代議士松谷与二郎は「満蒙の権益は擁護すべし」の立場を露骨に示した「意見書」を提出した。１２月の党大会ではこれをめぐって激しく議論されたが、その処理は徹底したものではなかった。その後、麻生久、田所輝明らが軍部に接近するにいたり、戦争反対の姿勢はなしくずし的に失なわれていった。

社会民主主義諸政党は、侵略戦争にたいし肯定的態度をとったばかりでなく、体質全体としても急速に「右傾化」の途をたどっていた。社会民衆党は、１９３２年１月の第６回大会で、赤松克麿書記長の提案にもとづいて「国体の尊重」をうたった国家社会主義的運動方針を採択した。同時に、「反資本主義、反共産主義、反ファッショ」の三反主義も確認された。さらに、４月１５日の中央委員会において社会民衆党の即時解体、国家社会主義新党樹立に失敗した赤松、平野力三らは、５月全国労農大衆党の一部党員とともに日本国家社会党を結成した。彼らは文字どおり社会ファシストに転落した。全国労農大衆党も、１９３２年３月の常任中央執行委員会で方向転換をはかった。共産党と第三インタナショナルに対決する方針が打ち出された。その後、社会民衆党と全国労農大衆党は、その政治的生命を維持するべく、１９３２年７月２４日合同して社会大衆党を結党するにいたった。

社会民主主義諸政党の戦争追認と右翼的再編成という否定的な政治状況のもとで、侵略戦争に終始一貫して反対の立場を堅持した「無産政党」は日本共産党だけであった。共産党は、「柳条溝事件」の３ケ月以上も前に、機関紙『赤旗』で、帝国主義戦争開始の危険性を指摘していた。『赤旗』第４４号（１９３１年６月１５日）は、「新帝国主義戦争の危機と斗へ！」と呼びかけた。(4)『赤旗』は、商業新聞が「支那特に満州に於ける日本帝国主義の特殊利権――盗賊権――の侵害を宣伝」しつつ、「支那官憲の日本人に対する暴行事件」を利用した排外主義、戦争熱の煽動をおこなっていることを指弾した。また、「新鋭兵器と特殊兵種」が続々中国に持込まれている事実を暴露した。さらに、適確にも、「帝国主ギ（ママ）日本は今や積極的にソヴェート同盟、支那革命絞殺に打って出たぞ！新帝国主ギ（ママ）戦争のための積極的活動を開始したぞ！」と警告し、「帝国主ギ（ママ）戦争の本質を、日清、日露、世界等の大戦の具体的事実に基いて、ごく鮮り易く労働者農民に宣伝（ママ）することが絶対に必要だ。緊急の任ムだ！即時煽動宣伝を開始しろ！」と反対闘争、とりわけ宣伝煽動活動をよびかけた。「８・１反戦デー特輯号」として発行された『赤旗』第４５号（１９３１年７月６日）は、再び、「日本帝国主ギ（ママ）の戦争準備と斗へ（ママ）！」と訴えた。同号には、比較的長い投稿「戦争の危険性の切迫に就て」（東京××鉄工所　石部生）が掲載された。(5)その後も、『赤旗』は、系統的に中国侵略戦争の危険性を暴露した。(6)

侵略戦争が現実となるや、ただちに共産党は、『赤旗』紙上で、その具体的な経過と階級的政治的本質を鮮明にした。『赤旗』第５５号（１９３１年１０月５日）は、「中国略奪戦争ソヴェート同盟への武力干渉開始さる！」の見出しのもとに、次のようにその本質を指摘した。「真の原因は日本帝国主義者が当面してゐる危機を切抜ける為に新しい領土略奪の為の戦争を準備してゐたところにある。」(7)

このような侵略戦争にたいする先駆的解明と原則的な態度にもかかわらず、共産党の反戦平和擁護闘争には重大な弱点があった。それは、第一に、反戦平和擁護闘争の独自の意義と内容を正しくつかみえず、それを革命闘争そのものに従属させるか、あるいは解消するという「左」翼日和見主義であった。[8]次のような提起はそれを示している。

「我々の中心任務は、労働階級の多数を共産主義の側へ獲得する事である。」

「我々共産主ギ者のみがプロレタリアートの利益を代表して斗(ママ)争し得るといふ事を実践的に示さねばならぬ。」(ママ)

スローガンとして「ブルジョア独才(ママ)を強める為めの帝国主義戦争をブルジョア独才(ママ)の打倒、プロレタリア独才(ママ)樹立の為の国内戦争に転化せよ!」がうちだされた。[9]

第二に、「社会ファシズム」論に固執していたため、社会民主主義の諸潮流がすべて同列視され、その差異と分解の可能性にたいする注意がはらわれなかった。

「社会民衆党、全国労農大衆党、労農一派等一連の社会ファシスト共は此既に始められた帝国主義戦争に対して反対してゐない。」[10]

これらのセクト主義は、反戦平和擁護を中心的任務とする広範な統一戦線の結成を妨げる重要な要因となった。

(2) 排外主義イデオロギーの浸透と教育の軍国主義化

中国侵略戦争の拡大にともない、学校教育は軍国主義・排外主義イデオロギーの浸透のために積極的に利用された。このなかで教員が果した役割は決して小さくなかった。小学校教員が、戦争賛美・排外主義の一大カンパニアに組み込まれつつあったことは、「柳条溝事件」から1ヶ月もたたない時期に開かれた第8回全国連合小学校教員会総会(1931年10月14～16日)が、いちはやく侵略支持の決議を採択したことに象徴される。[11]総会は、すこぶる気負った姿勢で「こんどの両国の衝突の根本的原因は排日教育にある」ときめつけるとともに、国際連盟にたいし「満州問題の解決の基礎的条件として、中華民国中等初等用教科書中、排他的排日的教材の根絶を確認せしめ、厳重なる条件を付し、永遠の平和の根本培養につき深く期待せらるゝ様取扱はれんことを望む」旨の「建議」をあつかましくも電送した。[12]10月23日、総会決議にもとづいて、下川兵次郎会長ら7名が、外務省松島欧米局長をはじめ、首相、文相、陸海軍、参謀本部を訪問し、激励してまわった。[13]さらに11月6日、彼らは中華民国公使館へいき、「日華教育提携要旨」なるものを手渡した。[14]全国連合小学校教員会は、その後も一貫して、戦争賛美・排外主義の宣伝に奔走した。[15]1932年5月28～30日の第9回総会で「日華教育提携」の方針がより具体化された。8月には、教員50名を団員とした教育使節団を「満州国」に送り込んだ。[16]

全国連合教育会の動きも全国連合小学校教員会のそれとほぼ軌を一にしていた。1932年6月の第19回総会には、「民国の排日教育防止の為適当の方法を講ずること」、「日満教育の連絡提携に関する良法如何」が議案として提出された。総会は、緊急動議「在満皇軍並凱旋将兵に対し感謝の意を表し、尚益々陸海軍、外務当局者を督励するの件」を採択するとともに、戦争の張本人である陸海軍大臣と関東軍へ「謝辞」を送った。[17]

1932年5月、帝国教育会主催のもとで第12回全国小学校女教員大会が開かれ、約500名の女教員が参加した。ここにおいても、「時局に鑑み児童教育上特に留意すべき点如何」の議案にたいし、「勿論国内的の経済政治等の諸問題も重視しなければならないが、この際特に考慮しなければ

ならないのは、満州及び上海事変、又は新国家に対し児童に正しき認識を与へて国家観念を明徴にし、国際心を養はなければならない」というのが「大体の意見」とされた。(18)

全国連合小学校教員会、あるいは帝国教育会、全国連合教育会などの諸団体は、その成立経過・組織構成・事業内容からみて、自主的な教員組織とは程遠い「官制的」団体であった。(19)その限りで、こうした侵略戦争への積極的な対応は、広範な小学校教員の意識・思想状況を正当に反映したものでもないし、ましてや代表するものでもなかった。しかし、それゆえにこそ、彼らは小学校教員の体制的組織化に異常なまでの情熱を傾けたのである。(20)少なくとも、大新聞によって意識的に醸成された軍国主義的排外主義的風潮を背景に、現場における管理・運営上の権限を握っている校長層を構成主体としているこれらの教育団体の活発な動きが、侵略戦争にたいし必ずしも明確な批判意識をもっていない教員にとって無視しがたい規制・圧力となったことは否定できない。

教員の意識・思想形成に一定の役割を果していた教育ジャーナリズムの論調にも大きな変化がみられた。帝国教育会の機関誌『帝国教育』の編集内容も、侵略の拡大に並行して、軍国主義・排外主義を基調としたものになってきた。第５９５号（１９３２年２月１日号）は「満蒙特輯号」として発行された。これ以降、「満蒙問題」に関する論文・記事が飛躍的に増大した。(21)次に掲げるのは、第５９５号の内容である。

巻頭言　「満蒙再建と教育者の覚悟」
林博太郎（帝国教育会長）　「東洋の指導者たれ」
秦真次（陸軍中将）　「日本より見たる満蒙」
松井　等（国学院大学教授）　「満州に関する史的断想」
満蒙研究資料
大川周明（法学博士）　「満蒙の資源」
根本　博（陸軍歩兵中佐）　「満蒙の新政権を繞る人々」
蓬萊山人　「満蒙問題と国際関係」
「満蒙の吾が特殊権益」「満州の貨幣制度」「満州民族の生活」「満蒙新国家建国大綱」

一般的な教育ジャーナリズムを代表する『教育時論』もまた例外ではなかった。１９２８～１９３０年頃、進歩的立場の論文を少なからず掲載していたが、１９３２年に入ってから急速に好戦的排外主義的な内容に変質した。とくに、毎号のように巻頭言を執筆した野々村金五郎は狂信的なまでに侵略戦争を絶賛し、正当化しようとした。

侵略戦争賛美・排外主義の浸透には、教員ばかりではなく、児童生徒もまた巧妙に動員された。１９３２年２月には、全国連合教育会と全国連合小学校教員会によって「全国児童軍用飛行機献納会」が設立され、軍機を「献納」するために児童生徒と教員から拠金を集めることが決定された。(22)約１万８千校から集められた募金１０万円は陸軍省に届けられ、「愛国第３１（児童）号」と命名された軽爆撃機となった。(23)これよりまえ、『東京朝日新聞』が小学校生徒を対象におこなった慰問文募集（１９３１年１０月２８日）には、半月のあいだに１８,９０７通が、また１学校４点以内の制限をつけた『大阪朝日新聞』の募集（１２月１０日）にも８７７校2,６２９点が、それぞれ寄せられた。(24)これらが新聞社の事業であったとはいえ、教員の指導・援助がなかったとは考えられない。(25)

児童生徒の「非政治的」行為であったがゆえに、独特の社会的反響と効果をもたらし、国民意識の情緒化と興奮状態の促進に多大な役割を果した。１９３２年９月、全国連合小学校教員会と東京日日新聞社の共催によって「訪満児童使節団」として小学校生徒１５名が派遣された。(26)彼らを引率した

上沼久之亟（浅草富士小学校々長）は、臆面もなく「大人は子供に勝てず」とその政治的効果を語る。

「満州を訪れるものの多くは、利権屋の如き利益の伴ふ目的を有するものであるのに、学童使節に至っては、何の野心も利益獲得も利権もない、純然たる平和の使節、親善の子供外交、そのものであるから、可愛い子供の口から、かん高い声を通して流れる情味は、大人の心魂をまともに突き刺し、童心を蘇らせたからである。大人の及ばぬ子供の力を持って居るものが発揮されたからである。童心相交り、両国親善の楔は、気持ちよく打ち建てられ、平和の種子が蒔かれたのである。平和の塔には、輝かしく点火された。『遂に大人は子供に勝てず』子供には煌々たる平和燈の輝しさがひらめてゐるからだ。平和の芽生元、平和の育成、平和の結実、悠久に幸あれと祈るものである」[27]

その後の歴史は、これらの「平和の種子」が、その死者が約２万４千にものぼったという「満蒙開拓青少年義勇軍」へと「育成」されたことを示している。[28]

侵略戦争の影響は教育内容の面にも投影しつつあった。各地でいわゆる「満州事変」が教材として採用されるようになった。[29]文部省は、小学校国定外国地理教科書『高等小学地理書巻一』を改訂し、従来「支那」の項目にふくめていた「満州」を新項目として扱うように指示し、さらに「世界の大勢と日本の地位」を新たにもうけた。[30]１９３２年９月１５日の「満州国」のねつ造にともない、「満州国」の地図は新たな色彩に塗りかえられた。[31]

＜註＞

(1) 歴史学研究会編『太平洋戦争史１満州事変』青木書店１９７１年１１月Ｐ２７１
(2) 増島宏『現代政治と大衆運動』青木書店１９６６年１月、Ｐ２６～２７
(3) 同上Ｐ２７～２８
(4) 『復刻版赤旗』第１巻白石書店１９７２年１０月Ｐ２１８～２１９
(5) 同上Ｐ２３７～２４０
(6) 『赤旗』第４７号（１９３１年７月２９日）は、万宝山事件、朝鮮事件の本質について論評
『赤旗』第５４号（１９３１年９月２１日）は、「帝国主義戦争、反ソヴエート同盟戦争の危険と斗へ！（ママ）」「中村事件に就いて」を発表
(7) 『復刻版赤旗』第２巻Ｐ６６、この時点での共産党の認識は、「３１年政治テーゼ草案」に規定されており、天皇制軍部の独自的役割を過小評価し、事態をもっぱら金融資本の主導によるものと分析していた。
「日本の軍閥が金融ブルジョアジーの指図に依って行った軍事行動」
「かくも準備され、而して今や始められた戦争は誰の為に続けられてゐるか？言ふ迄もなく、金融ブルジョアジーを先頭とするブルジョアジーと地主共である」（同上Ｐ６６）
(8) これはコミンテルン第６回大会（１９２８年８月）のテーゼ「帝国主義戦争に対する闘争と共産主義者の任務」（以下「テーゼ」と略称する）に起因していた。「テーゼ」は、革命闘争と反戦平和擁護闘争との区別と連関を自覚的に把握することなく、革命闘争そのものに反戦平和擁護闘争を解消する誤りをふくんでいた。
こうした誤まりの理論的根源のひとつは「帝国主義戦争不可避」論であった。これは、帝国主義時代においては帝国主義の経済的本質から領土的再分割のための侵略戦争は避けられないという一般的命題を基礎にして構築されていた。明らかに、帝国主義戦争を未然に阻止し平和を擁護する闘争を自ら放棄する右翼日和見主義的敗北主義的なものであった。ここからは反戦平和擁護闘争の独自的意義についての認識は生まれてこない。これは、社会主義国ソ連をはじめとする世界的な反戦平和擁護勢力とその闘争にたいする過小評価でもあった。もっぱら事態は、帝国主義諸国が思いのままに戦争を準備し、挑発し、開始できるかのようにとらえられていた。そこでは、第一次世界大戦後の情勢の変化――社会主義国の誕生が帝国主義諸国間の対立・矛盾を激化させているという認識は正当であったが、その同じ要因が同時に帝国主義諸国の戦争開始を困難にしているという重要な変化――は十分考慮に入れられなかった。
この「帝国主義戦争不可避」論とともに、反戦平和擁護闘争の独自的提起を妨げたもうひとつの論拠は、帝国主義戦争の開始が革命的情勢をもたらすという独断的な命題であった。これはまた革命が戦争のなかでこそ可能であるという考えによってなお一層促進、補完された。「テーゼ」は、第一次世界大戦当時の革命闘争にたいする機械的類推にもとづいて次のような分析をした。
「若しも、１９１４年――１９１８年の第一次世界大戦が直接に、旧ツァール帝国に於てはプロレタリア革

命の勝利に導き、植民地に於ては解放運動を発展させ、ヨーロッパに於いてはプロレタリアートの蜂起と運動とを激発したものとすれば、新戦争はアメリカの工業労働者、農業諸国の広汎なる農民大衆、及び抑圧されてゐる幾百万の植民地民族、を引込む強力な革命運動を呼び起すであらう。革命的大衆運動は、公然の衝突が勃発する以前に於てすでに資本主義の危機――その最も鋭い表現が戦争である――の中から発生し得る。共産主義者は、日常闘争と同じくこの運動へも大衆を結集し、組織し、革命的行動によって、プロレタリアートによる権力の獲得、ブルジョアジーの打倒、プロレタリア独裁の樹立をもたらすことを目標として彼らを導かねばならぬ」（『現代史資料１４社会主義運動１』みすず書房１９６５年Ｐ２５９～２６０　傍点－引用者）以上のような主観主義的な分析と認識の帰結は、スローガン「帝国主義戦争を内乱に転化せよ」の採用であった。これはレーニンによって定式化されたものであるが、コミンテルンのスローガンは少くとも二つの点で歴史的具体的条件を無視した教条主義的適用であった。第一に、レーニンがこのスローガンを提起したのは、第一次世界大戦開始直後の１９１４年９月頃であった。これにたいし、「テーゼ」は、このスローガンの煽動・宣伝活動が「勃発前に於ける帝国主義戦争反対闘争の最も重大な任務」（同上Ｐ２６５、２９２）とした。第二に、なによりも重要なのは、レーニンの提起が、当時のヨーロッパの先進資本主義国が社会主義革命に直面し、しかも革命的情勢が客観的に存在していたという認識と不可分であったことである。「すべての先進国では、戦争が社会主義革命のスローガンを日程にのぼせている」（「戦争とロシア社会民主党」『レーニン全集』第２１巻Ｐ１９）、「一言でいえば、ヨーロッパの大多数の先進国と大国には、革命的情勢が現存する」（「第二インタナショナルの崩壊」『レーニン全集』第２１巻Ｐ２１１）。レーニンが無限定にこのスローガンを提起したものでないことは明らかである。「テーゼ」ではこのスローガンが過度に一般化され、革命の性格、客観的情勢の特質にかかわりなく採用された。

さらに、「帝国主義戦争不可避」論と「戦争＝革命的情勢」論を理論的支柱としたセクト主義的方針を拡大したのは、図式主義的な情勢分析であった。第一に、帝国主義諸国の戦争準備にかんする分析も平板であり、強大な帝国主義諸国と弱小国との区別さえ自覚的でない。すべての帝国主義諸国が同一歩調で戦争開始にむけて進んでいるかのようにとらえられていた。「だれが主要な敵であるか」（トリアッチ『コミンテルン史論』青木書店Ｐ２８～２９）を明らかにする分析的態度はなかった。第二に、帝国主義戦争の抑止的要因のひとつである各国における革命運動・平和運動の力量、発展段階、さらにそれと深い関連をもつ政治制度の特質についても具体的な分析がされていなかった。

(9)　『復刻版赤旗』第２巻Ｐ６７

(10)　同上

(11)　全国連合小学校教員会（１９２４年１１月１４日創立）が、いちはやく中国侵略に積極的な反応を示したことは、そのイデオロギー的体質からいって奇異とするにあたらない。

第一に、全国連合小学校教員会が立脚していたイデオロギーは天皇主義・皇国主義であった。１９３０年の第７回大会の開会宣言には、それがいささかの粉飾もなしに表明されている。

「明治天皇教育に関する勅語を下し給ひしより茲に四十年吾曹常に時勢の変遷に鑑みて力を聖諭の闡明に輸し兢々として天思に対ふる能はざるを懼れたりき然るに近年人智の進歩に伴ひて軽佻詭激の思想抬頭し民風亦頽る浮華放縦に流る乃ち教育のこと大に振作せざるべからざるの時に際し偶々経済難の襲来に会いて人心動もすれば萎靡退嬰に傾かんとし或は其の進展に支障を生ずる虞無くんばあらず此の故に吾曹固く相誓ひ一致団結して教育の作興を図り以て益々国体の観念を明徴にし醇厚中正の美風を保持し相信相愛の精神を養ひ剛健雄大の志気を鼓舞し大に興国の機運を醸成せんことを期す」（『帝国教育』第５８１号１９３１年１月号Ｐ１０８）

第二に、すでに「柳条溝事件」以前から、排外主義の立場を明らかにしていた。第７回大会で採択された「日華教育提携対策」の内容は、文字どおり侵略主義の一語に尽きるものであった。

(イ)日本国民は侵略主義の国民に非ざることを理解し日本人に対する感情態度を改むること。

(ロ)中華民国の教科書を改訂し排日記事を除却するに努め且つその教科書中に日本の国情を理解するに足るべき教材を多数取入れること。

(ハ)民国の小学校上級以上に日本語科を附設するの途を開くこと」（同上Ｐ１１４）

(12)　『新興教育』１９３２年１・２月号Ｐ１４

(13)　『教育週報』第３３７号、１９３１年１０月３１日

(14)　同上、第３３９号１９３１年１１月１４日

(15)　１９３２年１月２９～３０日第４回代表委員会ではひきつづき「日華教育問題ニ関スル件」が討議された（『帝国教育』第５９６号１９３２年２月１５日号Ｐ５０～５１）。２月下旬には、「武装なき勇士」として『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『大阪毎日新聞』などの従軍記者に感謝状を送った（同上第５９９号

１９３２年４月１日号Ｐ６４～６５）。

(16) 『教育週報』第３７６号１９３２年７月３０日

(17) 『帝国教育』第６０５号１９３２年７月１日号Ｐ６９～７３

(18) 『教育時論』第１６８９号１９３２年５月１５日Ｐ３１

(19) 「我帝国教育社会の中央機関となり教育の普及改善及向上を図る」ことを目的とする帝国教育会は、入会資格と会員構成からみて、教員団体とはいえなかった。会員は、小学校、中学校、高等女学校、師範学校の教員をはじめ、文部官僚、大学教授、教育ジャーナリストなどその職業は多岐にわたっていた。会員数も停滞状況にあり、必ずしも「大衆的」ではなかった。毎年自然退会者が相当数にのぼり、一部の会員をのぞき定着度は低かった。１９２８年４月から１９２９年３月までの入退会状況についてみるならば、退会者が４４２名と入会者４６名をうわまっている（『帝国教育』第５６５号１９２９年９月号Ｐ１１４）。その後も退会者は続いた。『帝国教育』１９２９年７月号から１９３１年６月号までに発表された新入会員数は2,３５９名であったにもかかわらず、１９３３年１１月時の会員総数は2,８２３名にとどまっている。１９２９年３月に比較してわずか１７７名の増加にすぎない。これは、この間新入会員数とほぼ同数の退会者があったことを意味している。

もとより、帝国教育会の機能・影響力をその組織成員数から速断することはできない。帝国教育会は、帝国教育会自身その構成団体のひとつとなっている全国連合教育会と密接な提携・協力関係をもつことによって、さらには毎年全国小学校教員会議、全国小学校女教員大会を主催することによって一定の大衆的な影響力をもっていた。

帝国教育会、道府県教育会、都市教育会の全国的連合組織体である全国連合教育会も、大多数の道府県教育会の会長が道府県知事あるいは学務部長に占められ、実質的には教育行政機構の補完物となっていた（多田房之輔「道府県教育会長問題」『帝国教育』第５８７号１９３１年７月号Ｐ１３）。

(20) たとえば、全国連合小学校教員会は、第７回大会において、「我国小学校教員全部をして速に全国連合小学校教員会に入会せしむる必要なきか若し必要ありとせば其の適当なる方法如何」の議案にたいし、次のような方針を決定している（『帝国教育』第５８１号１９３１年１月号Ｐ１１１）。

「1. 帝国教育会及び各連合教育会に対し其の勧誘を依頼すること。
2. 各師範学校長及び師範学校同窓会に対し能く本会の意義を説明し其の勧誘を依頼すること。
3. 各都市の小学校長会々長に対し勧誘すること。
4. 加盟各団体が各分担して勧誘すること。
5. 本部より未加盟団体に対し勧誘すること」

(21) 『帝国教育』誌上に掲載された「満蒙問題」関係の論文、記事は次のとおりである。

第５９８号（１９３２年３月１５日）
林博太郎「満蒙に対する児童の関心と同胞愛の精神を養ふため」
下川兵次郎「小学児童の軍用飛行機献納に就いて諸君に訴ふ」
時局教育資料「満州事変と帝国陸軍」
「上海事変と帝国海軍」
「現下の時局について」
「国際連盟州調査委員」
「立憲共和国大満州国出現」
「壮烈無比なる三勇士の最期」

第６００号（１９３２年４月１５日）
林博太郎「満蒙新国家と教育」
時局教育資料「新満州国の将来」

第６０２号（１９３２年５月１５日）
林博太郎「将来の満蒙の教育に就いて」
法貴慶次郎「満州移民の指導と教育」
春山作樹「新満州国に於ける本邦人の教育」
上田恭輔「植民地の教育について」
塚原政次「満州移民について」

第６１１号（１９３２年１０月１日）
野口援太郎「満州国承認の教育的意義」

児玉九十「満州国助成は天与の使命なり」
大島正徳「満州国承認に際して」

(22) 『帝国教育』第５９８号１９３２年３月１５日号
(23) 同上第６０５号１９３２年７月１日号Ｐ８９～９０
(24) 江口圭一「満洲事変と大新聞」『思想』１９７３年１月号Ｐ１０６
(25) 江口圭一氏の考証によれば、児童生徒の「満洲事変」に関する情報源のなかで教員は２３.４％を占め、新聞についで影響を与えたとされている（同上Ｐ１０８）。
(26) 『教育週報』第３８４号１９３２年９月２４日
(27) 上沼久之丞「訪満学童使節と国民教育」『帝国教育』第６１５号１９３２年１２月１日号Ｐ１１
(28) 「満蒙開拓青少年義勇軍」については、上笙一郎著『満蒙開拓青少年義勇軍』中央公論社１９７３年２月を参照されたい。
(29) 『教育週報』第３５５号１９３２年３月５日
(30) 同上第３６３号１９３２年４月３０日
(31) 同上第３８３号１９３２年９月１７日

第七章　諸闘争の展開

本章では、教労ならびに全協一般使用人組合教労部がとりくんだ諸闘争の具体的内容と意義について考察する。明らかに、それらを規定した客観的主体的諸条件が異なる諸闘争を一括して考察することは、これまでの歴史的経過に即した叙述のありかたからすれば、ある種の違和感をあたえるかもしれない。支部の組織活動をふくめた活動全体との関連で個別的闘争の内容・経過をのべることが最も望ましいことは確かである。しかし、こうした問題点をふまえたうえでなおかつ本章で一括して論ずる大きな理由は、個別的闘争をそれぞれの支部の活動状況にあわせてのべるならば、それらが拡散してしまい全体として表象しにくくなるという点にある。さらに、これまでの発掘・調査によって知りえた諸闘争が実際におこなわれたであろうと思われるものに比べて一部にとどまっていることも、消極的とはいえ無視できない理由のひとつなのである。地方支部の存在が判明しているにもかかわらず、当事者からの直接の証言がえられないなどの事情から闘争の実態・内容が不明なところが少なからずある。福島、茨城、群馬、埼玉、富山、山梨、岐阜、京都、岡山などがそれである。これらのところは今後の調査にまたなければならない。また機関紙『教育労働者』（教労）、『教育労働者版』（教労部）が全面的に発掘されていないことも実態把握を困難にしている要因のひとつである。

しかし、他方で、諸闘争を統一的に分析することは、諸闘争を貫ぬいている本質的なものをとらえ、それを一般化するうえで積極的な意味をもつことも否定できないであろう。そのことは、それぞれの闘争を具体的に規定した客観的主体的諸条件の差異を十分考慮に入れるならば、決して不当な方法でないと思われる。

(1)　経済闘争

教労（教労部）が経済的要求を重視したことは、綱領的文書「一考察」の分析から明らかであるが、各地方支部もまた基本的な闘争課題のひとつに位置づけていた。

教労機関紙『教育労働者』（１９３１年２月７日）は、東京、神奈川、埼玉、沖縄の各支部の活動状況を詳細に報じているが、これは教労各支部が教員の切実な経済的要求の実現をいかに重視したかを示している。たとえば東京支部については次のごとくである。

「三月の大量的馘首、不意転任、平均給の引下げ等々の嵐を前に教員大衆は日毎にその不安の度

を濃厚にしてゐる。特に府下三多摩地方に於ける俸給不払、賞与、手当の撤廃は兄弟達を極度の不安につきおとしてゐる。互助会、教員会等に対する兄弟達の不信、不平不満も高まり各処に於て、それの自主化斗争が行はれ、或は行はれんとしてゐる。

……

B地区×××に於ける既報の互助会刷新運動は、その後小委員会（互助会々則変更委員、各校五名宛三十五名）に於て会則を審議決定し、月末には再度総会を開催して決議する迄になっており、更に近く市会によって議決されんとしてゐる『住宅料半減』に対する斗争（ママ）は、如何にして大衆を動員さすべきかについて斗争（ママ）委員会をもって着々と其の準備活動を進めてゐる」

教労秋田支部は、結成後（ママ）まもなく弾圧されたが、「当面の中心スローガン」として、「不払俸給即時支給」「減俸絶対反対」「馘首初任給引下反対」などの経済的要求をかかげた。(1) 支部責任者の工藤清八は、公判廷において、生活擁護闘争の正当性を主張した。

「全国に亘る俸給不払の事実、それに依る教員の生活の窮乏化、例へば弁当のお菜に塩を掛けて食べてゐる教員、電燈料が払へないため電燈を止められローソクをつけてゐる教員、又家賃支払不能のため夜逃げした教員等多数の実例を挙げて、給料不払は既に六、七ケ月に亘る所が多数あり、商店でも最早や商品を前貸ししないので殆んど食ふに困る状態になってゐることを暴露し、俸給即時支払、教員の生活保証を要求した。」(2)

大分支部（１９３１年末～１９３２年７月）は、機関紙『教員の叫び』を発行したが、「その内容は、その頃の教員生活の実態、俸給寄付反対、満州事変が不正の戦争であること、教育会館寄付反対などが主たるものであった。」(3) 組合員のひとりは、教員の生活状態を次のように述懐している。

「当時は不況のドン底で、教員の給料は農山村の財政困難な所では遅配になり、学校の余暇を炭俵を編んで内職していた教員もあり、県下殆どの市町村では俸給の一割程度を町村に寄付させられたりしたものである。かてて加えて教育会館の建設のために半強制的に寄付させられ、全く惨たんたる状態であった。」(4)

新潟支部（準備会）は、大量馘首の可能性が強まった１９３２年３月に、全協一般使用人組合新潟県支部準備会の署名入り文書「首切りに関し全県下の小学校教員に檄す！」を教員に郵送した。(5)

１９３２年２月に結成された長野支部は、５月１５日の第３回地区代表者会議において教員給不払闘争を議題のひとつにとりあげている。さらに、９月１８日の第７回地区代表者会議では教員給全額国庫負担運動が問題にされ、各地区で賃金不払校の調査がおこなわれた。(6)大阪支部もまた経済的要求を重視した。中野寅市、岡沢舜三らによって結成された大阪教育労働者組合は、１９３２年２月１１日に関西方面の一般使用人組合教労部として再発足するが、彼らは、父兄会の名前をかり父兄約５０名をまえに劣悪な生活状態を訴えた。さらに５月２７日の教員体育大会の前夜、大幅賃上げ、退職金支給などの要求を記したビラをまいた。その後、中野らとは別に、山中林之助らが大阪支部を再建するが、彼らもまた、１９３３年５月２７日の体育大会にむけて「初任給５０円を５５円に引き上げろ」「給与の男女差別を撤廃しろ」「被服手当を支給しろ」の要求を盛り込んだビラをまく計画をもっていた。(7)教労部福島県支部準備会（１９３３年１月結成）も、その活動方針のなかに「月給不払いを解決するための義務教育費全額国庫負担」をふくめている。(8)

要求がきわめて切実であり、また各地方支部がそれらを重視したにもかかわらず、闘争の具体化は困難であった。(9)そのなかにあって一定の成果をあげたのは、沖縄県八重山支部の闘争であった。不払いが深刻になった石垣町では、１９３１年１１月支部の主導権のもとに、各学校の若い教員が中心となって相互に連絡をとり、町長にたいする団体交渉をおこなった。団交には、若い教員ばかりでは

なく、年輩の教員、女子教員も適当に配置して約５０名の教員が参加した。その結果、町長に支払い日を確約させる成果をかちとった。これにはげまされ、近隣の竹富村でも賃金の確実な支払を要求する闘いがくまれた。[10]この経験は、防衛上の配慮から組織名をふせて一般的な記事として『新興教育』１９３１年１２月号に発表された。

全体としていえば、個別的な経済闘争は必ずしも活発であったとはいえない。それは、第一に、教労（教労部）成員の絶対的な少なさに規定されていた。経済闘争、とくに賃金不払い、遅延にたいする闘争は、さしあたり町村当局が要求の対象であるため、町村単位で教員の大多数を組織的に結集することが必要であった。そのためには一定の組織成員の確保が前提条件であった。しかし、教労（教労部）の組織的力量からみて、闘争を主導的に切りひらく主体的条件はきわめて不十分であり不安定であった。地方支部が確立したところでも、町村単位でみれば文字どおり点在状態であり、また全国的にも未組織部分が圧倒的に多かった。一定の組織力をもった支部・分会も、弾圧によって安定した力量を維持することは困難であった。

第二に、視学・校長などの管理職層によるさまざまな干渉・抑圧は、教員を徹底的な無権利状態においていたばかりでなく、教員の大衆闘争への公然たる参加を妨げていた。

第三に、組織防衛上の配慮から、機関紙や『新興教育』誌上で各地における具体的闘争をその失敗例をふくめ経験交流を積極的になしえなかったことも闘争を発展させるうえで重大な制約となった。

以上のことからも明らかなように、個別的な経済闘争が積極的に展開されなかった理由は、教労（教労部）の方針・政策そのものにあったわけではなかった。このことは、権利闘争、職場民主化闘争にも共通していた。

個別的な経済闘争には、運動主体の戦術的問題とは別に、次のような本質的な限界があった。それは、成功的になされた場合においてさえも、悪化の一途をたどる町村財政の窮迫化のもとでは、その成果を維持することが困難で、むしろさまざまな形態をとった「合理化」攻撃によってただちに実質的な意義を喪失する点にあった。事態を根本的に打開する唯一の方向は、義務教育費全額国庫負担の実現にあった。この要求は、個別的闘争の一時的・防衛的性格からくる本質的限界をのりこえるものであるばかりでなく、各地における多様な経済的要求と諸闘争を全国的に統一しうるものであった。また、町村の財政的負担をある程度軽減する限りにおいて、大多数の農民はもとより町村当局者も支持しうる性格をもっていた。とはいえ、他方で、国家予算の編成原理の基本的修正と少なからぬ額の国費の支出を強要する点において、改良的要求とはいえ、独占資本・地主本位の政策と根本的に相容れないものであったことも明白であった。強力な世論形成と大衆的な政治闘争の昂揚なくしては決して容易に実現されるものではなかった。

義務教育費全額国庫負担の要求は、すでに「一考察」のなかで明瞭に定式化されていたが、その戦術的具体化は著しく立遅れていた。むしろ『新興教育』読者の方が敏感にこの問題を受けとっていた観さえある。『新興教育』１９３１年６月号には次のような投稿が掲載された。

「教員給引下につき。

過去の新教はこれらに対して、各小学校に於て闘争せよと言った。それでは、影響下にない小学校は、我等の陣営に来る可能性はない。教員給全額国庫負担を叫べ。これにより全国的に統一結成されるだろう。俸給値下に対しても全国的に連絡を保ち、統一ある戦が出来る。

各小学校個々別々の戦は、連絡なく統一なく分離せる戦をなすのみ、然もその勝目なきは火を見るより明らかだ。

各個撃破でやられてしまひ、セクトに陥る。
教員給全額国庫負担賛成」[11]

『新興教育』１９３２年３月号にも闘争方法・闘争戦術の解明を要望する投稿が発表された。

「三月号には義務教育ヒ国庫全額負担運動について読者ニュースに記したことを具体的に闘争方法まで紹介してほしい。教員はどうたゝかふか、父兄、青年はどうすべきか、これらの共同闘争戦術は如何にすべきか等々技術的にウマくやればのせられると思う」（滋賀　甲子生）[12]

教労部機関紙『週刊一般使用人教育労働者版』第６号（１９３２年１月２７日）の方針「義務教育費資本家地主全額フ担の全国的運動をまき起せ！」はこうした読者や下部組合員の要望にこたえて書かれたものと思われる。『新興教育』１９３２年３月号には教労部書記局員であった増淵穣が原哲夫のペンネームで執筆した論文「教員俸給並その他一切義務教育費の資本家国家全額負担運動」が掲載された。[13] これは『週刊一般使用人教育労働者版』第６号の方針と文章・内容がきわめて酷似している。おそらく第６号の方針も増淵によって用意されたと推定される。これらの方針が義務教育費全額国庫負担運動の戦術的組織的問題を提起したことは重要な意義をもっていたが、その内容は必ずしも組織の実態と力量に即したものとはいえなかった。組織方針として、「下からの闘争委員会」を選出し、それを「市町村教員大会」「全国教員大会」への順次発展させていくことがよびかけられているが、当時の教労部の組織的力量からいって容易に具体化しうる課題ではなかった。とはいえ、帝国教育会や道府県教育会が無展望でしかもいささかの実効も期待できない陳情・請願を繰り返していたとき、教労部が闘争の原則的方向を明示的に提起したことの意義は決してそこなわれるものではない。

(2)　教員会・教育会自主化闘争

第六章においてのべたように、各種の教員会や教育会は、自主的な教員団体・教育団体としての体裁をとりながらも、実際には教育行政機構の補完物として、教員にたいする官僚的支配・統制の有力な道具となっていた。恐慌期には広範な教員の経済的要求を「吸収」する安全弁的役割を、また中国侵略戦争が開始されてからは、教員を軍国主義的・排外主義的方向へ動員するべく先導的役割を果した。校長層は、その管理者としての立場と職権を利用して教員にたいし教員会・教育会への加入を働きかけたが、自発的意志を無視した強制加入とそれにともなう会費徴収は、教員の間に少なからぬ不満を生みだしていた。これらの団体が主催する種々のカンパニアへの参加もまた苦痛となっていた。

教員会・教育会などの「官制的」教員団体・教育団体の自主化は、官僚的教員統制政策を打破するうえでも、また教員の諸要求を実現するうえでも重要な課題のひとつとなっていた。教労はその行動綱領において次のように要求を具体化した。「教育会、教員会其他官設諸団体への強制加入反対」「職員会、教員会、教育会の自主化」[14] 教労部の行動綱領（草案）においてもこれらの要求は重視された。「御用教育諸団体へ強制加入反対、会費積立金の強制徴収反対、積立金の利子付返還」「教員会、互助会自主化のための闘争、自主的教員会確立のための闘争」「御用教育諸団体に対する闘争」[15]

教員会などにたいする教員の不満を反映して、『新興教育』誌上にも教員会・教育会に関する読者からの投稿がしばしば掲載された。[16] これらの多くが、教員会・教育会への不満の卒直な表示や反動的性格の暴露にとどまっていたのとは対照的に、実践的な見地から自主化の方針が提起されたことは注目される。『新興教育』１９３１年６月号に発表された雪村英子「女教員会を自主化せよ」がそれである。これは１９３１年５月１６～１８日にひらかれた第１１回全国小学校女教員大会にたいする批判として書かれた。彼女は、大会の議案や答申案の「教員の親睦、修養の美名にかくれての無能さ」

と「われ〳〵にたいする縁の遠さ」をのべるとともに、女教員会の官僚的非民主的性格を指摘した。

「私たちは、『女教員会』に私たちの意志を無関係に加入せしめられ、何の発言権さへ許されず、しかも会費だけは強制納附させられます。そしてこのやうなわれ〳〵の切実な、下からの要求を反映しない、天降り的組織が、どうして私たちの生活を守り、私たちの生活を導き、真の意味の私たちの『親睦』と『修養』となりえませう。」

さらに、女教員会が本来果すべき任務・課題を次のように提起した。

「『女教員会』が、もし、ほんとに、私たちの味方であり私たちの生活を守る組織であるならば、何よりもまづ、減俸問題や、貧困児童の問題や、そして私たちに女教員なるが故に課せられた様々な束縛、差別的、非人間的待遇を取扱ふべきではありますまいか。」

最後に女教員会の自主化を訴えた。

「私たちは、この様な、反動の××となってゐる『女教員会』を私たちの手にとり戻し、それを、ほんとに私たちの生活を守り、お互に相談して、私たちが、ほんとにいゝ教育者になれる様にお互ひに啓発しあふ、その様な自主的な組織にすべきです。

私たちは、そのために戦ひませう。『女教員会』自主化のために。正しい教育の樹立のために。私たち自身のよりよき生活のために。そしてまた、私たちの、かわいゝ子供たちのために！」

彼女の主張の根本には、女教員会の指導権を握っている文部省や帝国教育会の一部幹部と女教員大衆とを明確に区別し、自主化は女教員の要求に依拠してのみ可能であるという認識があった。同号にはまた池田種生の「第十一回全国女教員大会記」も掲載されているが、これも女教員会自主化の立場から書かれていた。[17]

このように教労（教労部）は、明確に教員会・教育会自主化の方針をとっていたが、具体的な自主化闘争はほとんど組織されなかった。自主化闘争が全体として低調であったのは、経済闘争と同様に方針上・政策上の軽視や過小評価にあったのではなく、教労（教労部）の組織的な弱体からきていた。道府県知事・学務部長の官僚や視学・校長などの管理職層が教員会・教育会の指導的地位を独占しているとき、それに対抗しうるだけの組織勢力なしに闘争の具体化はありえなかった。すでに、教労の結成以前において、先進的教員は、教育会自主化の経験と実績をもっていたが、それらは一定の組織勢力の存在と事前の周到な戦術的意志統一があってはじめて可能であったことを示していた。[18]

１９３２年にとりくまれた教労部長野支部の教育会自主化の闘いも、教員の一定の組織化を背景にはじめて可能となったものである。４月１７日の第２回地区代表者会議は、「信濃教育会、教員互助会闘争」「教育部会春季総会闘争」について討議したが、[19] この統一的な方針にもとづいて各地区はその準備をすすめた。諏訪地区では、６月４日の会議において諏訪教育部会春季総会にむけての方針を決定した。[20] ６月の信濃教育会諏訪教育部会において教労部メンバーは、投票による役員選挙を提案した。[21] しかし、発言者の組織が不十分であったため、具体的成果をあげるにはいたらなかった。他方、中信地区では、西条億重が南安曇の教育部会において恋愛問題を理由とした不当配転をとりあげた。大衆的な組織であるチョンガー会の支援もあって多くの共感を生んだ。[22]

(3)　反戦平和擁護闘争

教労（教労部）は、終始一貫、帝国主義戦争に反対し、平和を擁護する立場を堅持した。そのことは明確であった。たしかに、教労の機関紙『教育労働者』、教労部の機関紙『教育労働者版』が全面的に発掘されていないこともあり、教労（教労部）が反戦平和擁護闘争にたいしどのような戦術を

採用したのか、また各地において具体的にどのような闘争が組織されたのかは十分知られていない。したがって、これまでの調査によって判明した事実の範囲で反戦平和擁護闘争の足跡をとらえることにならざるをえないが、少なくとも帝国主義戦争とりわけ日本帝国主義の中国侵略戦争にたいしてとった原則的立場・方針を理解しようとする限りでは決して資料上の不足はない。

『教育労働者版』は、教労部書記局の結成にともなって１９３１年１２月下旬から発行されたが、これまで発掘されたもののなかで発行時期が最もはやい『教育労働者版』は第５号（１９３２年１月２１日）である。その第一面は、「職場を基礎に時局批判会戦争問題研究会等を組織し大衆的な反戦を斗へ！」（見出し）と訴えた。そこでは、反戦平和擁護闘争が、教労部書記局結成以来、一義的課題として重視されてきたことが確認されている。

「昨年末、我書記局確立以来、我々当面の任ムが、帝戦反対、サヴェート干渉反対斗争にあることを指摘し、教育労働者の反戦斗争の特殊的重要性を強調しつゝ、全国の同志並びに組合員諸君に斗争方法を指示して来た。」

これよりまえ、教労部は、１９３１年５月２７日の「海軍紀念日」にむけて宣伝文書「『海軍紀念日』について革命的教育労働者諸君に檄す」を出している。[23] 大多数の教員が軍国主義・排外主義イデオロギーに呪縛されつつあったなかで、このように教労（教労部）に結集した教員が毅然とした反戦平和擁護の姿勢を貫ぬいた歴史的事実をわれわれは忘れてはならないであろう。

『新興教育』もまた、反戦平和擁護の立場から、精力的な宣伝活動を展開した。それは、少なからぬ読者を励まし、反戦平和擁護闘争への自覚的参加を促したと思われる。『新興教育』１９３１年８月号は、８月１日の第３回国際反戦デーにむけて「反戦号」（編輯後記）として発行された。それは、天皇制軍部の中国東北地方への侵略を予期するかのごとくであった。扉の言葉は伏字だらけの青年コミンテルン綱領の抄文であった。以下半分近くは反戦闘争関係の諸論文と資料によってうめられた。巻頭論文ともいうべき「赤色デーと教育労働者」（高田文男）は、国際反戦デーの意義と先進的教員の果すべき任務を簡潔にのべている。

「戦争反対の闘争こそは、人類史上最も崇高且重要なものである。我々教育労働者も８月１日には××的プロレタリアートの指導の下に反戦闘争の一翼に参加し、我等の地位と能力に応じ全精力を傾けて赤色デーを戦ひ抜かなければならぬ。それは我々の国際的階級的義務である。」[24]

つづく岩崎康夫「明日の戦争」は、帝国主義戦争の可能性を各国資本主義の物質的経済的基礎における対立・矛盾から説明した。さらに、浅野研真は労作「エドキンテルンと反戦闘争」において、「エドキンテルン、即ち教育労働者インタナショナルの全歴史は、終始一貫して、反戦闘争の赤い糸に貫かれてゐる」とし、第一次世界大戦後エドキンテルンに結集した世界の良心的進歩的教員がたやすことのなかった反戦平和擁護闘争の伝統を紹介した。彼は、エドキンテルン創立の出発点となった１９２０年８月のフランス教員連盟大会――この大会で「階級闘争的、共同戦線的、反帝国主義的基礎」の上に教育者インターナショナル創立が宣言された――によせられた「かの情熱多感な作家」アナトール・フランスのメッセージを再現してみせた。

「焼きつくせ！焼きつくせ！憎悪を教へる総ての書物を焼きつくせ！

そして私は希望する、心から希望する、万国の教育委員会が共に世界共通の教程を作り、若い魂に世界平和と人類の共同精神を生み出すための理想の種を播く可能性につき考慮すること！」[25]

浅野論文につづいて、エドキンテルン総務書記局の反戦テーゼ「新帝国主義の脅威に抗争せよ」ならびに「反戦闘争テーゼ」が掲載された。前者は、エドキンテルンが、第二次世界大戦争開始の危

険が強まる情勢のもとで、第一次世界大戦十周年にあたる１９２８年１１月に発表した長文の反戦テーゼであった。浅野は、それを「エドキンテルンの全反戦闘争運動史上、一個の価値多き文献である」と評価している。後者は、１９３０年８月９～１２日にベルギーのアントワープで開かれたエドキンテルン第６回大会で採択されたものであった。植民地及び半植民地における活動を重視したところにこのテーゼの特徴のひとつがあったが、それとの関連で日本支部の役割が強調された。

「エドキンテルン、並びにその各国支部及び各班の植民地及び半植民地諸国の××運動への協力は、常に積極的であり、且つ実践的でなければならぬ。特定の植民地の解放運動を積極的に支持する義務は、第一に、当該植民地が財政的に依存してゐた本国のエドキンテルン支部又は班の上にかかってゐるのだ。この見地からして、イギリス、フランス、日×（ママ）、アメリカ合衆国などに於けるエドキンテルンの諸組織は、特に重大な責任に直面してゐる」

１９３１年９月１８日の「柳条溝事件」は、『新興教育』の分析が基本的に正確なものであったことを証明した。『新興教育』１９３１年１２月号の巻頭論文「満蒙問題と教育労働者」（島田啓介）は、いわゆる「満州事変」の政治的階級的本質を解明するとともに先進的教員が果すべき任務を次のように訴えた。

「この時に当って、それらの多くが直接に関接（ママ）に戦場に於て、或ひは青訓、青少年団に於て、教育労働者と密度な関連をなす事を思ふ時、吾々の使命は頗る重大である。吾々の職業が×戦の×伝×動に甚だ危険な地位にあらうとも、そは、吾々に技術上の深慮を廻らさせる理由となっても、断じてそれを放棄する理由とはなり得ない。

自分達自身の現在と将来のために、吾々が重大な責任の一部を負はねばならぬ労働者農民の幼きヂエネレーションのために、虐げられつゝある××地民衆の解放のために、如何なる苦難を越えても、吾々は××に反対しなければならない。

同僚に、児童に、青年に、教材逆用を以て、或は彼等の生活に即して不平不満要求の上に立って、×戦の決議、行動にまで、×伝し×動し組織化す事は、目下の吾々に与へられたる最大の階級的任務である。」

さらに、１９３２年1・２月号の横山幸夫「満州戦争とブルジョア教育」は、排外主義の浸透に学校教育と児童生徒がいかに利用されているかを具体的事実にもとづいて克明に分析した。

教労（教労部）の地方支部は、それぞれ闘争の具体化に努力した。東京・大阪などの大都市では、労働者・青年・学生の反戦活動が盛んであったこともあり、街頭的活動が比較的活発におこなわれた。小田真一（東京支部）は、１９３１年当時の活動を次のようにのべているが、それはかなり一般的な傾向であったと思われる。

「そのころは、たくさんのカンパニアが指示されてきました。国際婦人デー、３・１５、４・１６、メーデー、反戦デーなどには、色とりどりの伝単が配布されてきます。それをそれぞれの分会にわけて、分会員は、街頭、工場などの塀や電柱に貼りました。また、各分会では、座談会、観劇会（築地小劇場）を企画するとか、デモのある地点に未組織メンバーをつれていって見せるとか、それぞれの職場の情勢に対応して、メンバーの獲得、影響下の同僚の拡大をはかりました。」[26]

大阪支部もほぼ同様であった。１９３２年３月３１日、中野寅市らは、天王寺師範・池田師範・平野女子師範の卒業生にたいする合同辞令交付式にむけてビラをまき、侵略戦争反対を訴えた。[27] さらに、教員体育大会がひらかれる予定であった５月２７日の前夜、戦争反対を訴えたビラを会場前に貼り付けた。[28] 翌１９３３年５月２７日の体育大会にも、山中林之助らのグループによって「満州出兵反対」

「帝国主義戦争反対」のビラをまく計画がたてられたが、警戒が厳重であったため大会終了後にまかれた。[29]

こうした活動形態は、当時共産党とその指導下の大衆組織に共通してあった街頭主義的傾向の影響を少なからずうけたものと思われる。[30] しかし、教労（教労部）が全体として街頭主義的であったわけではなかった。むしろ、職場を基礎とした活動を重視していたことは注目されてよい。『週刊一般使用人教育労働者版』第５号が、「職場を基礎に時局批判会戦争問題研究会等を組織」する方針を提起していることをみれば、そのことは明らかであった。[31]

しかしながら、大多数の教員が排外主義の影響を強く受けつつあったとき、反戦平和擁護闘争を大衆的に組織することは容易ではなかった。なぜなら闘争の意義を訴えることは事実上自らの政治的信念と立場を示すことにつながったからである。ここに、反戦平和擁護闘争の経済闘争・教員会自主化闘争とは違った固有の困難さが横たわっていた。多くの場合、反戦平和擁護闘争のエネルギーが教育実践にむけられたのは理由のないことではなかった。こうした状況のなかで、１９３２年４月の教労部秋田支部の活動は創意的であったといわなければならないであろう。組合員のひとり佐藤維四郎は「どうにかして自分たちの主張を教育の現場に伝えて、幾らかでも戦争反対の訴えをしたいと各校に反戦ビラをまく計画をした」と語っている。[32] 彼らは、軍機建設献金募金に関する県学務部長の発言を非難したビラを、[33] 各学校の体操科主任宛に東京から郵送した。[34]『秋田魁新報』は県学務当局や校長の狼狽した様子を伝えている。[35]

(4) 教育実践 [36]

いかなる教育実践も教育実践観なしにはおこなわれない。教育実践観は教育実践の質を規定する。ここでいう教育実践観とは教育実践にたいする基本的な観点・立場をさす。教労（教労部）の教育実践にたいする原則的な位置づけは、すでに検討した綱領的文書「一考察」に示されているが、ここではそれがいわば血肉化されたものとしての教育実践観について検討する。いうまでもなく、当時、教育実践観そのものを体系的に論じたものはない。しかし、彼らの教育実践観を理解するうえで、これ以上のものを望むことはできないと思われる素材をわれわれはもっている。それは、村山俊太郎が荒木ひでにあてた一連の手紙である。[37] 村山は、１９３１年１１月７日に結成された山形県教育労働者組合のメンバーであった。山形県教育労働者組合は、翌１９３２年１月に教労部に加盟することになるが、３月１日から弾圧をうけほぼ壊滅状態となる。手紙は、教壇から追われた直後の１９３２年８月から１９３３年５月までの間に書かれた。時期からいえば、教労部時代のものとはいえない。しかし、それらの手紙を一読すればわかるように、教労部時代にもっていた思想は、いささかも揺いでいない。[38]

村山が教育実践にたいしどのような考えをもっていたかは、次のような表現に凝集されているとみてよい。

「現象を下から、ぜひ生活から眺めることが大切なことはいうまでもない。

一つの抽象によってながめるのではない。だから日常生活的問題をいかに考え、いかに処理していくかというところにわれわれの重大な任務があるのですよ。

闘争は下から、具体からなされなければならない。生活からはなれて闘争はない。だから子どもたちの問題を具体的に考えることは教育労働者としてのもっとも重要なことなのである。それには教師自身の開放と一しょになされなければならぬ部分もあるけれども、児童との日常生活上にも幾多の問題があることは先日書いたね」[39]

彼は、教育実践を社会変革と機械的に結びつけて、遠い将来の問題に追いやるような態度とは無縁であった。彼にあっては、社会変革の任務と日常的な教育実践とは別々の課題ではなく、統一的にとらえられていた。彼が、児童の「日常生活的問題」とりわけ教育実践にたいし情熱を注いだことは次のような個所からも知れる。

「マルクスは『吾々は世界を独断的に予想しない。旧世界の批判の中から、はじめて新しい世界を見出そうとする。』といっている。われわれの日常の仕事でもそうだと思うよ。原紙きりという仕事でも、日々の授業についても、また研究発表にしても、研究授業にしても、その現実に批判を加えることなしには進歩はあり得ないと思う。小さいことといって無批判にいることは大きな誤謬だと思う。一つ一つの仕事はそれ自身のための仕事であると同時にさらに発展すべき仕事の母胎としての任務を意識しなければならないから。すべてものごとを現実的にしかも発展的に眺めるということはわれわれにとって重要なことであらねばならないのである」(40)

こうした特定の個人の教育実践観をもってただちに教労（教労部）全体に普遍的なものとして一般化することはできない。しかし、村山の教育実践観にある本質的な要素は、村山ひとりに固有のものとはいえない。それは、各人の能力や経験の差異によって、多様なあらわれかたをしたとはいえ、本質的には同一であったと思われる。そのことを教育実践観そのものとして確証することはできないが、それが対象化されたところの教育実践においてより具体性をもって検証されるであろう。

これまで教育実践を一義的に規定せずに用いてきた。教育実践の具体的諸形態は多様である。さしあたり、次のように区別することは可能と思われる。第一に、教科教育、第二に、生活指導、第三に、教育条件の改善、第四に、父母との結びつき。この区分にしたがって叙述をすすめる。

教科教育における彼らの基本目標は、いかに科学的な教育内容を選択・配列し、さらにそれを系統的に教授するかにおかれていた。しかし、国定教科書を絶対視し、その無条件的な使用を義務づけていた当時の学校管理体制のもとでは、彼らの努力が、なによりもまず、国定教科書の批判にむけられたことは当然であった。

脇田英彦の国定教科書批判は彼らの到達水準を示している。文部省学生部が発行した『プロレタリア教育の教材』に収録されている「国定教科書の左翼的批判」がそれである。彼が、未決拘禁中の１９３３年から１９３４年にかけて書いたもので、それらは実際の授業のなかで具体的に展開されることなく、いわば構想の段階にとどまった。彼の国定教科書批判は、全体としてみれば、覚え書き的性格をもち、必ずしも完成度の高いものではない。それは、地理、歴史、理科さらに高等科修身のように授業経験を全くもたない教科にたいする批判をふくんでいたことによるが、(41)より本質的には、彼が、これを、将来において本格的に展開しようと考えていた基本構想の準備的作業として位置づけていたことによる、と思われる。(42)こうした観点から、彼は、国定教科書の根底にある支配階級の政治意図にたいするイデオロギー的批判を極力避け、教科書の具体的な展開に即したいわば内在的批判を試みている。たしかに教育内容の構成・配列について積極的な構想が対置されていないとはいえ、内容編成の基本原理にかかわった鋭い問題提起が各所にみられる。

「国史」についての次のような主張は、教育内容の編成原理について直接言及したものではないが、それなくしてはいかなる編成原理もありえないという意味において最も本質的な提言なのである。彼は日本史と世界史の統一的把握を強調する。

「歴史とは即ち世界史でなければならぬであらう。逆に世界史は総べての歴史の統一でなければならぬ。

いかなる部面の歴史の断片を取っても歴史の意義と価値とを追究して行くならば吾々は世界史の概念に到達せざるを得ないであらう。

……

日本歴史とは何ぞや。歴史の究極が世界史にあるとするならば、世界史的概念から切り離された日本のみの歴史は存在し得ない。考へる事は出来ない。日本歴史の現代的意義は世界歴史の有機的一部としての日本歴史でなければならない。日本民族の総ての文化は世界人類の一所産と見てのみ歴史的意義が存在する。それ故日本歴史とは世界人類文化に統一された日本民族の文化の記録であると理解しなければならない。

世界歴史概念と関係なき日本歴史は真の意味に於ける日本歴史と云ふ事は出来ぬ。

世界歴史概念に最も深く純一に統一されてゐればゐる程それは正しき日本の歴史と称する事が出来るであらうと思ふ。」[43]

理科の目的が自然科学の教授にあるとしたこともすぐれた提起のひとつであった。理科を自然科学とは別のものとする見解を批判したあと次のようにのべている。

「畢竟するに理科は、その材料を自然科学的なものから選択し、其の教材の体系は自然科学的である。理科科は小学校に於ける自然科学科である。それならば、理科教育は小学校に於ける自然科学教育でなければならない。従って其の理想は人類の所産なる自然科学を正しく理解（形式的にも実質的にも）させる事にあらねばならぬ。理科書は右の様な目的を果すべく作られて居る筈である。」[44]

国定教科書批判の努力はさらに教育内容の自主的編成にむけられていった。[45]教労部長野支部は、１９３２年１０月の地区代表者会議において、下伊那地区からの提案をうけて全教科目にわたった「無産者児童教程（仮称）」を自主編成することを決めた。この方針にもとづいて、各地区は教科を分担して草案作成を進めたが、１９３３年２月の弾圧までに下伊那地区が担当した修身科だけが完成されたのにとどまった。今村治郎と福沢準一とによって執筆された「修身科・無産者児童教程」がそれである。[46]内容において、児童の理解力を越えると思われる難解な部分も少なからずあるが、その具体的な適用にあたっては最大限の柔軟さをもつことが指示された。

「これは各課及各課の内容に就きて如何なる点に主眼を置くか、如何なる点に結び付けて取扱わるべきかの一般的取扱いを示すに止っている。これの具体的取扱い即ち教材及びそれの選択、按配等のより詳細な教案の作成については、直接教授者の努力に俟たなければならない。蓋しかゝるものは、客観的条件の充分な考慮対象児童の明確な把持の上に立案作成せられてこそ、始めて真に具体的な効果的な導入案を得らるゝであろうからである。こゝに記載せられているところのものをこのまゝに即ち斯くの如き言葉、形において機械的公式的に教授することを要求しているものではないしまたし得るべきではない。」[47]

さて、このような国定教科書批判や教育内容の自主編成は、実際の授業活動とは別に、独自の理論的作業として展開されてきた。それは、実際の授業活動と同一ではない。それでは実際の授業方法・形態はどのようなものであったろうか。黒滝チカラは、授業方法を「通過」「逆説」「対比」「暴露」「直視」「転換」「活用」「改作」とまとめているが、[48]これはかなり共通した考え方であったと思われる。これらの方法、たとえば修身科などで多用された「通過」あるいは「素通り」の方法は、一見消極的な授業方法であり、厳密な意味で教授学的方法といえないかもしれない。しかし、それは、一方で国定教科書の利用を絶対化する学校管理体制の厳しさを反映していると同時に、他方で修身書などに貫ぬかれている忠君愛国的な天皇制イデオロギーの注入を実質的に拒否する点において積極的な

性格をもっているのである。決して確固たる自覚なしにはおこなわれない。一般教養的な要素を少なからずもつ教科目とは異なり、天皇制イデオロギーの教化的注入以外にその目的をもたない修身科の授業においては、いわば狭い意味の教授学的創意や工夫は本質的に問題になりえない。

とはいえ、授業方法が特定の教育内容を前提とすることなしにその機能を果しえないことも明らかである。いつまでも国定教科書の外在的批判にとどまることはできない。しかし、全国的にみれば、多くの場合、教育内容の研究は、個人的な努力に委ねられていたといってよい。そこには限度があった。『新興教育』誌上の教材研究にたいする読者の要望はこうした教育内容研究上の困難と悩みを反映したものと思われる。(49) 『新興教育』１９３１年６月号「赤いチョーク」欄は教材研究にたいする要求と関心の強さをよく示している。

「国定修身教科書の批判及逆用法のテキストをのせろ」（吉×生）

「国定教科書の階級的取扱（具体案）」（××生）

「我が読者会の希望として、『新教』大衆化の為に教材研究をのせて下さい。ブルジョア反動教育の教材を、マルクス、レーニンの唯物弁証法の鋭いメスで解剖して下さい。教材を中心に、具体的に、又童話等も」（××読者会）

「ソヴェート教育の紹介は１００パーセントだ。だが、もっと俺たち日常実践に応用出来るやうな、学級経営、細目、教案といふような奴を、ソヴェート及新進諸国の教育よりカットして紹介してくれ」（南国の一同志）

『新興教育』１９３１年１２月号にいくつかの教材研究が発表されたが、これは読者の期待と要望にこたえたものであった。(50)

児童芸術教育研究会「『小さなねじ』の階級性――教材、巻十二、第十二課――」(51)

××小学校　島野雄二「国語読本の取り扱い方について――教材、巻六、第一、俵の山――」(52)

××小学校　唯野二郎「××主義教育としての修身科」

こうした努力にもかかわらず、現場からの実践報告の発表が組織防衛上の理由でさしひかえられたこと、また研究会自体の弱体などで、読者の要求を十分満たすものにはならなかった。

生活指導として重視されたのは、学級自治会・学校自治会ならびに校外自治組織にたいする指導であった。教労の行動綱領では、「自主的児童委員会の確立」「児童委員会による一切の要求の自由」が、(53)また教労部の行動綱領（草案）でも「自主的学校学級自治会（部落制自治会）子供会の確立ピオニールの組織及び活動の自由」(54)が掲げられていた。『教育労働者版』第１７号に発表された「如何にして自主的学級自治会をつくるか」は、これらの方針を具体化したのであった。(55) さかのぼって、『新興教育』１９３１年１２月号には、川田吉太郎「学校自治会の自主化！」が掲載されている。川田吉太郎は浦辺史のペンネームである。これは、新興教育研究所内部の教労部フラクションのひとりであった浦辺が、かっての東京府下南多摩郡七生村潤徳小学校時代に同僚の増淵穣とともに指導した学校自治会の経験をまとめたものであった。(56)また同号「学校から」欄には、静岡の山田ゆき「自治会組織の経験」があわせ発表されている。児童生徒の自主性と自治能力に信頼をよせ、可能な限りそれらをのばそうとしたところに自治会指導の本質的意義があった。事実、これらの実践報告は、児童生徒の生き生きとした姿を伝えている。(57)

学級自治会・学校自治会とは別に校外児童自治組織、いわゆる労農少年団（ピオネール）組織もまた劣らず重視されていた。脇田英彦は、１９３１年４月から検挙されるまでの間、尋常科高学年と高等科生徒を対象とした「馬入ピオニール」を結成している。(58) 脇田の他にも、ピオネールの組織化に

努力した教員はいたが、その実態はほとんど解明されていない。[59]

こうした指導のなかには、児童生徒の内部構成にも階級関係が存在するという機械的な見解や自主的児童組織を階級組織の一部とみなす一面的な理解とむすびついて、運動論的にみれば本来教員集団や父母にその解決がゆだねられるべき要求・課題を自主的児童組織におわせる傾向が少なからずあった。自主的児童組織にたいする過大な要求と期待は、大多数の教員が、官僚主義的管理体制のもとで民主的な指導能力を喪失しているばかりではなく、むしろ児童生徒にとって抑圧的役割を果していた状況と切り離しては考えられないであろう。少なくとも、「プロレタリア貧農」児童の実生活から極端に遊離した教育内容と絶望的なまでに破壊された教育環境のもとで、彼らの基本的人権と諸権利の原則的な回復を意図したところにこれらの自主的児童組織の歴史的意義があったといえよう。

差別教育にたいしても厳しい批判の眼がむけられた。[60]とくに、一部の子どもを中心とした学芸会をすべての生徒が参加できるようなものにする努力が各地でなされた。[61]次に示すのは、神奈川支部荒川利男の実践である。

「学芸会に全級児童を出演させたのも、当時としては風がわりだった。それまでの学芸会に出演できるのは成績のいい子か、金持の子か、後援会のボスの子か、きれいな子か——というように限定されやすく、成績のよくない子、貧乏人の子、きたない子は只指をくわえて見物するだけだった。

テーマは『とりとけもの』、双方の部落に絶えず争いが絶えないが、最後は正しいもの、団結したものが勝つという単純な筋。

全児童を両方に分けて、それぞれ頭領参謀をきめ、自分の当ったとり、けものゝお面を各自に製作させた。親も子供も大張り切り、児童全体を動員しながら、しかも子供たちの自主性を尊重し、とり、けもの両群の役割も教師の指名でなく、すべて子供たちの投票によって決めた。

これらの演劇活動を通じて主張さえ正しければ、弱いものでも団結すれば必ず勝つ——という考え方を浸透させようとしたものであるが、表面にはイデオロギッシュなものは全く出さず、子供がやたらにドタバタする少々荒っぽい演劇だ位の印象だったと思う」[62]

教育条件の改善もまた重要な闘争課題のひとつであった。全国的にひろがっていた欠食児童の存在は深刻な社会問題となっていた。『新興教育』1932年9・10月号に掲載された秋田支準F地区A班「欠食児童資料室を設けて欲しい」は、教労部秋田支部の加藤忠右衛門が投稿したものであった。[63]彼は、欠食児童問題の調査・研究の重要性を指摘し、具体的な調査項目を提案しているが、それは彼が欠食児童問題についていかに深い関心を抱いていたかをあらわしている。

「農村と言はず都市といはず、労働者農民一般勤労者の幼き子弟は、絶えず空腹におそはれて教師の言葉は耳に入らず、黒板の文字は目にはいらずといふ悲惨な状態に突き落されてゐる。全国の欠食児童は五十一万といふ。そしてこの数は刻一刻と増加してゆく。今まで同盟は絶えずこれを問題にし、調査研究対策をなしてきた。しかし我々はもっともっと切実に間断なく、同盟員・通信員・機関紙・新聞の読者教育サークル員が総動員して調査・研究・対策を講じなければならない重大な問題と考へる。

そのためには今後機関紙又は新聞に欠食児童資料室（名は別に適宜に決められたい）なる特別欄を設けて強する事が大切だと考へる。そして此の欄は同盟員はもとより通信員・機関紙・新聞の読者教育サークル（ママ）員全員のレポによって支持されねばならない。

1. その村その小学校その郡その県の欠食児童及び之に類する者の数。

2. その家庭状態、家庭訪問記。
3. その労働状態。
4. その救済状態。
5. その学業成績、素質、素行。
6. 考へられた対策、実際の活動。
7. 教育労働者は特に学習上の対策。

等如何なる些細な事柄もあます所なく取扱はねばならない。

参加支持者は、

1. 現に調査報告済みの場合、再度報告をなし資料室を新に設置する事に協力しなければならない。
2. 資料室へのレポは出来るだけヒンパンにする事。少くとも月一回は是非なされなければならない。
3. レポは『欠食児童資料室』と明記して別紙に認め、調査者の場所、調査範囲及び第何回の報告なるか等明瞭に記さねばならない。

『資料室』は凡ての資料を残す所なく掲載し絶えずこれが対策の研究をなさねばならない。

それ故『資料室』が発展した場合は機関紙又は新聞と別個にニュースの型によってなされるであらう将来の見透しをもつ」

兵庫支部の窪田弘道も生徒の教育条件の改善のために次のような活動をおこなった。

「番町の子には、学用品代や月謝が滞るものが多かったので、方面委員（民生委員）に相談して、月謝免除、運動靴や雨傘を学校から支給することにしていた。窪田は、それを市に増額させるための『就学援助資金』獲得の運動をすすめたのである」

父母にたいする働きかけも比較的活発におこなわれた。教労の行動綱領では、「プロレタリア並に貧農父兄会の設置、及びそれによる学校行政並びに経営の監視」が提起された。１９３２年１月１４日付の『教育労働者版』に発表された「自主的父兄委員会を作れ」の方針は、それをより発展的に具体化したものと思われるが、そこでは、自主的父兄委員会の任務が次のように定式化された。

「㈠ 無産児童が要求してゐる学用品、昼食の無料支給、授業料の撤廃、軍国主義的教育反対等の闘争

㈡ 更に教育労働者の俸給不払い、首切り不意転、児童の文化的、経済的、政治的要求獲得のための闘争

㈢ 労働大衆の児童を文化的経済的に犠牲とする反動的な学校学級経営に対して監視し闘争して行かねばならぬ」

各地の組合員は、恒常的な組織の結成にいたらなかったとはいえ、それぞれの条件を生かして、積極的に父母との結びつきをはかった。小林勗（新潟支部）は、教師・生徒・父母が一体となって教育実践をすすめるため「学級ニュース」を発行した。(65) 荒川利男（神奈川支部）、窪田弘道（兵庫支部）は、家庭訪問、父兄会への参加など意識的に結びつきを強めるために努力した。(66)

〈註〉

(1) 秋田支部の行動綱領、スローガンのなかで経済的要求に関係するものは次のとおりである（文部省学生部『思想調査資料』第１５輯１９３２年７月Ｐ６８～６９）。

行動綱領

教育労働者の待遇改善

教育費は資本家地主が出せ

スローガン
初任給の値下絶対反対
給料を即時三割値上しろ
雑務に対する手当を出せ
未払手当即時全額支払せよ
毎年五割昇給させろ
旅費、住宅料を出せ
ボーナスを三ヶ月
同一年限に同一月給を支給しろ
給料は資本家、地主が出せ
税金を撤廃しろ

(2) 『新興教育』１９３１年１１月号Ｐ６９～７０
(3) 立川義人「昭和七年非合法時代の戦い」大分県教職員組合『大分県教組二十年史』労働旬報社１９７０年２月Ｐ１７
(4) 同上
(5) 前出『思想調査資料』第１５輯１９３２年７月Ｐ８６～８８
(6) 二・四事件記録刊行委員会編『抵抗の歴史』労働旬報社１９６９年１０月Ｐ７７～８０
(7) 竹中良輝「『教労』『新教』大阪支部について」第７回教育運動史研究会夏季研究集会１９７２年８月
(8) 永山昭三「『教労』福島県支部準備会――運動発生の社会的条件と弾圧に関するメモ――」『教育運動史研究』第８号１９６６年Ｐ１７
(9) 当時、教労とは直接の結びつきをもたなかったが、いくつかの地方で経済闘争が成功的に展開された。これは、いかに教員の生活状態が深刻であり、また経済的要求が切実であったことを示していた。同時に、これらの闘争は、先進的教員の組織化の重要性を意味していた。

長野県永明校では、１９３０年８月に校長から一方的に申し出のあった強制寄付を教員の結束によって拒否した。この背景には、１９２６年以来続けられてきた自覚的部分による科学的社会主義に関する学習会の地道な積み重ねと、それを基礎とした教員集団の形成があった（前出『抵抗の歴史』Ｐ４０）。この闘争が契機となって、活動家は長野県各地に転任を強要されることになるが、それは教労部長野支部への組織的発展を準備することになった。

秋田においても、１９３０年１２月、年末手当削減反対闘争がとりくまれた。１２月上旬、秋田県町村長会議は、年末手当を２～３割減額支給することを申しあわせ、同時に賃金引き下げ、学級整理、諸手当の廃止を知事に陳情した。これにたいし、知事は諸手当削減を事実上容認する回答をおこなった。下旬にいたっても年末手当が支給されなかったため、２５日教員側は村長、村会議員と交渉することになったが、このなかで教員側は、小作料の値下げ、村税課税方式の非民主的性格の暴露、村長・村議の卒先した多額寄付の要求、電燈料値下げ運動の提起とあわせて、手当削減反対を主張した。翌日、村長は要求を受諾するにいたり、闘争は教員側の勝利に終った（杉丈二「一つの報告」『新興教育』１９３１年２月号Ｐ６２～６４。なお、杉丈二は逸見久吉のペンネームである）。
(10) 桃原用永『八重山の民主化のために』１９７０年１月Ｐ３５～３６
(11) 『新興教育』１９３１年６月号Ｐ７４
(12) 同上１９３２年３月号「赤いチョーク」欄Ｐ３０
(13) 同上Ｐ９３～１００
(14) 『新興教育』１９３０年１１月号Ｐ７４，７５
(15) 文部省学生部『プロレタリア教育運動』上１９３３年４月Ｐ４７，４９
(16) 東京松山津留夫「反動教員会絶対反対だ」１９３０年１１月号「学校から」欄Ｐ３２～３３
京都吉川正「反動の都京都市から」同上Ｐ３８～４０
京都今春信雄「この反動教育会を見よ！」１９３１年１月号Ｐ１１～１３
(17) 彼は最後を次のように結んでいる。

「我々はそれに対して、女教員会自主化の旗の下に、女教員会に巣喰ふ反動ダラ幹共の本質をバクロし、阿諂と追従の卑屈な心から、眠れる姉妹たちを呼びさまし、女教員をして、真に我々の生活と要求とに結びついた潑剌たる自主的組織とするために努力しなければならない」（『新興教育』１９３１年６月号Ｐ４７～５０）。原文はペンネーム野上荘吉で執筆されている。

なお、『新興教育』１９３１年７月号（Ｐ４２～４８）の田部久（北村孫盛のペンネーム）「全国連合教育会傍聴記」は、第１７回全国連合教育会（１９３１年６月１６～１９日）の模様を詳細に分析した論文であるが、批判の力点が教育会の反動的役割の暴露におかれているのが特徴的である。こうした分析方法が、教員会・教育会の自主化闘争にどのように実践的意義をもっていたかは疑問視される。

(18) 教労結成以前の教育会自主化闘争としては、沖縄八重山と東京南多摩の例がある。

１９２８年頃おこなわれたといわれている沖縄県教育会八重山教育部会の自主化闘争において指導的役割を果した桃原用永氏の回顧によれば、その経過は次のようなものであった。

当時、八重山教育部会が、その会長に行政機関の最高責任者である八重山支庁長を「推戴」するなど非民主的な性格をもっていたことに批判的であった桃原氏ら若い教員は、各学校の教員に呼びかけ会則の改正をもとめる準備をすすめた。改正の内容は次のようにまとめられた。

「1. 会員発議による会則改正は２０名以上の同意者が必要であること。
2. 会則改正には３分の２以上の賛成者が必要であること。
3. 評議員の選挙は無記名投票により行ない、正会員の中から出すこと。」

総会の一週間前に中心になっていた教員３０余名が集まり、賛成会員の獲得方法と提案理由の要旨、説明者について討議した。総会前日までに賛同者の確保が計画どおりすすめられた。また、当日は賛否の決定を投票ではなく起立でおこなうことも事前に打ちあわされた。

総会当日、会則改正の提案理由と同意者２０名の名前がプリントにされ、緊急動議の成立とともに会員に配布された。代表によって提案理由の趣旨説明がおこなわれたあと、会則改正は大多数の支持によって可決され、役員選挙においても予定した人々が選出されるにいたった（桃原用永『八重山の民主化のために』197U年1月Ｐ３６～３８）

１９２９年３月には、増淵穣、町田知雄らを中心に南多摩郡教員会自主化闘争がおこなかれた。彼らは、総会において、「(1)教員会の役員はこの総会で選挙によって選出すること(2)会計の明細な報告をおこなうこと」を要求した。これにたいし、約３００名の一般員が支持の拍手を送った（増淵穣『日本教育労働運動小史』新樹出版１９７２年７月Ｐ３０）。

(19) 前出『抵抗の歴史』Ｐ７７

(20) 同上Ｐ７９

(21) 同上Ｐ１０２諏訪地区では、その後、秋季総会にたいする方針も討議されている。

(22) 同上Ｐ１０３

(23) 『新興教育』１９３１年８月号Ｐ６０～６１

(24) 同上Ｐ３

(25) このアナトール・フランスの言葉が、当時の教員にいかに強烈な印象を与えたかは、同文が１９２９年４月１５日発行の『教育文芸家協会ニュース(1)』に掲げられていることからも知れる。

(26) 「わたしの新興教育運動(1)――新教第２回総会（１９３２）までの思い出――」『教育運動史研究』第６号１９６２年９月Ｐ８～９

(27) 前出「『教労』『新教』大阪支部について」

(28) 同上、中野らは、これよりまえ、各小学校の体育主任を対象とした指導者講習会にも全協の応援をうけて同じ内容のビラをまいた。講習会は中止されるにいたった。

(29) 同上

(30) この点については第八章(2)においてくわしくふれたい。

(31) すでにふれた『新興教育』１９３１年８月号の論文「赤色デーと教育労働者」も、行動形態について次のようにのべている。

「では我々は反戦闘争をいかに戦ふか？勿論我々の反戦闘争は工場労働者と同一の形態を以て戦はれ得べきものではない。……

そのためには我々は、新聞や雑誌を利用し、大衆の日常的な不平、不満、疑問と結びつけて、平常のことばを以て大衆を啓蒙し、赤色デーを宣伝しなければならぬ。日露戦争、欧州大戦の悲惨な話、近づきつゝある次の戦争の話、戦争の起る理由、その戦争（ママ）をなくするにはどうしたらよいか、等々をやさしく、具体的な実例を挙げて説明し、赤色デー当日又はそれ以前において、すべの進歩的教員は同僚や児童とピクニックを催し、或は座談会を開いて、一人でも多くのメムバーを動員し、戦争（ママ）反対を宣伝しなければならぬ」（傍点――引用者）

(32) 庫山寛一「秋田の新興教育運動――（雄勝を中心に）――」『秋田の北方教育史』１９６４年７月Ｐ１６５

(33) 『秋田魁新報』１９３２年４月２６日

(34) 佐藤維四郎氏は活動の模様を次のように述懐している。

「私の下宿を作業場にすることにしたが、私の借りている二階では酒をのんでさわいでいることにして、下の奥座敷を借りて仕事をすることにした。ところが仕事がすすんでから切手の用意のないのに気がついた。もう夜になっている、誰も出たくないので私が出ることにした。怪まれるとおもい前森町の方からポストのある家に入って二銭切手を五枚十枚と買って歩いたが、とうとう大町の富谷さんの店で残りの必要枚数を買ってしまった。何百枚だったかわすれたが、後で怪まれるのではないかとヒヤリとしたことを覚えている。宛名は各学校の体操科主任先生として、差出人は東京の出版社とした。宛名は筆で書いたが、先生方は左手で、ほかの人は右手でかくことにしたから、先生外の人は左五郎さんのほかにもまだいたようにおもう。

東京で働いていた左五郎さんの友人に小包で送り、東京から発送してもらった。東京から郵送した分は、さすが検事局も私達の仕業だとは気がつかなかったらしい。外のビラは『これはお前達だろう』と見せられたが、これだけは言われなかった。

その当時、私が体操科主任だったので、私のところにも配達された。先生方にみせるとある先生が『これは先頃、横手町の謄写技術講習に出席した奴が原紙を切ったにちがいない』といったのでギクリとした。実はその通りで、講習をうけた高木竜三君（旧姓佐藤）が原紙を切ったのだった。『差出人をみろ、東京じやないか。東京なら上手な人が何人も居るだろう』と懸命になって防いだことを覚えている」（同上「秋田の新興教育運動――（雄勝を中心に）――」Ｐ１６５～１６６）

(35) 『秋田魁新報』（１９３２年４月２６日）は、４月２６日朝、大館男子小学校体操科担任教員へ送られてきた「不穏文書」に驚いた校長が、ただちに大館警察署に届けていることを伝えている。彼らは、消印が「浅草か浅舞か判明」しないことにいらだち県内の郵便局員のなかに協力者がいるのではないかとの疑惑さえをもった。

(36) これは、他の活動分野についてもいえることであるが、とくに教育実践に関するいわゆる第一次資料は乏しい。当時の時点において、教育実践上の具体的な経験を系統的に分析した記録は、ごくわずかな例外を除けば皆無に等しい。「記録は残すな、子どものからだに残せ」（１９６７年８月１７日『新興教育』復製版完成記念シンポジウムにおける黒滝チカラ氏の発言）は、活動家にとって共通した考えであった。ここに、当時の教育実践がおかれていた歴史的諸条件が象徴的にあらわれている。したがって、教育実践に関する資料は戦後において発掘・調査されたものがそのほとんどである。しかし、それもわれわれを満足させるほど多くない。その細部にわたって克明に復元されたものを要求するならば、さらに限られてくる。とりわけ、いわゆる教室実践の場合、運動の発展段階や客観的諸条件に制約されたこともあり、個人的な実践としての性格を強く帯びているので、当事者自身による復元なしに、その実態の正確な理解は難しい。今後の系統的な発掘に待たれる点はなお多い。とはいえ、これまで知りえたことから、教育実践に貫ぬかれている本質的なもの、基本的な特徴、さらに歴史的な限界をとらえることは不可能ではない。

さて、本節の課題は、いうまでもなく、従来からの「教育不在」「子ども不在」の「批判」にたいする「反批判」という消極的なところにあるのではない。教労（教労部）の教育実践は多様なかたちでおこなわれ、豊かなものであった。当時の教育実践を「子ども不在」とみるのは、そうみるものの教育実践観自体が「子ども不在」であるからにほかならない。それは、観点・立場の問題である。

もとよりある特定の水準から当時の教育実践をふりかえるならば、そこになんらかの未熟さや弱点を見い出すことは容易である。しかし、それは彼らの教育実践観や児童観そのものに由来する本質的なものであろうか。それについての回答は具体的な分析のなかで示されるであろう。ここでは少なくとも次のことについてふれておかなければならない。

教労（教労部）は、組織全体としてみればほぼ３年半にわたって存続したが、個々の支部や活動家にとっての活動期間はそれよりはるかに短かった。それは、彼らの教育実践がきわめて短期間におこなわれたことを意味している。また、日常的な監視や干渉はいうまでもなく、馘首や配転などの弾圧によって、教育実践の不本意な中断をよぎなくされ、実際的な成果やあるいは完成度の高い実践をおこなうことができなかった活動家が少なからずいたことである。これらの否定的要因が、教育実践上不可避にともなう弱点を発展的に克服し、より豊かなかたちで結実させる余裕を奪ったことを忘れてはならない。

(37) 手紙は、『村山俊太郎著作集』第１巻百合出版１９６７年１２月Ｐ２５９～４２２に収録されている。これらの手紙は、その性格からいって断片的であることは避けられないが、他方、最愛の人間にたいする私信である点、内面が虚飾なく赤裸々に表現されているところに代替しがたい価値をもっている。

(38) 彼は、１９３２年１１月７日付の手紙で、教労部山形支部の活動を確信にみちた書きかたで回顧している。

「去年のこの夜、私たち同志数名は××市の×所に会合をもって『全協一般使用人組合教育労働部山形県

支部』を設置したのであった。それからわずか四ケ月の月日は、私をどんなに成長させてくれたか。教員生活権擁護と新興教育の建設的努力に熱中した。私は主としてプロレタリア教育理論と実際方面を進めて努力した」（同上Ｐ２８５）また、科学的社会主義やソビエト・ロシアにおける社会主義建設について肯定的な意見をのべている（同上Ｐ３４８、３８２）。たとえば、１９３２年１２月１０日の手紙では、マルクス、エンゲルス、レーニンらの生涯と活動をくわしく紹介し（同上Ｐ３４７～３４９）、１２月１９日の手紙で、マルクス夫人のイエニーについてふれている。さらに、彼は、その世界観的基礎を唯物弁証法においていることをしばしば卒直に語っている。

「自然現象、社会現象を唯物弁証法的発展に於いて認識することこそ、われわれの根本態度なのだ。政治も経済も文化も、そして歴史も発展において認識する」（同上Ｐ２９３、１９３２年１１月１０日付）。

そして次のようにいいきる。

「イカニ生キルカトイウコトハワレワレノ社会観、人生観ヲ把握スルコトデアリ、マルクス主義的唯物弁証法ヲニギルコト以外ニハアリ得ナイ」（同上Ｐ３７０、１９３２年１２月１９日付）。

(39) 同上Ｐ３５１～３５２、１９３２年１２月１２日付、傍点――引用者。

(40) 同上Ｐ３５６、１９３２年１２月１４日付、傍点――引用者。教育実践にたいする厳格で誠実な態度は教育技術面にも一貫していた。荒木ひでの印刷物の誤まりを指摘しつつ次のようにのべていることも彼の姿勢をよく示している。

「文法的には、正に落第だね、これでは。どうも失敬した。

国語をやる人なんてこうした細かい点にまでも敏感であってしかるべきでしょう。教案や研究物や板書や日日の教案などにも、こうした正しい訓練を養うことに気をつけてください。いかにも形式的なことではあるけれどもこの小さい点を正しくやらないというのは明らかな誤謬だと思うよ。正しい主張をもつものは、日日の生活現象に於いて正しい訓練と行動をしておくこと。でないと口先だけの抽象論になってしまうから」（同上Ｐ３６６～３６７、１９３２年１２月１９日付）

(41) 彼は、高等科修身書について次のようにのべている。

「高等科の修身書には今初めての見参である。耳にしたことすら無いのだから実際教授などは全然経験が無い。趣旨も何も判らぬ。全然白紙で出発しやう」（『プロレタリア教育の教材』Ｐ１９７）

当然のこととはいえ、脇田は批判の方法について厳密な態度をとっていた。

「地理科に就いては実際教育の経験も皆無（国史もさうではあったが、国史は多少調べて居た）だし、教科書も全部初見参であるから充分系統的に、又具体的に、意見を述べる事は出来ない。よって一読して気がついた点を指摘しておくに止めやうと思ふ、と云っても勿論軽々しい言は充分警戒して慎重に取り扱ふつもりで居る」（同上Ｐ３４）

(42) そのことは、執筆の直接的動機が、権力側の強制にあり、しかも手記が権力にとって利用価値のあるものとして扱われたこととは別の問題である。彼は、あくまで獄中闘争の一部として、国定教科書批判を位置づけ、権力の要請を意識的に利用したと思われる。彼が、権力側の思惑とは別のところで、自己の意思を貫ぬこうとしたのは、その内容自体が示すところである。彼は、国定教科書にあらわれた支配権力の意図、教育内容の非科学性や矛盾を諧謔と揶揄をもって指摘している。少なくとも、思想的には自由であったといわなければならない。

また、将来、基本構想をまとめようと考えていたことは、獄中における意欲的な勉強や出所後教労時代の友人荒川利男を訪ね、技術関係の文献を借りていることからも推察される。

(43) 同上Ｐ２９３

(44) 同上Ｐ３８３、脇田が理科教育にも深い関心をもっていたことは次のような叙述からも知れる。

「子供達にも自然科学的精神の陶治を如何にして成功的に養はせるかは私の常に腐心して居た所である。学級文庫に『子供の科学』『面白い理科』を備へたのはそんな心構への一部からだったのだ。一方出来る丈自然科学を正しく理解しようと努力してポアン・カレーの『科学の価値』、石原純『自然科学概論』、ヘッケル『生命の不可思議』、或ひは『数理概論』と云った理論方面や、ダーウィン『種原論』、メンデルの『雑種植物の研究』や、ファブル『昆蟲記』、ハックスレー『人類の位置』等々、貧しい財布をはたいて読んで見た。」（同上Ｐ３７９～３８０）

(45) 教労（教労部）とは直接関係なかったが、当時、新興教育同盟準備会青森支部も教育内容の自主編成にとりくみ、その成果は「新興教育同盟準備会青森支部昭和八年度闘争方針書（草案）」としてまとめられた。これについては嶋祐三「青森の『新教』『教労』運動」（『教育運動史研究』第１２号１９７０年５月Ｐ２２０～２４６）を参照されたい。

(46) 「修身科・無産者児童教程」は、執筆者のひとり今村治郎氏の著書『修身科・無産者児童教程 ――長野県教労（二・四事件）の下伊那地区に関する資料――』秀文社１９７３年９月に全文が正確に復元されて収録されている。

(47) 同上Ｐ４６ 一般的方針と具体的適用の区別についてきわめて自覚的であったことは次のような個所からも知れる。

「低学年特に尋常一学年に於いては一般教程の具体的な適用、導入は何よりも先ず技術的考慮に常に担任教師の精力が集中されていなければ、その働きかけは危険であり、失敗であることを絶えず銘記すべきである。」（同上Ｐ４６～４７）

(48) 黒滝チカラ『野に出る教室』Ｐ１２３～１２４ なお『プロレタリア教育の教材』では次のように分類されている。

「(イ)利用 之は教材を其の儘使って而も教材に現われてゐるよりは真実に深い認識に児童を導いて行くことで科学的教材に多い。

(ロ)逆用 之は教材の内容と現実とを対照して教材が主張しようとした事柄を逆に使って児童の観点をプロレタリア・イデオロギーの方へ導くこと。

(ハ)改作 之は資本主義的害悪の最も甚しい教材の全部を書き改めること。

(ニ)素通り 之もやはり資本主義的色彩の著しい教材に対する方法で此の如き教材は之を実際に教授せずに素通りし其の影響を少からしむるのである。

(ホ)暴露・否定 之は教科書教材の興味なきこと、矛盾のあること等々を暴露し、科学的批判の態度を養い次第に教材を否定する方向に向けること。

(ヘ)創作 之はプロレタリア貧農児童をして独自的な教材を要求する様に仕向け、其の要求に応じた教材を創作することで即ち児童の眼前に横はってゐる時事問題を捉へ、或は童話、例話、寓話、少年少女小説、童謡等を作って階級意識を昂揚することは之に属する」（Ｐ６～７）

(49) 教材研究にたいする要望はしばしば掲載された。

１９３０年１１月号「赤いチョーク」欄
１９３１年 ６月号 〃
１９３１年１１月号 〃
１９３２年1・2月号 〃
１９３２年 ３月号 〃

(50) 新興教育研究所は、『新興教育』１９３１年１１月号「赤いチョーク」欄の読者の希望にたいし、「同志中山の意見は非常にいゝと思ふ。特に教科書のバクロ、批判、逆行方法については所に於ても、取上げて研究してゐる。読者諸君の職場に於ける経験をドシ〳〵送ってくれ！」（ママ）とこたえている。

(51) これは、井野川潔、川崎大治らが中心となって作成された（井野川潔・森谷清・柿沼肇編『嵐の中の教育』新日本出版社１９７１年１２月Ｐ２１）。なお、大阪支部の山中林之助はこれを用いて授業をおこなった（前出「『教労』『新教』大阪支部について」）。

(52) 『新興教育』１９３２年1・2月号「赤いチョーク」欄において、次のように評価された。

「研究会のもの、島野のものは殊に好評だ。これは教員にとって毎日の仕事に直接交渉（ママ）をもつ切実な問題であるからより重要だ。島野の論文はそのまゝ生で僕等の参考になり得るのでこんなのを毎号のせてくれ」（Ｐ３５）

「教材研究」欄の新設が読者に刺激を与えたことは明らかであった（『新興教育』１９３２年３月号「赤いチヨーク」欄Ｐ３１、Ｐ３４～３５）

(53) 『新興教育』１９３０年１１月号Ｐ７５

(54) 文部省学生部『プロレタリア教育運動』上１９３３年４月Ｐ５０

(55) 文部省学生部『プロレタリア教育運動』下１９３３年４月Ｐ６８～７２ 『教育労働者版』第１７号は１９３２年５月に発行されたと思われる。

(56) 海老原治善編著『昭和教育史への証言』三省堂１９７１年１１月Ｐ１２５～１２６

(57) 山田ゆき「自治会組織の経験」は、生徒の活動の模様を次のように伝えている。

「教室の設備、装飾、勉強の方法等について自発的に議論され、自治会で委員をえらんできめること、次の自治会で各係は報告すること、といふ様に熱心にやられて今では学課の勉強には研究部が作られ、一人は必ず一つ研究科目をもってきまった日に勉強し、児童文庫は作られ、係が管理しニース（ママ）係は毎日の新聞雑誌等の記事からニース（ママ）を切抜いて、又クラスのニース（ママ）を一緒に漫画等にして壁新聞を作るし、月に一回係の手

によって原稿が集められ、小さな謄写板ずりの雑誌が出来て、ニース（ママ）の感想、和歌、童謡、其他面白い理科等からとった話等をのせた」（『新興教育』１９３１年１２月Ｐ４８）

(58) 前出『プロレタリア教育運動』下Ｐ８１～８５

(59) 同上『プロレタリア教育運動』下には黒滝チカラの指導した「松の花ピオニール」がふれられている。

岩田健治（長野支部）も「児童の学校内組織をつくり、その運営を自主的で民主的なものにする」方針にもとづいて次のような実践をおこなっている。

「児童文庫をつくらせる指導もした。児童が薬草を採集したり、イナゴをとったりして、それを売った金で本を購入する。これは、全校児童ではなしに、有志の参加によるものだった。いわゆる児童の同志的な結合の力で、それをつくるという、一種の少年団組織とも見られよう」（『新教の友』第５号１９６０年６月Ｐ１３～１５）

山中林之助もピオネールの組織をめざした活動をおこなったといわれている（前出「『教労』『新教』大阪支部について」）

(60) たとえば、教労部新潟支部責任者小林勗は、障害児を差別して扱っていた「特殊学級」の廃止に努力し、これを実現させた（小林勗氏の証言１９７３年８月２４日）

(61) 窪田弘道（兵庫支部）の実践

「一部の子どものための劇を否定して、全員舞台にあげる実践なんかやりました。また運動会も子どもたちに運営を相談し、振付けなども創作させました。」（前出『昭和教育史への証言』Ｐ113）

黒滝チカラ（神奈川支部）の実践

「学芸会などにも、特別えらばれた子が出演するのではなく、みんなが世界中の国の旗を手に出演する、などというものを計画した。」（『新教の友』第４号１９５９年８月Ｐ１０）

(62) 荒川氏の手紙（１９７３年９月２９日付）

(63) 佐藤維四郎「加藤忠右衛門（不木）の思い出」『教育運動史研究』第１３号１９７１年１０月Ｐ２０３

(64) 伴和夫「兵庫県教育労働運動の先駆者たち」『教育労働運動の歴史』労働旬報社１９７０年７月Ｐ１８３～１８４

(65) 小林氏の証言（前出）

(66) 荒川氏の手紙（前出）、前出「兵庫県教育労働運動の先駆者たち」

第八章　一般使用人組合合同問題をめぐる対立

(1)　合同問題をめぐる対立の激化

１９３１年８月から１０月にかけての東京・埼玉・神奈川三支部にたいする弾圧は、一般使用人組合の組織形態の矛盾をあらわにした。教労部のなかでは単独組合をめざす意見が圧倒的になった。1931年１１月、教労部東京荏原分会から一般使用人組合中央常任委員会にたいし「教育労働者単独組合結成に関する意見書」が提出された。(1) その後、東京・神奈川などの分会の要請にもとづいて分会代表者会議がひらかれた。(2) 一般使用人組合中央常任委員会から２名が出席した。教労部側が単独組合結成を主張したのにたいし、中央常任委員は、単独組合結成は分派的行動になると反対した。討議の結果、実質的な指導機関として教育労働部書記局を設置することで両者は妥協した。

教労部書記局の確立にあたって中央常任委員会が発表した声明は次のように経過と措置を説明している。

「……日本一般使用人組合が単に一産業の組合でなく病院、教育、官公署、銀行、会社、映画、劇場、商店等の企業を包含する広汎なる一般使用人層の組合であるに不拘、合同後中央部は組合の内部に於ける各部門の全国的な統一的指導機関を解消したが為に、各部門の特殊性を把握し、その基礎の上に立って日常闘争を活潑に展開し、一般的政治的方向に向って昂めるための努力は無意識的にもせよ充分効果的になされなかった。

特にこの事は客観的にも主観的にも多分の特殊性をもつ教育労働部内の同志諸君の早くも指摘する処となり中央常任委員会は全組合員並に全使用人諸君を代表して屢々教育労働にたづさはる同志諸君と協議をなした結果、教育の同志諸君の意見が正しいことを認め、現在の組合の内部に於て各部門の全国的な統一的指導部に一日も早く確立する方向へ向って努力することとなった。然しこの事は各部門の特質を外に現在の状勢等を考慮せずに行ふことは出来ない。

かくして中央常任委員会統制の下に『教育労働部書記局』を確立し他部門も条件の成熟を待ってでなく、条件を成熟させるために出来る丈急速に全国的な対策をもって闘争を通じて一日も早く全国的な統一的指導機関の確立の方向に向ふ方針をとることになった。之は単に指導機関だけの問題でなく組合員並に全使用人の問題であることを言をまたない。同志諸君の果敢な日常闘争を部門別指導部確立のために積極的な注意と努力のみがこの方針を急速に実現し得るのである。

では確立された教育労働部書記局はどんな任務をもつものであるか？

確立された書記局は第一に現在教育労働部門の文化的闘争及経済的乃至は政治的闘争を激化し発展させるために全国的指導をなし、第二にはその闘争を通して一般使用人の内部に全国的な教育労働者組合を確立するための系統的な努力をなすことである。（その場合日本一般使用人組合は全使用人層の中央集権的な協議会となるであらう。）」[3]

声明は、中央常任委員会が教労部側の要求をほぼ全面的に受け入れたことを示している。たしかに教労部の単独組合結成は容認されなかったが、将来、一般使用人組合全体の協議会形態への再編と並行して実質的に単独組合となることが展望された。書記局の設置は、その第一歩として位置づけられたのである。[4]

ここにいたり、教労部は合同後はじめて独自の全国的指導機関をもつことになった。教労部本部書記局は、脇田英彦、増淵穣、増田貫一、岩代輝昭、の４名によって構成された。[5] 書記局はただちに機関紙『教育労働者版』の発行に着手した。１９３１年１２月２１日に創刊号が出された。これ以降、謄写印刷の『教育労働者版』は、週一回定期的に発行された。[6] 部数は約３００部であった。教労時代には機関紙『教育労働者』を出していたが、合同後約６ケ月にわたって独自の機関紙をもつことがなかったので、この発行はきわめて重要な意義をもっていた。地方支部にたいする指導は、基本的に『教育労働者版』をつうじてなされた。さらに、書記局は、教労部の任務、行動綱領について検討をおこなった。[7] とくに行動綱領（草案）は、教労の行動綱領に比較して、項目の数が増えているばかりではなく、内容の面においても、情勢の変化と闘争経験の一定の蓄積を反映して充実・補強がなされた。[8]

教労部の単独組合結成は時間の問題と思われた。ところが、１９３２年３月上旬に、一般使用人組合中央常任委員会が、教労部書記局の解体をもとめてきたことにより、組織問題は再燃することになった。中央常任委員会が主張する解体の理由は次の諸点にあった。[9] 第一に、書記局設置は、中央常任委員会の指導が弱体化し、しかも教労部の再建が急務であるという特殊な事態のもとでみとめられた一時的な措置であること。第二に、書記局の本来的機能は、一般使用人組合中央の一部局として中央常任委員会の指導のもとにおかれるべきであるのに、書記局は中央となんら連絡をとることなく、したがってその指導をうけることなく独自の指導機関として全国的な指導にあたった。これは組織上の重大な誤謬である。

解体通告は教労部書記局の容認するところではなかった。書記局側は、エドキンテルンの存在を根拠に単独組合として全協に加盟することの正当性を主張した。[10] 対立は並行線をたどり、容易に結

論をみなかった。当事者間のみでは解決が不可能ということから、５月２３日、全協中央常任委員の出席のもとで話しあいがもたれた。全協中央常任委員は、一方で教労部にたいする一般使用人組合中央常任委員会の指導の不十分さ、積極性の不足を指摘するとともに、他方で教労部の単独組合結成を否定した。

「現在日本教育労働者にとってエドキンテルン加盟の問題は重要な問題ではない。吾々の当面の任務は教育労働者の不平不満の要求の先頭に立って未組織教育労働者大衆を組織することにある。

一般使用人組合は従来に犯せる教育労働者組織に対する不充分さ、積極性の不足を徹底的に自己批判し、新なる方針を樹立し其の任務を遂行すべきである。現在の段階に於いては吾々は教育労働者独立組合結成の必要を認めない。一般使用人組合は教育労働者をも含めて真に全国的な強固な中間使用人層に対して指導権を打ち立つべきであり革命的教育労働者はこの為に他部門の同志達と協力すべきである。」(11)

この討議をふまえてひらかれた５月２９日の一般使用人組合第一回拡大中央委員会には「教育労働部書記局解体に関する決議案」が提出され、票決の結果、５対３で解体が決議された。(12)

しかしながら、教労部側はこの決定に納得せず、ただちに『教育労働者版』第２０号（６月１日）に「拡大中央委員会の決定、教育労働部解体を即時大衆討議に移せ」という論説を掲載した。以降、書記局解体反対、単独組合結成のキャンペーンをはった。(13) ６月５日、教労部全国支部代表者会議が東京帝国教育会館で開催された。東京、神奈川、埼玉、長野、新潟、群馬、沖縄の各支部から代表が出席した。(14) 解体問題を中心に討議され、解体反対が決議された。さらに、書記局は６月１０日、意見書「日本一般使用人組合教育労働部独立の必要について」を発表し、組合員に配布した。(15)

他方、中央常任委員会の姿勢も強硬であった。６月中旬、文書「教育労働部書記局に関する決議を実践の中に大衆討議せよ」を発表し、一般組合員に配布した。(16) こうした中央常任委員会の強硬方針に教労部側は次第にその態度を軟化させていった。ついに、教労部本部書記局と東京支部書記局から一般使用人組合中央常任委員会と東京支部常任委員会へそれぞれ代表を送ることを条件に書記局の解体を認めることになった。教労部側が方向転換した理由はなにか。一般中央常任委員会ならびに全協中央常任委員会の側に、その方針を変更する意思がほとんどない状況のもとで、このまま強硬な態度をとりつづければ両者の対立が決定的な段階にまで発展しかねないという判断とそれを回避したいという政治的配慮が働いたと思われる。岩代輝昭が一般中央常任委員会へ、石田宇三郎が東京支部常任委員会へ入ることによって書記局解体問題はようやく新たな局面をむかえた。(17)

１９３２年８月２３、２４日、千葉県の漁村でひそかにもたれた教労部全国代表者会議は、この問題にほぼ最終的な「解決」をあたえた。(18) 会議には全協中央常任委員山田六左衛門が出席した。そこでは、教労部書記局の廃止を認めるとともに、一般使用人組合の各級指導部の統制下に、教育労働部門特別対策委員会、支部対策委員会、地区対策委員会を設置することが決められた。これは、書記局が指導的権限を実質的にもっていたのにたいし、なんらもたない補助的機関であった。(19) ８月２４日に発足した教労部本部対策委員会は岩代輝昭、増田貫一、山口近治、石田宇三郎によって構成された。この教労部全国代表者会議の決定は、９月８、９日の一般使用人組合第二回拡大中央委員会において正式に採用された。(20)

これまで、東京・神奈川・埼玉三支部への 弾圧を直接的契機として表面化した合同問題をめぐる教労部と中央常任委員会との対立をその歴史的経過に即して叙述してきたが、ここで一般使用人組合中央常任委員会の教労部にたいする指導とそれが教労部の闘争にどのような影響をあたえたかにつ

いて検討してみたい。

一般的にいって指導の水準は、機関紙活動に反映する。当時の場合、機関紙活動は特別の重要性をもっていた。なぜなら、非合法下で全国的な会議をひらいて基本方針・戦術の討議・総括をおこなうことが困難であり、またオルグの派遣など直接的な指導をおこなうことも容易でなかったからである。

中央常任委員会は、合同後２ヶ月にわたる機関紙活動の全面的総括「機関紙『一般使用人』に関する決議」を『旬刊一般使用人』第４号（１９３１年７月２５日）に発表している。そこでは、「誤謬と欠陥」として６点指摘されているなかで「定期発行をまだ斗い取っていない」ことが自己批判された。しかし、こうした自己批判にもかかわらず、その後も定期発行は確立されなかった。[21] 第４号（１９３１年７月２５日）から第１１号（１９３１年１０月３１日）までの発行状況を機械的に算出すれば、平均１４日間隔で発行された、と推定される。さらに、第１８号（１９３２年２月５日）までの状況もほぼ同様であった。１９３２年３月頃から週刊に切りかわるが、むしろ１８日間隔と不安定さをましている。全般的に、機関紙活動は、低調であり不活潑であった。また、中央常任委員会の決議は、「地方の特殊情勢に応じ斗争を統一するために当該地方の全使用人を対照とした全国的機関紙『一般使用人』の役割を補足し補助する地方版を発行する」（傍点――原文）ことを提起した。この方針にもとづいて、東京・大阪で地方版が発行されたが、最も組織勢力が大きかった東京の場合、１９３２年２月２７日までに２回しか発行されていないことからみて、十分な機能を果していたとは思われない。大阪では、１９３２年４月２７日までに８回発行されており比較的活潑であった。しかし、地方版は、あくまで内容が地域的なものに限定される点において、全国的機関紙に代替できるものではなかった。

発行状況からみた限りでは、中央常任委員会は、機動性を発揮した指導をおこなったとはいえない。むしろ、決議が指摘するように、合同後、各部門の機関紙活動は後退した。決議は、大阪支部が合同以前発行していた『医ム労働者』が廃止されたままになっていること、神奈川地方で１２～１３号発行された『教育労働者』が休止状態になっていることをあげている。教労部全体としても、『教育労働者版』を創刊するまで約６ヶ月間にわたって独自の全国的機関紙をもたなかったが、この空白期間は決して短かくはない。

もとより機関紙の発行状況からのみ、指導のすべてをいいつくすわけにはいかない。より本質的な問題は、指導方針とその内容である。中央常任委員会の指導方針・内容を大きく特徴づければ、それはカンパニア主義であったといえる。全国的な政治カンパニアが提起され、それらはすべての分会・組合員が一義的にとりくむべき課題として位置づけられた。１９３２年についていえば、メーデー闘争が提起され、それが終った段階でただちに８月１日の国際反戦デーへの準備が呼びかけられた。[22] さらに、国際反戦デーにひきつづき９月上旬の国際無産青年デーが次の闘争目標として設定された。[23] 前年の１９３１年の場合もほぼ同様であったと推定される。[24] 当然、諸闘争の総括・評価の基準も、もっぱらカンパニアへの結集の程度にもとめられることになった。たとえば、１９３２年５月に全協拡大中央委員会が、その組織強化のために決定した「実践カンパニア」[25] を総括する観点は次のようなものとされた。

「実践カンパニア遂行途上に於ける公判斗争、八・一国際反戦デー、この二つの重要なる斗争が如何に斗はれたかと云うことも実践カンパが成功的に斗はれてゐるかどうかを見るための重要な鍵である」[26]

カンパニア主義はもとより一般使用人組合指導部にのみ固有なものではなく共産党とその指導のもとにあった全協全体に共通した傾向であった。[27] しかもまた、教労部の活動家も個々のカンパニアの政治的意義については肯定的に理解していたと思われる。カンパニアの提起とその意義に関しては、単に一般使用人組合中央の方針としてばかりではなく、同時に入手していた全協機関紙『労働新聞』さらには『第二無産者新聞』や『赤旗』などからも熟知していたと思われる。むしろ、前衛党にたいする無条件的な信頼感はカンパニアへの参加をいっそう強めていたとさえ考えられる。

したがって、教労部にとっての問題は、個々のカンパニアそのものにあったというより、諸カンパニアをなかば至上課題とすることによって、教労部の独自的闘争にたいする指導が弱体化したところにあった。[28] もとより、一般使用人組合指導部が、カンパニアの一義的重要性ばかりではなく、各部門の「日常的経済闘争」の意義をも強調したことは事実である。しかし、それは一般的な強調や指摘にとどまり、各部門の特殊な条件に応じた個別的系統的な指導は十分なされず、多くの場合各地区・分会の自主的努力にゆだねられたといってよい。もともと、一般使用人組合は、きわめて多様な職業から構成されており、それを総合的に指導すること自体決して容易ではない。カンパニア主義はこうした困難さを増幅させるものであった。

さらに、こうしたカンパニア主義は、デモ・ストライキを至上の闘争形態とみるいわば街頭主義的偏向と密接に結びついていた。[29] そこから、教労部の活動が「批判」の対象とされたのは、ある意味で当然であったかもしれない。『週刊一般使用人』第２６号（１９３２年５月１９日）は、「メーデー斗争（ママ）批判(一)」において、教労部のとりくみを全面的に「批判」した。

「教育労働者

何らかの形態に於て準備斗争（ママ）がなされた職場数十二（東京）各職場毎に周到なプランを立て或は旅行会の自主化に、職員会の自主化或は又ピンポン部設置、不意転反対、交流会の自主化、等等それぞれ目標を定め、要求を掲げて斗争（ママ）してゐる。結果としてその一部は成功し、メンバー二名、影響下五名を獲得してゐる。等成果として挙げられるものである。

一、然し乍ら、メーデー当日動員された数廿三名の教員児童の内メーデーのデモに参加したのは皆無であり、又その動員の形態が非組織的であった事は注意せねばならぬ。デモに参加の不可能の見透しが付いたとしても、即ち仮令、メーデー見物に出かける場合であっても一個の団体として見物に出かける様な方針が立てられねばならなかったのである。そのために前日、或は前々日あたり全市的な又は地区的な職場代表者会議を召集して当日の行動に就て組織的に決定する様な事がなされなければならない。特に未組織を動員するに就ての用意が必要である。

二、次に児童の組織に就いてメーデーカンパの期間中何ら見るべきものゝないばかりでなく、当日、日曜で児童の動員に就ては特に有利な情勢であったに拘らず、僅か一名の児童を動員したにすぎなかったのである。単に労働者の集団的な示威を目のあたりに見せられるだけでも社会的教育の価値は充分あるものと云へないだらうか。

三、以上を通じてハッキリこゝに断言出来る事は、斗争（ママ）形態がすべて職場内の経済的要求に終始し、メーデーカンパとして政治的に発展させる意味づけるための積極的な努力が不足してゐた（不明）である。教育労働書記局本部はメーデー突撃隊の方針を立て、如何にして突撃隊を組織するかに就て相当細かく提示してゐるが何故に突撃隊は組織されなかったのであろうか？又何故に当日教員児童が非組織にされたか？

一つ一つの職場に於ける経済的な要求を特にメーデーに結び付け発展させる努力が不十分にし

かなされなかったからである。本部書記局のメーデー突撃隊の方針も如何にそれを実践に移すかと云ふ点に於てモット〳〵具体的でなけらねばならない。

又職場を基礎として実践に移す事に於(ママ)ても執拗な努力がなされねばならなかったのである（未完）」

この「批判」にあらわれている特徴は、職場闘争とメーデー闘争との結合を性急にもとめ、しかもメーデー闘争の評価も、デモへの参加規模に稀少化している点である。[30] そこでは、職場における大衆活動や組織活動を基本に教労部の諸闘争全体を発展的に評価する観点がみられない。闘争形態・闘争戦術の選択にあたって下部組織の特殊性や力量、さらに大衆の気分・感情を考慮し、それを基礎にして決定することがなされなかったため、その裏返しとして、末端の大衆的活動家の職場・地域の実情に即した創意・工夫が積極的にほりおこされなかった。とくに教労部の活動家の場合、その教育実践上の努力は評価の対象とされなかった。

合同後、一般使用人組合中央常任委員会の指導の問題とは別に、一般使用人組合の組織構成そのものの特質によって、教労部の各支部・地区・分会間の連絡が著しく弱くなり、相互の経験交流とその理論的な蓄積も困難になった。教育の分野における共通課題についての共同闘争の機会も次第に失なわれていった。教労部にとって単独組合結成は切実な組織問題であった。単独組合結成は、なおも大局的にみればカンパニア主義的街頭主義的な全協の方針・戦術に制約されるにしても、職場の具体的条件と組織の力量により密着した闘争をすすめる組織的条件をつくりだすことは明らかであった。そのことは教労部書記局結成されてからの活動そのものが如実に示していた。

(2) プロフィンテルンの指導と日本労働組合全国協議会の路線

合同問題をめぐる対立は、最終的に、教労部特別対策委員会の設置という教労部書記局より後退したかたちで妥協をみたが、それは、当事者の主観的意図の如何にかかわらず、機械的に強行された産業別単一組合再編成に内在していた矛盾の露呈という意味において普遍的性格をもっていた。したがって、この問題は、一般使用人組合内部の戦術的組織的問題として限定することなく、全協の組織路線全体との関連のなかで把握されなければならない。その際注目されるのは、合同問題をめぐる対立と並行して、産業別再編成の形式的性格にたいする批判と組織路線の転換をはかる動きがあったという事実である。その動きと可能性は、さしあたり合同問題とは直接無関係なかたちで生まれてきたとはいえ、本質的には重大な関連をもっていた。しかもそれは、ただ単に合同問題の前進的解決にとどまることなく、全協全体の発展にかかわるという点において、二重の意義をもっていた。その起点は、１９３１年１２月にひらかれたプロフィンテルン中央評議会第８回会議の決議にもとめられる。われわれの当面の関心は、プロフィンテルン中央評議会が全協の産業別再編成にたいしどのような指導をおこなったかにあるが、その点をのべるのに先だって決議が他のいかなる問題に言及しているかについて簡単にふれておきたい。なぜなら、プロフィンテルンの全協にたいする指導としてはプロフィンテルン第５回大会（１９３０年８月）以来のものであり、内容的にも全協発展の基本的契機がその組織路線の転換にのみもとめられるものでないからである。事実、その分析と批判は全面的であり多くの点で適確であった。

決議は、『労働新聞』第４３号（１９３２年３月３０日）に「日本に於ける革命的組合運動の根本問題」の表題で要約的に発表されているが、それにもとづいて最も重要と思われる点を摘記する。まず全協の大衆化と経済闘争との関連を指摘している。

「全協の根本的弱点は、経済闘争の薄弱なことである。これは最も重要な組織の数的薄弱さに基因するのである。

現下に於ける全協の根本的任務は大衆組織への転換である。この事は只大衆が組織的に強化され得る様な影響を与へる経済闘争を直接指導することによってなされるものだ！全協は『党やチエイカ』たることをやめ、党と大衆とを結ぶ強靱な一環たる一機関たらねばならぬ」

「党やチエイカ」は「党ヤチエイカ」の誤りであろう。ヤチエイカはロシア語で細胞を意味する。

次に、決議は前衛党と労働組合の混同あるいは同一視する傾向を厳しく批判した。いくらか長い引用であるがプロフィンテルンの原則的な指導を知るうえで重要である。

「共産党及び組合運動の混同、革命的組合運動の発展を妨害しつゝある事情の最たるものは、共産党と革命的組合運動との明らかな混同である。全協は最近断乎として『全協の成員は共産党を支持すべし。』（１９３０年初頭掲げられた）のスローガンをしりぞけた。此スローガンは共産党を支持し得る労働者は全協員たり得る事を示したものであり、このスローガンの影響は今尚全協の活動及びその文献等に見受けられるものである。全協は労働者の直接的必要及び要求のため積極的に闘争する革命的労働組合であると同時に、又共産党の曖昧な影法師であったりしてはならない。労働組合は一つの独自的組織であり、其任務は大衆に近接して行くことであることは忘れてはならない。このことは彼等の全事業、全特質の上に焼き付けておかなければならない、これは革命的労働組合の最も初歩の原則であり、組合運動のイロハである。この原則を忘れたことが我々の運動を危機に導いたのである。大衆的労働組合機関たるために、全協は自己の全活動を通じてこの原則を実践せねばならぬ」

ここに指摘された欠陥と弱点は、それらの大胆な改善なしに全協の前進がありえないという意味において深刻な性質をもっていた。組織問題の解決もこれらの欠陥・弱点の克服と切り離しては考えられない。さて、組織の問題についてどのようにのべているであろうか。(31)

「名称並に組織の融通性　我々の指導下にある全機関に対して非合法名称全協を冠する必要があるか？我々の革命的シンボルである名称を時々他の名称を以て取換へるとしたらそれは日和見主義であらうか？こゝに先ず第一に、労働者は組合の名称によって革命的になるのではなくて、その組合の正しき革命的政策によって革命的となる簡単な事実を理解せねばならぬ。それ故機関の名称と組織の形態に対しては最大限の融通性を以て臨まねばならぬ。

……

たゞ名称のみならず、その組織編成の形式も自在でなければならぬ。組合形態に於て同一形式を常に墨守する必要はない。現下の日本の情勢に於ては、各企業、各地方、各部内に存在する諸条件に順応してその組織形態が定められねばならぬ。

現在まで革命的組合運動の発展を阻害してゐた形式主義並に機械的同一形式から解放されることが必要である」（傍点――引用者）

この指摘には相対的に区別される二つの内容がふくまれている。第一に、全協への公式加盟を絶対化しない、第二に、組織構成・組織形態を最大限柔軟なものにする、この二点である。これは、機械的に強行された産業別再編成にたいする抜本的な批判であった。すでに１９３０年８月のプロフィンテルン第５回大会においても産別再編成にたいして批判がなされたが、それは再編過程の非民主的な手続きにむけられたものであった。それにたいし第８回会議決議は内容そのものへの批判であった。ここに質的な相違と発展があった。

しかるに、日本においてこの決議はどのようにうけとめられ、具体化されたであろうか。１９３２

年３月１５日、日本共産党中央委員会は、この決議を討議し、３月下旬に予定されていた全協第一回拡大中央委員会への方針を決定した。[32] 『赤旗』第６５号（１９３２年３月１５日）に発表された草川署名論文「全国協議会第一回拡大中央委員会を成功的に遂行せしめよ！」[33] は、中央委員会の討議と決定をうけて書かれたものであった。そこでは、プロフィンテルン中央評議会決議の実践化がよびかけられている。ここにおいて決議の具体化がはじまったとみてよい。さらに、『赤旗』第６６号（１９３２年３月２２日）の三堀猛論文「全協拡大中央委員会の任務に就て」は、「革命的労働組合の戦略・戦術の基本的問題の若干」を論じているが、全協の組織形態については次のようにのべている。

「第三、組織形態（と言ふよりは名称のみに）拘泥主義の清算　第八回プロフィンテルン中央評議会々議で採用された日本の組合運動に関する決定によれば、全協○○組合分会といふ名称にのみこだはってゐることは決して賢明なことではないのである。たとへば、親睦会とかスポーツ団体、又は文学サークルとして組織するならば、換言すれば、大衆的に、下からの統一戦線戦術の適用によって、大衆を組織し得る条件と形勢がある時に、**夫を見向きもせずに**、只全協の名称にのみ拘泥（ママ）してゐるが為に何等の仕事もなし得ず、二人或は三人の分会準備会は秘密に組合や党の文書を読み合ってゐると云ふやうなことを指してゐるのである。又、全協加盟組合員は五名位だが影響下分子と目されてゐる労働者は二十乃至三十名ある場合でも同様なことが言ひ得る。重要なことは**名称のみにあるのではなく**、その組織が革命的組合の戦術を**如何に忠実に遂行し得る大衆的なものか**にあるのだ。二人或は三人の組合員が献身的に活動しなければならぬことは言ふまでもないが、問題は如何に有効に活動するかにある。大衆的組織を作りさへすればよいといふのではなく、その大衆的組織が全協の政策を遂行し得る様に組合員がその組織のイニシアチーヴをとり、指導に当らねばならぬと云ふのである。かくすることに依ってその組織はたとへ名称が○○工場親睦会であらうとも実質的には革命的労働組合なのである」[34]

プロフィンテルン中央評議会第８回会議の決議とそれを具体化した日本共産党中央委員会の方針は明確であった。しかし、全協内部の共産党フラクションは必ずしもこの方針を積極的にうけとめなかった。その主要な原因は、１９３１年１０月から全協中央常任委員会に潜入していたスパイ松原の攪乱活動とそれによってひきおこされた共産党中央と全協内党フラクションとの対立にあった、と思われる。[35] 松原は、１９３２年５月２日に共産党を除名されるまで、[36] その指導的地位と立場を利用した攪乱活動と離間策動をおこなった。その影響が深刻であったことは、『赤旗』特別号が４ページにわたり除名の決定とその理由を詳細に発表したことからも理解できる。これは、全協内部に松原へ信頼をよせていた活動家が少なからずいたことを配慮した結果と思われる。[37] 松原の破壊活動は、４月１９日の全協中央常任委員長溝上弥久馬と常任委員の角田逸治の逮捕となってあらわれ、全協は組織的にも重大な打撃をうけることになった。

スパイの離間策動、共産党中央との対立、さらに指導的幹部の逮捕という困難な状況のもとで、全協拡大中央委員会は、予定より大幅に遅れて１９３２年４月２１～２４日、５月１４～１５日にひらかれた。しかし、プロフィンテルン決議とその具体化を指示した『赤旗』の方針は反映されなかった。この会議に提出された「活動報告」はきわめて膨大な分量であるにもかかわらず、産業別再編成についてはほとんど言及されていない。[38] プロフィンテルン決議はどのように扱われたのであろうか。１９３２年９月にひらかれた全協第一回中央委員会への報告（草案）によれば、拡大中央委員会開催当時プロフィンテルン決議はまだ入手されていなかったとされている。決議は、３月３０日付の『労

働新聞』に発表されているので、入手していなかったというのが事実とすれば、「活動報告」は３月３０日以前に準備されたと思われる。しかし、『赤旗』が３月１５日付第６５号で決議についてくわしくふれているのであるから、入手しなかったということはきわめて考えられにくいことである。それは、スパイ松原の画策と関連してプロフィンテルン決議にたいする全協中央常任委員会の消極的な姿勢を示すものではないかと思われる。かくして、プロフィンテルン決議の実践化はひき延ばされることになった。情勢と力関係が急速度で不利になっているときこのような立遅れは重大であった。

全協は、その後、拡大中央委員会の決議にもとづいて組織強化を主眼とした「実践カンパニア」にとりくみつつ、第一回中央委員会への準備をすすめた。スパイの潜入と攪乱によってその組織運営の非民主的性格が露呈したが、そのことは組合民主主義の原則的確立が急務であることを事実をもって示した。来るべき第一回中央委員会は、全協の民主的運営を確立するうえで重要な第一歩として位置づけられた。しかし、当初７月に予定されていた中央委員会は、中央委員選出の「非民主的な便宜主義」などの理由によって延期されることになった。(39)

全協第一回中央委員会は、１９３２年９月１６～１７日ならびに２２～２３日、二つのグループに分けられてひらかれた。この会議は、全協が１９２８年１２月に結成されて以来はじめて正規の綱領と規約を作成・決定する任務をもっていた。同時に、従来の不正常な組織運営を改善し、組合民主主義を確立することもこの会議におわされた重要な任務のひとつであった。さて組織問題はどのように討議されたか。それは、「地方的単独組合の組織について」の項目のなかで扱われた。(40) 最初に、プロフィンテルン決議の内容がのべられ、決議が「全国協議会が最大多数の労働者を結集しその影響力を増大し得る様に名前の選択や全協への公式の加盟の問題や組織構成について最大の屈伸性を発揮することの必要を強調し全国協議会が産別組合組織の原則に反するという理由で地方組合公式上独立の組合を組織することを拒否した従来の活動の誤りを指摘して注意を促してゐる」ことを確認している。次に、「地方的単独組合組織の機運が到る処に発生しつつある」ことと、その条件が成熟していることを指摘した。最後に、単独組合結成にあたっての戦術的問題が若干のべられた。われわれは、ここにいたってはじめて全協がプロフィンテルン決議具体化の第一歩を踏み出したことを知る。『赤旗』の方針提起からすでに６ケ月経過していたとはいえ、それは貴重な一歩であった。しかしながら、組織問題についてみるならばこの報告には重大な弱点が含まれていた。それは、プロフィンテルン決議が具体的に示した、全協への公式加盟を絶対化しない、組織構成・組織形態を最大限柔軟にする、という二つの内容のうち、報告は問題を前者に限定し、しかも将来の「地方的単独組合」結成に矮少化していることである。後者についてはなんらふれられていない。また過去におけるセクト的な組織形態についても具体的な総括がなされず、ただ「従来の公式主義」といった平板な自己批判にとどまっていた。(41)

第一回中央委員会において討議されたこれらの内容は、１９３３年１月７日に正式決議「全国協議会当面の任務」として大衆的に発表された。(42) そこでは、プロフィンテルン決議が「地方単独組合」問題に単純化されていることはもとより、合法的活動と組織の追求が戦術的技術的な課題に矮少化されている点においてプロフィンテルン決議とはすでに異質なものになっていた。

われわれは、以上の分析から、教労部書記局結成以後の合同問題がいかなる状況のもとで対処されてきたかを知ることができよう。単独組合結成をめざして教労部書記局が発足した時期とほぼ同じ頃、プロフィンテルン中央評議会第８回会議は決議「日本に於ける革命的組合運動の根本問題」を採択したのであるが、日本におけるその具体化がはじまった１９３２年３月上旬に、一般使用人組合中

央が書記局の解体を通告してきたことは、偶然とはいえきわめて歴史的な皮肉であった。その後、スパイの攪乱などによって全協の決議具体化が著しく遅れる一方、他方で合同問題は一般使用人組合中央常任委員会の強硬な指導によって書記局解体の事態をむかえるにいたったのである。プロフィンテルンの適切な指導と教労部側の強い要求にもかかわらず、単独組合結成の否定はもとより書記局さえ解体された根底には、第四章で詳述したように、「一般使用人」層の革命的エネルギーにたいする過小評価があったことは明白であった。そのこととは別に、当時の全協指導部が現実に生起する諸矛盾にたいしリアルな認識を欠いていたことも深刻であった。１９３２年８月にひらかれた教労部全国代表者会議に出席した全協中央常任委員山田六左衛門は、当時、会議の感想として「一般のなかに教労部があるのではなく、教労部のなかに一般がある」旨のことをもらしたといわれている。(43) これは合同問題の本質の一端をあらわしたエピソードといえないであろうか。彼が、その後、全協中央にどのように報告したかは審かでない。もとより、彼は、１９３２年９月の第一回中央委員会において他のすべての中央委員とともにスパイ松原の策動を許した「政治的責任」をとって更迭された。

かくして、教労部は後退した時点からその再出発をよぎなくされた。こうした否定的状況に追いうちをかけるごとく弾圧が激しく襲いかかってきた。

<註>

(1) 文部省学生部『プロレタリア教育運動』上１９３３年４月は、荏原分会の意見書の内容について次のようにのべている。

「此の意見書は第一に現在の日本一般使用人組合が単一組合組織であることの不可なるを論じ、第二に日本一般使用人組合は単一組合ではなく協議会の組織形態を取り,各部門の中央指導部を力に応じて復活せよと提案し、第三に特に教育の部門ではそれが緊急必要であることを実例を以て示した。之は更に教育労働者の全国的指導機関が必要であるばかりではなく、教育労働部は将来是非とも独立組合とならねばならぬことを強調している」（Ｐ４４）

(2) 黒滝チカラ『野に出る教室第１部松の花と暴風』シマ文庫１９６８年４月Ｐ１６１によればこの会議は１１月２１日に開催されたとある。

(3) 前出『プロレタリア教育運動』上Ｐ４５、傍点――引用者

(4) 『週刊一般使用人教育労働者版』第６号（１９３２年１月２７日）は、「義務教育費資本家地主全額フ担の全国的運動をまき起せ！」を呼びかけているが、その最後の部分で「更に我々は、この斗争（ママ）を通じて全協・日本一般使用人組合教育労働部を、教育労働者の単一組合とするため断呼として斗争（ママ）せねばならぬ」（傍点――引用者）と単独組合結成を強調した。

(5) １９３２年春頃、健康を回復した山口近治が書記局に入った。

(6) 『教育労働者版』の発行状況

号数	発行年月日	典拠
創刊号	１９３１年１２月２１日	『プロレタリア教育運動』上Ｐ５４
２号	〃（１２月２８日）	未発見
３号	〃（１月７日）	〃
４号	１９３２年１月１４日	『プロレタリア教育運動』下Ｐ１０７～１０９
５号	〃 １月２１日	現存
６号	〃 １月２７日	〃
７号	〃 ２月１７日	〃
８号	〃 ３月１日	〃
９号	〃（３月８日）	未発見
１０号	〃（３月１５日）	〃
１１号	〃（３月２２日）	〃
１２号	〃（３月２９日）	〃
１３号	〃（４月５日）	〃
１４号	〃（４月１２日）	〃

号数	発行年月日	典拠
１５号	１９３２年（４月１９日）	未発見
１６号	〃　４月２６日	『昭和書籍雑誌新聞発禁年表』中Ｐ４１０～４１１
１７号	〃　５月　３日	〃
１８号	〃　５月１５日	〃
１９号	〃　（５月２３日）	未発見
２０号	〃　６月　１日	『昭和書籍雑誌新聞発禁年表』中Ｐ４１０～４１１
２１号	〃　６月１０日	〃
２２号	〃　６月１４日	〃
２３号	〃　６月２１日	〃
２４号	〃　６月２６日	〃
２５号	〃　７月　５日	〃
２６号	〃　（７月１６日）	未発見
２７号	〃　（７月２７日）	〃
２８号	〃　８月　６日	『プロレタリア教育運動』上Ｐ５４
２９号		未発見
３０号	１９３３年　１月３０日	現存
３１号	１９３３年　９月　１日	『社会運動の状況』１９３３年度Ｐ２５６～２５８

（　　）内は推定による。

『昭和書籍雑誌新聞発禁年表』には、発禁処分理由が記載されているだけであるため、具体的な内容は不明である。

(7) 『プロレタリア教育運動』上は、教労部の任務について次のようにのべている。

「教育労働部書記局はその任務として従来の教育労働部の任務即ち教員の経済的政治的利益の擁護の外に新に次の三つを規定し、而して之等の任務は何れも重要でその間に軽重の差はないと云ってゐる。

1. 全国的な教育労働者組合を確立するための闘争
2. 労働者、勤労農民、小市民の子弟の日常的学校生活の維持改善、之に対する階級的啓蒙、学校を中心とする少年組織の促進のための闘争
3. 小学校を中心とするブルジョア反動文化に対する闘争」（Ｐ４６）

(8) 教労部行動綱領（草案）は、『プロレタリア教育運動』上Ｐ４６～５１に収録されている。

教労部行動綱領(草案)が、教労行動綱領を基礎に検討されたことはその全体的な配列や表現があまり変化していないことからわかる。しかし、同時に看過できない差異――それは内容上の発展・充実を意味するが――もあることを指摘しなければならない。その特徴は次のように要約できるであろう。

第一に、１９３１年以降の「合理化」攻撃（年功加俸令・恩給法の改悪など）に対応した要求が掲げられている。

第二に、「柳条溝事件」を起点とした中国侵略戦争の本格的開始を反映して兵役関係の要求もより多面的なものになっている。短期現役兵ばかりではなく出征に関連した要求が出されているのが際立った特徴である。植民地下の被抑圧民族の諸要求にも関心がはらわれている。

第三に、師範生の要求がより具体的になっているのは運動の発展をあらわすものといえよう。

最後に、教労の行動綱領にはなかった「エドキンテルンへの加盟」が明記されたのは、単独組合結成の動きに照応したものと思われる。

(9) 前出『プロレタリア教育運動』上Ｐ５８

(10) 両者の論争についての資料はきわめて乏しい。司法省刑事局『思想研究資料』特輯第６号１９３３年９月が、ややくわしく論争の内容にふれている。それによれば、書記局側は次のように主張したという。

「国際的にもエドキンテルンの組織がある以上寧ろ単独組合を結成して全協に加盟すべきである。職場状勢其他任務が全く異って居るから現在の如き一般の組織関係では教労の闘争を充分に指導することは出来ぬ。独立的な全国的指導部を持って闘争した方が組織を発展せしめる事が出来る。これを具体的に裏付けるものとして昭和６年５月の合同以来何等闘争が発展しなかったのは良き指導部を欠きし為である。特に８月の弾圧に於てその事が決定的であった。然るに書記局確立後は組織の急速なる拡大に伴ひ闘争もグン〳〵発展した」

これにたいし、中央常任委員会は次のように反論した、と『思想研究資料』は記している。

「現在の状勢下に於ては何等教労の組織を切り離す必要はない。切り離す事は却って戦線統一上不利であ

る。依って分離せんとする一切の組織形態を改めて統一的指導が為される様にしなければならぬ。合同直後は指導機関の薄弱に依り教労の闘争を充分に指導し得かったかこの事のみを以て一切批判するは誤りで又書記局確立後組織が伸長し闘争が発展したのは『プロレタリアの立場』より見るべきで全国的指導部を持ちしが故に発展せしや否やは同時的に二つの方法を用ゐて実験せしにあらざる限り完全なる評価は出来ぬ。プロレタリアとの結びつきなくして吾々は闘争を云々することは誤りである。書記局確立以来一般との結びつきは不充分となり日本プロレタリアの指導部たる全協との結びつきは一層稀薄になった。『教育労働者はどうすれば吾々のヘゲモニーの下に働くか？』教育労働者の生活問題を捉へて闘争した時にのみ大衆闘争は成功してゐる。(例、宿直室改善、互助会、教員会自主化、出征教員休職反対等の闘争)これ等は何等一般的大衆闘争の条件と異ならぬ。故に現在の情勢に於ては分離する必要は毫も認めざるのみならず分離すること自体が誤りである。」

『思想研究資料』の叙述が正確であると仮定すれば、中央常任委員会の見解には、「一般使用人層」の戦線統一の課題と一般使用人組合の組織的強化とを直接結びつける機械的な考え方、「プロレタリアの立場」と全協への組織的結集と同一視するセクト的な考え方、単独組合結成を分派活動とみなす官僚的な考え方があったといわなければならない。

両者の対立点は、教労部の当面する任務についても拡大したといわれている。中央常任委員会がもっぱら教員の経済的要求にもとづく闘争を基本的任務としたのにたいし、教労部書記局側は、児童生徒の要求実現と「ブルショア反動文化」にたいする闘争を教員自身の政治的経済的闘争とともに重要な任務として主張した(前出『プロレタリア教育運動』上P５９)

(11) 前出『プロレタリア教育運動』上P５９
(12) 同上P６０
(13) 同上
(14) 前出『抵抗の教育』P５７～５８
(15) 前出『プロレタリア教育運動』上P６０
(16) 同上P６０～６１
(17) 同上
(18) 前出『抵抗の教育』P５９
(19) 同上P６１～６２
(20) 対策委員会の設置は、第二回拡大中央委員会で決定された規約において次のように成文化された。これをみる限りでは、対策委員会がおかれたのは教労部だけであり、他の部門についてはみあたらない。

「教育労働者の特殊性に鑑み本部支部地区の機関内に教育労働者対策委員会を設置し当該機関之を指導統制するものとす」(『現代史資料１５社会主義運動２』みすず書房１９６５年６月P２６４)

(21) 『一般使用人』の発行状況(ただし発行年月日が判明しているものに限定)

１９３１年７月２５日　『旬刊一般使用人』第４号
〃　７月　『一般使用人』特別号
〃　１０月３１日　『一般使用人』第１１号
(１９３２年２月５日)　『一般使用人』第１８号
〃　２月２７日　『旬刊一般使用人東京地方版』第２号
〃　３月　９日　『週刊一般使用人』第２２号
〃　４月１６日　『一般使用人大阪地方版』第７号
〃　４月１７日　『一般使用人大阪地方版』特別号
〃　４月２７日　『一般使用人大阪地方版』第８号
〃　５月１９日　『週刊一般使用人』第２６号
〃　５月２６日　『週刊一般使用人』号外
(〃　６月２９日)　『週刊一般使用人』号外
(〃　７月　９日)　『週刊一般使用人』第２７号
〃　７月２８日　『週刊一般使用人』第２９号
〃　８月１４日　『週刊一般使用人』号外
〃　１１月１７日　『週刊一般使用人』第３３号
(１９３３年１１月２日)『週刊一般使用人』号外

発行年月日を(　)としたものは、渡部徹『日本労働組合運動史』附録による。また、第３３号(1932年１１月１７日)は、『社会運動の状況』１９３２年度による。

(22) 『週刊一般使用人』第２６号（１９３２年５月１９日）の一面見出しは、「８月１日反戦デーめがけて……／メーデーの後を組織せよ！／中元斗争へ」となっている。また、『一般使用人大阪地方版』第８号（１９３２年４月２７日）もその第一面全体で「赤色メーデー」への結集をよびかけている。

なお、メーデー後、国際反戦デーに全力を集中する方針は、国際反戦デーを総括した『週刊一般使用人』号外（１９３２年８月１４日）で「吾々はメーデー直後、一切の斗争を、八・一へ！と煽動した」とあるところからも明らかである。

(23) 『週刊一般使用人』号外（１９３２年８月１４日）は「八・一反戦デーの成果と誤謬を――国際無産青年デーの斗争に生かして斗へ――」（見出し）を訴えている。

(24) 『旬刊一般使用人』第４号（１９３１年７月２５日）の第一面は、国際反戦デーへむけて「政治的大衆スト・デモで斗へ！」（見出し）とよびかけている。また、同号に発表された中央常任委員会の「機関紙『一般使用人』に関する決議」が次のようにのべていることもカンパニア主義的傾向を示すものと思われる。

「吾々は速かにこの方針を今斗ひつゝある前衛奪還の公判斗争、八・一カンパの斗争を通じて職場内に或は支部（支部準備会）内に大衆的に討議して斗い取らねばならない」（傍点――引用者）

なお、１９３１年７月に発行されたと推定される『一般使用人』特別号では、３・１５事件被告の公判闘争の模様が特集されている。

(25) 「実践カンパニア」の具体的な内容は次のとおりである（『労働新聞』第５１号１９３２年６月１４日）。

1. 労新読者三万突破、紙代完納、通信と配布網の確立
2. 組合員の倍加
3. 財政の確立、組合費の完納
4. 上から下まで（本部、専門部、支部、地方組織を含めて）の全機関、全組織活動の立直し、工場内活動の整備
5. プロフィンテルン、汎太平洋書記局へ代表派遣のための一千円基金募金

(26) 『週刊一般使用人』号外１９３２年８月１４日

(27) 当時、おこなわれた主なカンパニアはほぼ次のとおりである。

１月１５～２１日	３Ｌデー（カール、ローザ、レーニン）
２月１１日	建国祭反対闘争
３月　５日	失業反対デー
３月　８日	婦人デー
３月１５日	３・１５事件記念闘争
４月１６日	４・１６事件記念闘争
５月　１日	メーデー
８月　１日	国際反戦デー
９月第１日曜日	国際青年デー
１０月７日	渡政デー
１１月７日	ロシア革命記念日

とりわけ、メーデー、国際反戦デー、ロシア革命記念日が重視された。この他、公判闘争、議会・選挙闘争が適時提起された。

こうしたカンパニア主義は、当時次のように自己批判されていた。

「従来における失反闘争およびその他の『カンパニア』にあらわれた傾向は、計画的な準備がおこなわれず、直接当面してはじめて動き出すという型であり、一定の年中行事化していた点にある」（『赤旗』第119号１９３３年２月１５日）

「おざなりの年中行事」（『赤旗』特別号１９３３年７月２０日）

(28) しかし、このことは、一般使用人組合指導部が、教員の状態・要求あるいは各地の教員の闘争に無関心であったことを意味するものではない。教労部が一般使用人組合全体のなかで一定の組織的比重を占めていたことも反映して、機関紙『一般使用人』には、教員の経済状態や地方の活動経験などの記事がしばしば掲載された。

たとえば、『旬刊一般使用人』第４号（１９３１年７月２５日）には、神奈川支部の支部大会との関連で教員組織の実情が報じられている。また、『一般使用人』第１１号（１９３１年１０月３１日）には、中央常任委員会調査部の資料「地方行財政整理と教員」が発表され、教員にたいする「合理化」攻撃の実態が詳細に解明されている。『週刊一般使用人』第２２号（１９３２年３月９日）の第一面では、「大量馘首に立つ官公庁教育の兄弟／下からの統一戦線による／馘首反対闘争委員会を結成して斗へ！」（見出し）がよびかけられ

ているが、ここでも教員の俸給不払、強制寄付、転任などの問題がふれられている。

これらが一定の役割を果したことは否定されないにしても、方針の機敏な提起、具体的な戦術指導、指導の系統性という観点からみれば教労部側の要求・期待の水準にはなおも大きなへだたりがあったといえよう。

(29) たとえば、すでにあげた『旬刊一般使用人』第4号（１９３１年7月２５日）では、「八月一日には全部仕事をやめて街頭デモに参加させるやうに努力しやう」という方針が出されている。また、『週刊一般使用人』号外（１９３２年8月１４日）には、東京、仙台などにおけるデモ、ビラ貼りの活動が、積極的な経験として紹介されていることも、そうした傾向と無関係ではないと思われる。

(30) こうした街頭主義的偏向は、しばしば自ら警察権力にたいし無防備にその姿をさらけだし、不用意な弾圧と組織破壊を招く結果となった。１９３２年5月1日のメーデーでは、東京１８５名、大阪１７６名など6ケ所の総計で被検挙者は４５６名となった（前出『社会運動の状況』１９３２年度Ｐ１０５８〜１０６０）。失業労働者が多いとはいえ、先進的部分の大量検挙は、闘争のエネルギーを直接大衆活動にむけることを困難にさせた。教労部の活動家がデモそのものに参加しなかったのは、ごく自然な判断であったと思われる。

(31) 決議そのものではどのように叙述されているかについて検討しておきたい。『現代史資料１５社会主義運動２』に収録されている「国際赤色労働組合中央評議会第八回会議の決議」は『インタナショナル』１９３３年1月号から転載されたものであるが、『労働新聞』の要約との間に内容上大きな差異はない。

決議は、全協の「主要任務」の第三点として、次のようにのべている。

「(3)全協の当面する緊急任務は、全労働者の９０％以上をなす未組織者の組織化である。

全協の現在の諸組合を再組織し、新組合を組織し、個々の独立の労働者組織を獲得するに当っては、全協が最大多数の労働者を結集し、その合法的組織によりて影響力を強め得るやうに、全協への公式の加盟の問題や、組織構成の問題に於て最大の屈伸性を発揮することが必要である。この点より見て全協が、産別組合組織の原則に反するといふ口実で国の個々の地域に於ける地方組合の建設や、形式上独立の労働組合を創設することを全く拒否したのは誤謬である。この場合初歩的な労働者の親睦組織、闘争指導部、工場委員会から、経営分会と世話役会議とを基礎とする独立の産業別組合に至るまで巧みな組織戦術を用ひることが必要である」（『現代史資料１５社会主義運動２』Ｐ７０３〜７０４傍点——引用者）

(32) 前出『社会運動の状況』１９３２年度Ｐ２４

(33) 前出『復刻版赤旗』第2巻Ｐ２０１〜２０２

(34) 同上Ｐ２１０、ゴチックは原文。この論文は3月１５日付で執筆されていることからみて、草川論文と同時に用意されたものと思われる。ここに全協指導における共産党の積極的な姿勢をうかがうことができる。

(35) 対立はただ単にスパイの潜入、攪乱だけに帰せられない。そうしたものを許した全協の組織運営上の弱点もその土壌としてあった。松原の除名を発表した『赤旗』特別号（１９３２年6月1日）は、組織運営上の弱点を次のように指摘している。

「根本的には、プロフィンテルン第五回大会で指摘された組合内民主主義による機関の選出が未だ実践的に遂行されず、機関の『任命制』がその跡を絶たないからである」

これを契機に、全協の組織運営についての原則的な再検討がはじまる。それは１９３２年９月の全協第一回中央委員会開催へとなってあらわれる。

(36) 前出『社会運動の状況』１９３２年度Ｐ２３

(37) 『労働新聞』号外（１９３２年7月４日）で松原の全協からの追放が発表されたが、『赤旗』特別号から約1ケ月経ている事実もまた、その影響の度合と無関係ではないと判断される。

(38) 「活動報告」は渡部徹『日本労働組合運動史』の付録に収録されている。

(39) 『労働新聞』第５５号１９３２年7月２７日

(40) 前出『現代史資料１５社会主義運動２』Ｐ４７６〜４９７

(41) このようなプロフィンテルン決議の一面的な理解は、全協第一回中央委員会にたいする共産党のメッセージのなかにもあらわれていた。

「更に、この同一の立場から、地方的単独組合——表面上全国協議会に加盟してゐない——の組織と云ふことは現実の問題となる。プロフィンテルンの決定が正しく指摘してゐる様に現在の如く革命的労働組合が非合法的な存在を余儀なくされてゐる時、実質的に全国協議会の政策を実行し、その指導下にありながらも、表面上独立せる組合の公然たる存在は承認され得るし、且つかゝる方法に依って革命的組合の公然たる存在を確保することは必要でもあるのだ。云ふ迄もなくこのことは全国協議会の非合法活動を軽視するものではなく寧ろ反対である。我々は合法と非合法との巧妙なる結合の必要を強調してゐるのである」（『労働新聞』第６３号１９３２年１０月２日、傍点——引用者）

新たに結成される組合について、その全協への加盟を絶対視しないという方針は積極的な内容として評価されるが、他方で既存の全協傘下の組合の合法性をどのように追求するか、さらに組織構成・組織形態を柔軟なものにするという方針は視野から落ちていた。むしろ逆に、全協の存在を前提に「地方的単独組合」を全協が指導するといういわば「労働組合の二重化」の萌芽さえみられた。

(42) 前出『現代史資料１５社会主義運動２』Ｐ４９８～５３０

(43) 山口近治氏の証言

第九章　弾圧の拡大と教員統制政策の強化

(1) 弾圧政策の凶暴化と地方支部への弾圧

１９３２年に入り共産党、共青、全協など左翼組織にたいする弾圧の規模は拡大された。１９３２年の被検挙者総数は１２,６２２名にのぼった。前年に比べ約４,０００名ふえた。治安維持法によって起訴された者は６５４名であった。共産党のいくつかの地方組織――神奈川、群馬、秋田、宮城、青森など――は再建不能となった。とくに１０月３０日の共産党全国代表者会議への弾圧は、１９３１年１月の中央委員会再建以降着実な前進をみせていた共産党にとって致命的な打撃となった。これに関連して全国で約１,５００名の共産党、共青、全協などの活動家が逮捕された。中央委員であり、『赤旗』の活版印刷に重大な役割を果した理論的指導者岩田義道も検挙され、数日後に虐殺された。このいわゆる「熱海事件」が共産党中央に潜入したスパイ松村の手引きによるものであったことは今日よく知られている。スパイによる共産党組織の破壊活動は天皇制権力の常套手段のひとつであった。共産党の政治的社会的威信を大きく傷つけた１０月６日のいわゆる「大森ギャング事件」も松村の挑発的計画によってしくまれたものである。その後もなお中央にはスパイが送り込まれその策動が続けられた。

弾圧の手口もまたより凶悪になり凄惨なものになった。天皇制権力と特高警察は、検事・判事と結託した「合法的」弾圧にとどまることなく、全く独自の判断にもとづいて無法で野蛮な拷問・拘禁を戦闘的活動家に加え、しばしばその生命さえ奪った。共産党創立以来の党員であった中央委員上田茂樹は、病軀をおして任務を遂行していたが、４月２日、街頭連絡中を逮捕され、そのまま消息を断った。天皇制警察はその遺骸すら闇から闇へ葬ったのである。(1) １１月３日に殺された岩田義道の死因は、胸部と大腿部にたいする殴打によるものであった。足と手には鎖の跡が残っていた。　全協の活動家もまた虐殺された。９月３０日に朴震（全協出版）が、１０月５日に野瀬元治（全協土建）がそれぞれ拷問によってその命を断たれた。(3)

教労部にたいする追及も容赦なく続けられた。１９３２年３月、山形支部が弾圧された。３月１日、山形高校の共青組織への弾圧に関連して高橋幸蔵（南村山郡柏倉門伝小学校）が検挙され、さらに翌日、村山俊太郎（小白川第六小学校）が卒業記念写真撮影後、生徒の面前で連行された。(4) ひきつづき７日までに組織メンバーをふくむ１１名が検挙された。４月に入ってから高橋幸蔵の受持生徒数十名が６キロの道のりを歩いて山形警察署に抗議をおこなった。(5) ９月、組合員８名全員が小学校令第４８条にもとづき免職となった。その後、武田竹男を中心に再建の努力が続けられ、何回か会合がもたれたが、１９３３年１月に武田が再び検挙されるにいたり再建は実現しなかった。

岩手支部への弾圧は４月２６日にはじまった。左翼組織にたいする全県的な一斉検挙にともなって岡本太郎（大槌町大槌小学校）、村上（同前）、小原忠雄（黒沢尻鬼柳小学校）、下川練治（黒沢

尻藤根小学校）が逮捕された。[6] その後も、釜石地方で１名、[7] 胆沢郡で２名が検挙された。[8]

６月１５日、再び神奈川支部が襲われた。被検挙者は、田村清（横浜市元街小学校）、荒川利男（同前）、花形二郎（横浜市南吉田小学校）、根本祐司（横浜市平楽小学校）の４名であった。[9] 前年の第一次弾圧によって２４名の免退職者を出した神奈川支部は、その後田村、荒川らによって再建されたが、弾圧の影響は深刻で思うように成果はあげられなかった。[10] いわゆる「影響下」にあった『新興教育』読者も活動家への接近を避けるようになったばかりではなく、いったん結集した組織メンバーの半数近くも、１９３２年に入ってから離れていった。[11] 第２次弾圧によって神奈川支部は壊滅状態となった。

７月に入り、大分支部、[12] 大阪支部[13]が連続的に破壊された。

最有力支部のひとつであった東京支部への弾圧は９月からはじまり１ケ月以上にわたって続いた。９月上旬、渡辺勘朔（吾嬬第三小学校）と石田宇三郎（吾嬬第四小学校）が検挙された。[14] 石田は、当時教労部対策委員会のメンバーであるとともに一般使用人組合東京支部責任者を兼任していた。[15] 二人の検挙にたいし、新興教育研究所々員浦辺史、小田真一、井野川潔は抗議のビラを下校時の吾嬬第四小学校の生徒にくばった。[16] 特高の追及は執拗をきわめ、９月下旬には高知尾進（元芝神応小学校）、竹内春子（寺島第一小学校）、山田義夫（荏原小学校）らが検挙された。[17] １０月に入ってからも弾圧は続き、『東京朝日新聞』（１９３２年１０月１６日）によれば、現職教員３０余名が検挙されたといわれている。[18] これよりまえ、８月中旬、教労部本部対策委員会責任者岩代輝昭は、一般使用人組合の任務で大阪へいっていたが、その帰路京都駅で逮捕された。その後４０日間京都九条警察署に留置された。[19]

東京支部への第二次弾圧による最終的な被検挙者数は４０数名であったとされているが、[20] これらのすべてが教労部組合員ではなかった。『新興教育』読者や支持者もかなりふくまれていた。検挙とは区別される召喚取調べが少なからずあるのは、『新興教育』読者や支持者にたいする特高の対処のしかたを示している。[21] 正式の組合員はほぼ半数であったと思われる。[22] とはいえ、第二次弾圧が東京支部をほぼ壊滅状態に陥しいれたことは明らかであった。

東京支部への弾圧は同時に教労部全体への打撃を意味していた。教労部本部対策委員会の岩代、石田の被検挙はその指導体制を著しく弱めた。また専門部あるいは実務を担当していた高知尾進、熊井みちの被検挙もその被害を大きくしていた。指導体制の弱体化は、機関紙活動の停滞に反映した。第２８号（１９３２年８月６日）までほぼ定期的に発行されていた『教育労働者版』は、その後事実上廃刊状態となった。[23] 教労部本部対策委員会が再建されたのは１１月末であった。増田、岩代、石田の三名によって構成された。同時に、岩代、石田、小林恒子によって東京支部対策委員会が再建された。[24]

１０月以降も弾圧は間断なく続き、富山、埼玉、新潟、山梨、秋田、沖縄の各組織が破壊された。富山支部準備会への弾圧は１０月８日からの左翼組織にたいする一斉検挙に関連していた。中心的活動家浜田善昌、酒井平正をはじめ３０名近い教員が逮捕され、共産党へ入党しているとみなされた浜田、酒井の２名は治安維持法違反で起訴された。[25] 埼玉支部は１１月１日から弾圧され１１名が検挙された。責任者高巻清治が免職となったほか、５名が「依頼」退職、５名が訓戒処分をうけた。[26] 新潟支部責任者小林勗（神山小学校）は、１１月１５日、授業中を検挙された。[27] 新潟県では免退職３名、訓戒７名の被処分者を出した。[28] 山梨支部への弾圧は１１月２０、２１日であった。２０日、向山朝親（東山梨郡松里小学校）の逮捕をきっかけに笹本司（中巨摩郡八田小学校）、佐野哲郎（甲府

市新紺屋小学校）が、さらに翌２１日、修学旅行からもどった木下勝朗（狭東塩山小学校）ら５名が塩山駅頭で検挙された。責任者木下は起訴され、１９３３年８月１日に懲役２年執行猶予４年の判決をうけた。[29] 秋田支部もまた１２月１日の黒沢竹之助（雄勝郡山田小学校）の被検挙をはじめ全面的な弾圧をこうむった。被検挙者は７名で、そのなかで佐藤維四郎（湯沢女子小学校）、加藤忠右衛門（同前）、庫山寛一（山田小学校）の３名が懲戒免職となった。[30] １９３０年１０月１８日に結成されてから着実に活動をすすめてきた沖縄八重山支部も１２月１１日に弾圧された。当時組合員１５名、いわゆる「影響下」の教員は約３０名であった。[31]

これらの教労部地方支部とは別に、新教支局のいくつかも破壊された。鳥取支局が１月２３日に、[32] 島根支局が３月１６日に、[33] 宮崎支局が３月２１日に、[34] それぞれ弾圧された。

少なからぬ地方支部の破壊は教労部を重大な危機にたたしたが、こうした危機は『新興教育』の合法性剥奪によってよりいっそう深まった。『新興教育』の合法性が実質的に奪われたことは、教労部への直接的弾圧とともに、教労部の組織的前進を妨げた基本的要因のひとつであった。すでに第二章においてのべたように、教労（教労部）の闘争にとって『新興教育』が果した役割は決定的であった。『新興教育』の普及・浸透なしに教労（教労部）の発展は考えられなかった。『新興教育』にたいする攻撃は実質的に教労（教労部）へのそれを意味していた。その点において天皇制権力の認識は本能的ともいえた。

「柳条溝事件」を前後として『新興教育』への圧迫は露骨さをました。すでに何回かの発禁処分によって赤字は累積していたが、１９３１年１１月号、１２月号の連続的な発禁は新興教育研究所財政の破綻をもたらした。１９３２年１月号は事実上欠号となり、２月５日に１・２月合併号が発行された。しかしこれも発禁処分をうけた。こうした結果、５月５日になってようやく出された４月号は、５９ページと大幅に頁数が減ったばかりではなく、[35] 活版印刷としても最後のものとなった。もはや『新興教育』の定期発行は不可能となった。７月号が８月９日に、９・１０月合併号が１１月１０日に、１１・１２月合併が１２月２５日に、それぞれ謄写印刷で発行された。結局、１９３２年度の発行回数は６回にとどまり、そのすべてが発禁処分となった。１９３１年度が１０回発行（活版印刷）され、発禁はそのうち３回であったことをみれば、弾圧の影響がいかに深刻であったかがわかる。[36] この間、新興教育研究所が弾圧されたこともこうした打撃をいやしがたいものにした。１９３２年８月に所員秦純乗、松永健哉、北村孫盛が、[37] さらに１０月１１日に書記長代理浦辺史、井野川潔らが検挙された。[38] 『新興教育』はすでに「大衆的啓蒙雑誌」としての性格と機能を失なっていた。読者層は組織配布によって辛じて連絡を維持してきた先進的教員とその周囲に限られていた。『新興教育』の普及・浸透は大きな壁に直面していた。[39]

『新興教育』の普及が後退傾向をたどり続けた基本的要因が発禁処分による事実上の非合法化と反共攻撃にあったことは明らかであったが、他方で、『新興教育』の内容自体にもその大衆的拡大を妨げる要素があったことも否めなかった。それは『新興教育』の編集方針・内容の改善をもとめる読者の批判・要望が相次いだことにあらわれている。多くは未組織教員への拡大・普及を念頭においたものであった。最もはやい批判は『新興教育』１９３０年１０月号「赤いチョーク」欄に掲載された投稿である。

「創刊号は断然俺達にとって不満だ。『新興教育』は俺達教員の『大衆雑誌』でなければならん。創刊号は、未組織大衆への働きかけとしては、甚だしく不親切と思ふ。

第一に、生々しいバクロがない。俺たちはコイツをいちばん期待してゐるのだ。

第二に、アヂが徹底してゐない。それはつまり生々しいバクロが無いからだ。

第三に、全体を通じてインテリ臭が甚だしい。俺達にはテンデ分らんやうなむづかしいゴテゴテした言葉の論文ばかりぢやないか。

以上、技術的に最もいけない所だ。だから俺達の希望としては、第一に現実の細密なるバクロと、第二に明確なるスローガンと、第三に具体的な戦略戦術特に組織に就いての戦術的な研究をドシ〳〵載せてくれることだ。さうならねば、雑誌は俺達の武器にはならん。『新興教育』よ、決定的な闘意を読者に与へろ！（茨城　高田益男）」

その後も「抽象的・公式論」にたいする批判や大衆化を切望する投稿は続いた。[40]

研究所側がこれらの批判・要望をほぼ承認していたことは、投稿の掲載そのものになかばあらわれていたばかりでなく、より積極的に『新興教育』の大衆化を提起したことによっても知れる。[41] とりわけ『新興教育』大衆化の方向を明確にしたのは、１９３１年９月に発表された研究所中央常任委員会の総括的文書「新興教育研究所一周年を迎へて」であった。[42] そこでは、「特に第二期に於ける所の無方針的活動の結果、雑誌は著しく俗悪化し或は公式化して大衆的啓蒙雑誌としての役割を果し得なかった」ことが自己批判されている。第二期とは臨時総会が開催された１９３１年２月から研究会活動の方針が確定された６月までをさしている。こうした総括にもとづいて「当面の任務」が決定された。「諸機関確立強化」とともに「研究会をより活潑にする」、「新所員研究員の養成獲得」、「雑誌の大衆化」がうちだされた。

再組織された研究会活動の諸成果は、１９３１年９・１０月号以降順次発表された。[43] しかし、大衆化の要望のなかで大きな比重を占めていた教育実践についての研究は、１９３１年１２月号の学齢児童教育研究会「郷土教育はどこへゆく――主として理科教材を中心に――」と児童芸術教育研究会「『小さなねじ』の階級性」にとどまり、読者の要求や期待にはほど遠かった。教員の生活・経済状態、学校の管理運営体制、「官制的」教員団体などについての研究成果は皆無であった。情勢の変化や読者の切実な要求に十分こたえたものになっていないとはいえ、研究会活動が定着しつつあったことは『新興教育』大衆化への貴重な前進であった。しかし、連続的な発禁処分はこうした端緒的な成果の発展をはばむことになった。

(2)　教員統制政策の強化

全国的な先進的教員の闘争と組織化は、天皇制権力にたいし動揺をあたえた。教員統制政策の再検討が迫まられた。１９３２年以降、文部省の教員統制政策は新たな段階に入った。

彼らはまず小学校長の掌握に腐心した。学校管理運営上の直接的な責任者であり、したがって一般教職員の末端統轄者である校長層をいかに体制内につなぎとめておくかは、教員統制政策全体のなかでも重要な位置を占めていた。とりわけ恐慌にともなう馘首、賃金削減、恩給法改悪などの攻撃が校長層のあいだに少なからぬ生活不安と不満を生みだしていたことも校長対策を急がせた要因のひとつであった。校長層の動揺をくいとめるだけでなく、むしろ彼らを反動的教育政策の忠実な執行者に仕立てあげることは天皇制政府にとって緊急課題となっていた。もとより天皇制政府に校長層の生活問題を根本的に解決する能力はなかった。そこで案出されたのが校長層の精神的「優遇」であり社会的地位の「向上」であった。具体的には、従来ごく少数の校長にしか与えられなかった奏任官待遇を、その資格制限を緩和してかなりの部分に開放するという構想であった。１９３２年４月に入り校長奏任待遇問題は急速に進展した。[44]　５月１３日の閣議決定にもとづいて勅令が出された。[45] 改定内容は

二点にわたった。ひとつは奏任官待遇とする校長数の大幅な増加である。文部省の計画によれば、毎年2,１００名、１９３５年までに8,４００名を奏任官待遇とすることになった。この数は校長総数の約４２％にあたる。ひとつは、官等配当の向上である。従来高等官９等にとどまっていた官等を高等官５等にまで引上げることになった。８月１日付で高等官５等待遇５名、６等待遇１８９名、７等待遇３４４名が、(46) さらに１０月１日付で７等待遇８２３名、８等待遇７３３名が発令された。(47) この小学校長「優遇」措置の本質が、彼らの名誉心と出世欲を煽ってその奮起を促すところにあったことは明確であった。立役者となった文相鳩山一郎は７月の地方長官会議でその政治的意図を次のようにのべている。

「教育の振興及思想の善導は主として之を徳操識見の備はれる教育者の力に俟たなければならぬとの見地より致しまして、私は国民教育者の智徳の向上を望むと共に一層之を優遇するの必要を認むるものであります。此の趣旨を以て今回国民教育の重責に任ずる小学校長に対して優遇の途を講じ、奏任官の待遇を受くる者の員数を著しく増加し且新に官等配当の制を設け従前よりも大に其の地位を高むることに致したのであります。此の如くして小学校長が一町一村に於ける教化の中として尊敬せらるるに至りましたならば自ら敦厚協和の風俗を馴致して世道人心に稗益し且当今の時勢に現はれたる憂ふべき傾向を矯正する上に少からざる効果があらうと存じます。各位は師範学校に於ける教育内容の改善充実に付常に留意せられて優良なる国民教育者を養成することに尽力せらるると共に小学校教職員をして安んじて永く其の職に留り重要なる職責を全うせしむるやう奨励せられんことを切望します。」(48)

文部省はさらに思想的・イデオロギー的側面からもその支配・統制の強化をはかった。そこには、警察権力を発動した暴力的な支配形態とのあいだに緊密な分業体制が成立していた。教員にたいする思想的統制は、管理機構の末端部分あるいは管理職層のイデオロギー的再教育から着手された。１９３２年８月１日から１９日までのあいだに、全国６ヶ所（東京、大阪、仙台、札幌、広島、福岡）で地方別にひらかれた思想問題講習会がその第一歩であった。(49) それぞれ４日間の日程でおこなわれた。対象は各道府県視学官、視学、中学校長、同教員、小学校長、同教員、青年訓練所主事とされた。全体で、聴講者は８６１名、傍聴者は１０４名であった。有志参加のかたちでひらかれた座談会には２４９名が出席した。講演内容は、東京地方思想問題講習会を例にとれば次のごとくであった。

平泉澄（東京帝国大学助教授）「思想惑乱の歴史的考察」

阿部謙蔵（文部書記官）「学生々徒思想問題の最近の傾向について」

高橋誠一郎（慶応義塾大学教授）「近世経済思潮一斑（個人主義と社会主義）」

さらにまた東京を除く５ヶ所では思想問題講習会とは別に「一般教職員、教育関係者、父兄」を対象とした思想問題講演会があわせひらかれ、参加者は全体で５２６名であった。

この地方別の思想問題講習会は、地理的条件からみて参加者層と規模に少なからぬ制約がともなった。より広範な層のイデオロギー的再教育を意図する文部省を満足させるものではなかった。そこで、道府県が主催する思想問題府県委託講習会が構想されるにいたった。(50) １９３２年８月下旬に山形県（三会場）、岩手県で先導的に試行された。それぞれ参加者は５０３名、６２８名にのぼった。参加者数と層が一段とひろがったことは明らかであった。注目されるのは、両県とも県特高課長が座談会に公然と出席して、質疑に応答していることである。思想問題府県委託講習会は、１９３３年５月から他の道府県でも実行にうつされ、同年１２月までに３７道府県が終了し、さらに９府県も１９３４年３月で完了した。進捗状況は、国際連盟脱退（１９３３年３月）、教労部長野支部弾圧

（１９３３年２月）などにあらわれた政治的・社会的危機の進行に対応していた。結局、愛知県をのぞく１道３府４２県で実施された。対象が小学校・中学校・実業補習学校の校長・教員さらに青年訓練所主事であった点は思想問題講習会と異なることはなかったが、道府県単位で開催されたこと、さらに複数の会場で分散的におこなわれたことによって、その参加者数は飛躍的に増大した。参加した教員は全国で２万名を下らないものと推定される。同時にひらかれた講話会には相当数の父兄あるいは師範学校生徒が動員された。地方によっては警察官、神官、僧侶、軍人も姿をみせた。資料展観もひらかれ視覚的効果をあげるための工夫もなされた。講師団の構成は、講習会の政治的・イデオロギー的性格を最も露骨に示した。文部官僚、国民精神文化研究所員、御用学者はもとより、内務官僚、司法官僚も重要な役割を果していた。いくつかの県では県特高課長が講師をおこなった。ここに国家権力の諸機構が一体化となってとりくんだ姿を見ることができる。

文部省は、比較的広範な現職教員とりわけ管理職の地位にあった教員のイデオロギー的再教育とともに、教員養成機関である師範学校にたいする再教育をも重視した。その推進母体となったのは国民精神文化研究所であった。国民精神文化研究所は、全国６ヶ所で開催された思想問題講習会がすべて終了した直後の１９３２年８月２３日に発足した。研究所設立の政治的意図は、主にイデオロギー活動の系統的強化と師範学校教員のイデオロギー的再教育にあった。(51) 国民精神文化研究所官制第一条によれば、「国民精神文化研究所ハ文部大臣ノ管理ニ属シ国民精神文化ニ関スル研究、指導及ビ普及ヲ掌ル」とされた。研究所の機構としては、研究部が前者を、事業部が後者をそれぞれ分担した。研究部はもっぱら「国体観念国民精神に関する学理的闡明」をその任務とした。(52)

事業部は、さらに教員研究科と研究生指導科にわかれていたが、師範学校教員の再教育は教員研究科によっておこなわれた。教員研究科は、学校長または地方長官の推薦を受けた教員を対象に６ヶ月単位で開講された。その間、受講者は１ヶ月３０円以内の学資を補給された。(53) 師範学校教員の再教育は、全般的なそれではなく文字どおりイデオロギー教育であった。第一に、講義科目が哲学、倫理、教育、国史、国文、政治、経済、思想問題などイデオロギー的なものに限られていた。第二に、参加有資格者が主に修身科あるいは公民科を担任していた教員にしぼられていた。(54) 第一期は、１９３２年１０月から１９３３年３月まで開講された。文部省がこの教員研究科をいかに重視していたかは、科外講義の講師陣がよく示している。陸軍大臣、陸軍省整備局長、海軍大学校教頭、宮内省掌典、東京地方裁判所検事、内務事務官の他、「５・１５事件」の農民決死隊の指導者権藤成卿（愛郷塾頭）も講義を担当した。ドイツのナチス機関紙特派員も顔をみせている。入所期間中のイデオロギー教育は徹底をきわめ、旅行・見学もくみこまれた。第一期の場合、水戸、鹿島、香取方面への一泊旅行が計画され、常盤神社、大洗神社、鹿島神宮、香取神宮、孔子廟、彰考館、愛郷塾などをまわっている。(55) 第二期では、内務省映画検閲室、所沢陸軍飛行学校、帝国議事堂、警視庁、学習院の乃木将軍遺品陳列会などが見学対象とされた。(56) 師範学校教員の再教育は、計画どおりすすめられ、第１期から第５期（１９３４年１０月～１９３５年３月）までに２４４名の教員が受講した。その数は決して少なくない。

教員研究科は、教員にたいするイデオロギー的統制としては間接的であったが、それゆえにこそその影響は無視できないものがあった。６ヶ月間にわたる徹底的な教育・訓練は、一般教員に密着した地方的・中堅的イデオローグを育成するうえで重大な役割を果したと思われる。文部省の政治的思惑と期待は、１９３３年５月の学務部長会議における学生部の指示からも汲みとれよう。

「国民精神文化研究所教員研究科に於いては先般第一回研究員として全国師範学校教員中より

選抜せられたる４７名の修了者を出し、目下第二回として同じく５６名を入所せしめ所員指導の下に専心研究に従事せしめつゝあり斯の如く教員をして特に研究をなさしむる所以は其の得たる知識を以て其の学校並に地方に於ける思想問題の指導監督上十分なる貢献をなさしめんとする趣旨に外ならざるを以て各位に於いては其の銓衡に当りては必ず有為にして将来ある者を選任せられ之をして永く其の職に居らしめ充分に其の力を発揮せしむるやう格段の注意を払はるゝと共に一面修了者に関しては地方に於ける思想問題指導の為出来る限り之が活用の方途を講じ以て教員研究科設置の目的を達成するやう努められんことを希望す。」(57)

修了者は、師範学校にとどまらず「地方に於ける思想問題」においても指導的役割を果すことが期待された。このような修了者にたいする積極的な位置づけに呼応する動きがあらわれたとしても怪しむに足らない。１９３３年１０月までの第１・２期修了者の活動状況は次のようなものであった。(58)師範学校内部の活動としては、３２名が新たに学科主任、訓育係主任、思想係あるいは思想係主任などの任務を担当することになった。教職員、生徒、附属小学校教職員、卒業生を対象とした講演・座談会をおこなった者は延７６名にのぼった。活動範囲は師範学校の外部へも拡大された。１２名が思想問題研究会委員、教護連盟幹事などに参加した。また、「国民精神」に関する講演・座談も精力的におこなわれた。対象別にその頻度をみれば、小学校長・教員が最も多い。(59)このなかにあって栃木女子師範学校国漢・公民科主任紿田茂太郎は、熱狂的な推進者のひとりであった。彼は、学内において文芸部長、訓育部長であるとともに、学外でも県視学委員を兼ねていた。その活動状況を「思想善導講演行脚日記」と称して詳細に報告している。(60)それによれば、１９３３年６～７月のわずか２ケ月足らずの間に県下の２３小学校をまわり、約2,３００名の小学校教員を相手に弁舌をふるったという。講演時の心境を次のように書いている。

「私は９０度の酷暑を主催の学校まで２・３里の田舎道を自転車で集る男教員や、バスに乳児と子守女とを連れて、私の講演を聞きに来る女教員の姿を見た時、燃ゆる様な感激の念で一杯になった。そしてこの熱情は直ちに、講演に於ける火の様な熱となった。私はある芭蕉が念々刻々一句一句が辞世の句であると言った様に、講演毎に今日こそは、今度こそはとの意気込みを以て演壇に立った。背を流れる汗、酷暑と人いきれ、講演して居る私はそれでも、自ら陶酔しつゝ語りつゞけた。

……

軍人が武器と力で戦ふなら、私は頭と舌とで国内を固めよう。少くともこの意味に於て私は今まで私のなして来た講演を通して教員たちに、よき意味の思想的予防注射(?)(ママ)をなして来たつもりだ。」(61)

<註>

(1) 『赤旗』第９５号（１９３２年９月１０日）『復刻版赤旗』第３巻Ｐ９３
(2) 同上、第１０４号（１９３２年１１月１０日）、同上Ｐ１３３
(3) 同上、第１０２号（１９３２年１０月３０日）、同上Ｐ１２２
(4) 田中新治「山形県の教労運動」『教育労働運動の歴史』労働旬報社１９７０年７月Ｐ１０９～１４１
(5) 『教育週報』第３６０号（１９３２年４月９日）は次のように伝えている。

「山形県下の小学校教員に組織された全協一般使用人組合教育労働者部山形支部は、先般非合法運動として弾圧検挙されたが、その中心人物であった南村山郡柏倉門田小学校訓導高橋幸蔵氏の受持児童男女数十名は、級長を先頭に一人の保護者も先生も附添はず二里の道を隊伍(ママ)を整へ山形警察署を訪れ、同署に留置中の高橋訓導に面会を求めた。署員等が取調べが済まぬから面会は許されぬと宥めても聞き入れず、佐藤級長は一同を代表して熱心に質問し、中々動かぬので、遂に嚇して約三十分の後解散せしめたが児童等は口々に不平を言

ひながら帰村した事実がある」

(6) 『岩手毎日新聞』１９３２年４月２７日、同紙は、水沢校でも２名の教員が検挙されたと報じている。

(7) 同上１９３２年５月８日、教員の氏名は佐々木某と報じられている。

(8) 同上１９３２年５月１１日、２人の氏名、学校は浅利某（胆沢郡南都田小学校）、佐藤某（胆沢郡佐倉河小学校）となっている。同紙はまた「全協系の教育労働組合胆沢支部の結成を計画１月下旬水沢町更科そば店で準備会を開いた嫌疑、さらに江刺郡下某小学校訓導にも関係者があるらしく今明日中に召喚される模様である」と報じている。

(9) 第一次弾圧後の神奈川支部の状況については、田村清、荒川利男両氏から詳細な教示をうけた。なお、田村氏の話によれば、検挙されたあと花形二郎の受持生徒が「奪還闘争」をおこなったということであるが、くわしくはわかっていない。

(10) 荒川氏の手紙（１９７３年９月２９日付）は、第一次弾圧後の再建過程を次のように伝えている。

「①多数の教員が検挙されたので新聞が〝赤化教員〟云々とデカデカと書きたてて進歩的教員に対する教員仲間または一般の恐怖心をあふりたてられたこと、②横浜市教育課が中心となって、教職員を対象とする反共講座を活発に開いたこと、③弾圧を受けた諸君は公然化したので、絶えず監視、尾行をつけられるなど活動しにくくなったこと、④残ったメンバーにも、弾圧は心理的にデリケートな影きようを与えたらしいこと
などの事情から再建は必ずしもはかばかしくなかった。しかし、横浜地区の組織整備、潰滅に近い湘南地区との連絡、『新興教育』をはじめ全協一般、日教労との連絡復活などすぐに着手した。」

(11) 『新興教育』読者など活動家の周囲に結集していた協力的な教員は、そのほとんどが特定の活動家との個人的な接触によってむすびついていたため、その活動家が検挙されるとなかば自動的に連絡がとだえることが多かった。同時に、非合法活動の組織原則として横の連絡が通常とられていなかったので、他の地区の組織状況がほとんどわからなかったことも、連絡の回復を困難にしていた。これはほぼ全国的に共通した傾向であった。神奈川支部再建の主力が横浜地区に限られたのはこうした事情と無関係でないと思われる。

(12) 立川義人「昭和七年非合法時代の戦い」大分県教職員組合編『大分県教組二十年史』労働旬報社１９７０年２月、Ｐ１６～１７、全協への弾圧に関連して７月１０日に大分市の教員３名が、さらに１２日までにすべての組合員が検挙された。

(13) ７月１９日、中野寅市、岡沢舜三ら１０名の教員が検挙された（前出「『教労』『新教』大阪支部について）。

(14) 『東京朝日新聞』１９３２年９月２０日、ただし『東京朝日新聞』は検挙された日を明記していない。『東京朝日新聞』（１９３２年９月３０日）に、「警視庁は今月初旬極力内偵」とあることと、『社会運動の状況』（１９３２年度Ｐ２７２）に９月７日から検挙がはじまったと記されていることなどから、９月上旬と推定した。しかし、『社会運動の状況』は、ほぼ同じ時期とされている新興教育研究所所員の検挙をさしているかもしれない。この点については今後の調査がまたれる。

この検挙の原因を石田氏は次のように指摘している。

「どうして私のことが当局に知られたか。それはのちにわかったが、教労に組織されていた隣接校の給仕がちよっとした破廉恥罪でつかまり、スパイ役をする約束で放免され、私の学校の給仕や彼の学校にいた渡辺勘朔らから教労南葛の組織をさぐり、特高に通報していたのである。」（「戦前の教育運動の思い出㈢」『歴史地理教育』第１８６号１９７１年９月号Ｐ８０）

(15) 石田氏の手紙（１９７３年８月８日付）

(16) 浦辺史「川田由太郎と新興教育運動」井野川潔・森谷清・柿沼肇編『嵐の中の教育』新日本出版社１９７１年１２月Ｐ１６１～１６２

なお、『東京朝日新聞』（１９３２年９月２０日）は、その模様を次のように伝えている。

「１９日正午頃両訓導の教べんをとってゐる前記、第三、四小学校前で児童の帰途を目がけ
貧乏人の味方をしてゐる渡辺、石田の両先生が警察で苦しめられてゐます。私共の手で先生を返し
頂きませう、返さなければみんなで学校を休みませう
というアジビラ四、五百枚を散布したものあり」

(17) 『東京朝日新聞』１９３２年９月３０日

(18) その後の被検挙状況は次のとおりである。

１０月５日　田村政雄（本田第一小学校）、日向吉弥（同前）、金沢登志郎（本田第二小学校）、佐藤昌清（本田第三小学校）、伊沢湜（小松川第一小学校）

『東京朝日新聞』（１９３２年１０月６日）による。これには学校名が明記されているが、氏名は仮名となっている。学校名を手がかりに『プロレタリア教育運動』上Ｐ６４の組織図と照合して氏名を推定した。

１０月１９日　熊井みち（『東京朝日新聞』１９３２年１０月２１日）
１０月２０日　足立区西新井町本木小学校教員以下４名（同上）

(19) 岩代輝昭氏の手紙（１９７３年９月７日付）

(20) 『東京朝日新聞』１９３２年１０月２１日、また『社会運動の状況』１９３２年度（Ｐ２７２）によれば、９月７日から１２月７日までの被検挙者は４６名となっている。

(21) たとえば、『東京朝日新聞』（１９３２年１０月６日）は「これまで２０数名の現職教員が召喚取調べをうけており、そのうち９名が留置」と報じている。

(22) 前出『プロレタリア教育運動』上（Ｐ６４～６５）の組織図のなかで「教員某」とあるのは『新興教育』読者あるいは支持者をあらわし、氏名が明記されているのは教労部組合員と思われる（石田氏の手紙による）。

このことは神奈川支部と同じく第一次弾圧の否定的影響は大きく再建闘争が容易にすすまなかったことを示している。

(23) 『教育労働者版』第３０号は、１９３３年１月３０日付で発行されている。第２９号は未発掘のためその発行年月日はわからないが、いずれにせよ機関紙活動がきわめて不活発になったことは否定できない。

(24) 岩代氏の手紙（１９７３年９月７日付）。なお、それまで対策委員会責任者であった山口近治は、１０月から一般使用人組合中央常任委員長になり、教労部の任務から離れた（山口近治「非合法教員組合運動の追憶」『教育運動史研究』第１２号１９７０年５月Ｐ１２０）。

(25) 『報知新聞』１９３３年８月１日

(26) 前出『プロレタリア教育運動』上　Ｐ、６３

(27) 新潟県教職員組合編『新潟県教職員組合史』Ｐ６４

(28) 前出『プロレタリア教育運動』上Ｐ６３

(29) 大杉彦助『山梨思想運動史』１９５０年７月Ｐ９４～９５、『教育週報』第３９３号１９３２年１１月２６日

(30) 庫山寛一「秋田の新興教育運動」『秋田の北方教育史』北方教育懇話会１９６４年７月Ｐ１６２

(31) 前出『八重山の民主化のために』Ｐ３８～３９

(32) 文部省学生部『思想調査資料』第１５輯１９３２年７月Ｐ９２

(33) 同上Ｐ９２～９３、１２名が検挙され、倉橋清太郎（簸川郡塩治村小学校）が退職においこまれた。

(34) 宮崎支局は１９３２年１月中旬に結成されて以降、毎月１～２回の研究会をひらき、また機関紙『赤いチョーク』を発行していた。３月２１日の弾圧で、１１名が検挙され、山元都星雄（都城市大王小学校）が懲戒免職、横山厳（梅北小学校）ら７名が論旨退職の処分をうけた（同上Ｐ９３～９５）。

(35) それまで『新興教育』は平均８０～９０ページで発行されており、最低の場合でも１９３１年９・１０月号の７３ページであった。

(36) 前出『昭和書籍雑誌新聞発禁年表』上によれば、１９３１年の場合８月号、１１月号、１２月号が発禁処分をうけた。

(37) 『東京朝日新聞』１９３２年９月３０日

(38) 同上１９３２年１０月１６日

(39) こうした状況のもとで『新興教育』の合法性を獲得、維持することは戦略的にも重要な課題であったが、合法性獲得の意義について研究所が必ずしも自覚的積極的であったとは思われない。それは、『新興教育』にたいする発禁処分が常態となりつつあった時期に創刊された合法的新聞『教育新聞』（１９３２年６月１０日創刊、タブロイド版）の編集内容にあらわれている。これまで発掘された第２号（１９３２年７月２８日）を見るかぎり、その内容は『新興教育』のそれと大きな違いはなかった。『教育新聞』は創刊号をふくめすべて発禁となった。もとより力関係が権力側に傾いていたとき、「合法」「非合法」の政治的判断が一方的に彼らの側にあったことは否定できないが、それゆえにこそ大胆で柔軟な「方針転換」が迫まられていたといえよう。とくに発行形式を大衆的な普及を考慮したものだとすればなお重要であった。

合法性獲得の実践的軽視あるいは非合法主義的傾向は、決して新興教育研究所に固有なものではなく、当時の左翼運動全体に体質的にあった。いわゆる「32年テーゼ」以来いっそう強まった「革命切迫」論的情勢認識は屈伸性のある方針・戦術の採用を妨げたものと思われる。「革命切迫」論は、コミンテルン執行委員会第１２回総会（１９３２年９月）において「完成」された。

「資本主義の安定は終り、階級と階級、国家と国家の暴力的衝突への移行が完成しつつある」（『赤旗』第１０４号１９３２年１１月１０日『復刻版赤旗』第３巻Ｐ１３４）

(40) 『新興教育』の大衆化を要求した読者の投稿が掲載された『新興教育』は次のとおりである。

１９３１年３月号　「赤いチョーク」欄

１９３１年４・５月号　「赤いチョーク」欄
１９３１年９・１０月号　「学校から」欄
１９３１年１１月号　「学校から」欄、「赤いチョーク」欄
１９３１年１２月号　〃
１９３２年１・２月号　〃

このなかで本格的な批判を展開したものは１９３１年１１月号に発表された赤山剛蔵「新興教育拡大強化のために」であった。赤山剛蔵は当時１９３１年８月の東京支部弾圧のあと再建に中心的役割を果していた石田宇三郎のペンネームであった。彼は東京・神奈川・埼玉などへの弾圧とそれを利用した権力側の反共攻撃の深刻な影響を考慮しつつ、『新興教育』の問題点を批判した。

「試みにどの月のでも取ってみろ。教員の日常生活に切実な関係を持ち、彼等の興味を惹くに足る記事が幾つあるか？雑誌が教員大衆にマルクス・レーニン主義を注ぎ込む事が出来るか？仮令出来てもそれが何になるか？僕は思ふ、僕等の為し得ることは、教員自身の生活中の事実がマルクス・レーニン主義の言ふ所と完全に一致してゐることを彼等自身に体験させることだと。しかもそれ丈で充分なんだ。重要なのは、教員に『赤』の看板を掲げさせること、言葉の上丈のマルキスト、浮び上った革命家を造ることではなくて、マルクス・レーニン主義的に世界を観じて之を行動する教員を造ることなんだ。そしてこれは、人間の具体的な血の流れて生活の中に、一挙手一投足の中に、経験する所のすべてに於て行はれ得ることなんだ。問題は、注ぎ込まれたイデオロギーではなくて、考え方なんだ。

『新興教育』当事者はこの事はハッキリ把握して居たか？然りとすれば、従来の如き、生活を離れた概念的、抽象的記事を以て一般教員大衆をして『新興教育』を敬遠せしめなかったであらう。

どの頁も〳〵、曰く、帝国主義、××主義戦争、曰くマルクス・レーニン、曰く、ブルジョアジー、プロレタリアート、曰く、支配階級、被抑圧大衆、曰く、崩壊の危機に瀕した資本主義、曰く、狂暴なる反動、断乎たる闘争等々々、そして最後に×××の連続。これでは駄目な訳だ。執筆者はこんな言辞を弄し、革命的感情の自涜に依って快き興奮を味って満足だらう。だがその限り教員大衆は眠れる羊として反動的役割を果すのだ。執筆者よ、編輯者よ、知って呉れ、現在教員大衆はこうした言辞に興味も関心も持ってゐない。その上ブルジョアジーのデマの為に『赤』に対して一種の先入主を持たされてゐる。だから教員大衆はかゝる言辞に満ちた『新興教育』を一見した瞬間、恐怖に震へ乍、『赤い雑誌』と云ふレッテルをそれに貼って眠を閉じて了ふのだと云ふ事を。斯る言辞は既に立上った。プロレタリアートにのみ使はるべきである。『新興教育』が真に階級的啓蒙雑誌であらうとするならば、何よりも先ず教員、先生が抑圧されてゐる層であること、或は帝国主義とは何であり、彼等の生活とどんな関係があかと云ふこと等々を、普通の言葉で具体的に／親切に納得させねば駄目なんだ。『新興教育』の読者イクオール階級的に自覚せぬ教員、赤化教員である限り、『新興教育』の拡大強化は絶対に望まれない。その啓蒙的役割は断じて果し得ない」（傍点――原文）

彼はまた１６項目にわたる提案をおこなっているが、そのなかでとりわけ注目されるものは、編集を大衆的にするため、編集会議に現職教員を２名以上参加させること、読者会・座談会に執筆者、編集者が参加すること、誌名を『教員生活』または『教員の友』というような名称に変えること、であった。

(41) その内容から１９３１年８月に発行されたと思われる『新教読者ニュース』第１０号は、「雑誌大衆化のために」（見出し）を呼びかけている。「雑誌大衆化のスローガンが今日ほどつよく要求されたことは未だ曾ってない。編輯局は全読者とともに『全員結束して』雑誌大衆化のために全努力を傾注しなければならない時期に当面してゐる」とのべ、「雑誌大衆化の方法」として、「雑誌の内容をモット大衆に親しみ易いものとすること。（編輯の更新）」、「雑誌を大衆的に教員の間に持ちこむこと（読者倍加の運動）」の二点を指摘した。

さらに、これまで大衆化に成功しなかった理由として「(イ)編輯部の力が不足が主たる原因であったとはいへ、尚(ロ)読者の非積極性が(イ)にも劣らぬ大きな原因をなしてゐたことは否めない事実である」（傍点――原文）ことをのべている。しかし、ここには編集上の問題と「読者の非積極性」とが同一次元で論ずる官僚主義的意識とともに、内容上の改善が『新興教育』普及の不可欠な前提となるという認識の欠如があらわれていた。

(42) 『新興教育』１９３１年９・１０月号Ｐ２～５

(43) 再組織された研究会は次のとおりである（『新興教育』１９３１年１１月号Ｐ７１）
学齢前児童教育研究会
学齢児童教育研究会
教育理論研究会
教育制度研究会

成人教育研究会
ソヴエート教育研究会
児童芸術教育研究会

研究会の具体的成果として『新興教育』に発表されたものは以下のとおりである。

学齢児童教育研究会「ソヴエート同盟の単一労働学校」（１９３１年１１月号）
〃　「郷土教育はどこへゆく――主として理科教材を中心に――」（１９３１年１２月号）
〃　「プロレタリア児童と就職問題」（１９３２年３月号）
教育理論研究会「土田杏村『社会教育学』批判」（１９３１年９・１０月号）
ソヴエート教育研究会「五ケ年計画と教育」（１９３１年１１月号）
〃　「ソ同盟婦人の解放状態」（１９３２年３月号）
児童芸術教育研究会「『小さなねじ』の階級性」（１９３１年１２月号）

(44) 『教育週報』第３６３号１９３２年４月３０日
(45) 『帝国教育』第６０３号１９３２年６月１日号Ｐ３３～３４
(46) 同上第６０８号１９３２年８月１５日号Ｐ５７
(47) 同上第６１４号１９３２年１１月１５日号Ｐ６５～９３
(48) 文部省『文部省第６０年報』Ｐ５（傍点――引用者）
(49) 文部省学生部『思想調査資料』第１６輯１９３２年１１月Ｐ２０９～２１４
(50) 同上Ｐ２１６～２１９
(51) 文部大臣鳩山一郎は、１９３２年９月の学務部長会議で次のように訓示した。
「文部省は之が根本対策は一般国民をして我が国体観念、国民理想に関し明確なる知識を得さしめ更に之に対する確固不抜の信念を確立せしむると共に我が国体を中心とする国民文化の振興を図ることにあると確信致します。右の趣旨を貫徹せんが為に其の研究機関として今回新に国民精神文化研究所を設置することに致したのであります」（同上『思想調査資料』第１６輯Ｐ２０１）
(52) 同上Ｐ２０２
(53) 国民精神文化研究所『国民精神文化研究所々報』第１号１９３３年６月Ｐ１６５～１６７
(54) 修身科、公民科以外としては教育科、哲学科、論理科、心理科の担当教員も入所を認められていたが、イデオロギー性の強い教科目である点では大きな違いはない。
(55) 前出『国民精神文化研究所々報』第１号Ｐ１５９
(56) 同上第２号Ｐ１７５
(57) 前出『思想調査資料』第１８輯１９３３年５月
(58) 前出『国民精神文化研究所々報』第３号１９３４年３月Ｐ１７７～１８５
(59) 対象別に分類すれば次のとおりである。

小学校長、教員	６８回
中学校長、教員	２５回
処女会、婦人会	１３回
府県庁町村の学務関係者	９回
青年団、少年団	７回
在郷軍人会	３回
その他の修養団体	７回

(60) 同上『国民精神文化研究所々報』第２号Ｐ２０４～２１０
(61) 同上Ｐ２１０（傍点――原文）

第十章　労働運動の全面的後退と日本一般使用人組合教育労働部の壊滅

(1)　統一戦線運動の挫折と労働運動の全面的後退

天皇制権力の苛烈なまでの弾圧によって労働運動は重大な後退をよぎなくされていった。しかし、それは一方的な後退を意味するものでなかった。きわめて困難な条件のもとではあったが、統一戦線

的運動の萌芽が生まれつつあったことも見落してはならない。その可能性は決して小さなものではなかった。それはまず反戦平和擁護闘争の分野において追求された。これには１９３２年後半からのフランス、ドイツを中心とした国際的な反戦平和擁護闘争の昂揚が大きな影響を与えていた。

１９３２年５月２２日、アンリ・バルヴュスとロマン・ロランは、動機は異なってもあらたな帝国主義戦争の準備に反対する点で一致するすべての人々の結集をはかるべく、反戦世界大会開催のアピールを発表した。このアピールに、第二インタナショナルは背をむけたが、各国の共産主義者や戦闘的民主主義者は積極的にこたえた。パリではピエール・セマールが司会する労農反戦大会がひらかれ、社会民主主義の影響下にあった労働者をふくめ2,０００名近い代表と各経営からの招待者がこれに参加した。１９３２年８月２７～２９日、アムステルダムで反戦世界大会が開催された。これに３８ケ国の代表が参集した。ドイツ社会民主党員５０名もそのなかにいた。[1] 大会で採択された最終アピールは、すべての国で勤労者が団結し、平和を擁護し、新戦争の準備に反対して行動することを訴えた。アピールに呼応して、９月、パリのビュリェ会館で数千名による報告集会がもたれた。第一次世界大戦の休戦記念日である１１月１１日、ヴアンセンヌで４万人のデモが挙行された。こうした活動をつうじて大衆的な反戦委員会が結成され、その数は１９３３年のはじめで４００にものぼった。注目されるのは、中央の禁止にもかかわらず社会党の３つの県連と１４１の支部が正式に参加したことである。[2] さらに、１９３３年６月、パリのプレイエル会館でヨーロッパ反ファシズム大会がひらかれた。以降、この運動は「反戦反ファシズム・アムステルダム＝プレイエル運動」とよばれるようになった。[3] 一連の経過は、第一に、反戦平和擁護にたいする要求と関心が広範な人々のなかにあることと反戦平和擁護闘争の一義的重要性を、第二に、共産主義者と社会民主主義者との共同闘争が現実に可能でありまた必要であること、を証明した。

日本の民主勢力は国際的な反戦平和擁護闘争の動きに深い関心を示していた。とりわけ共産党の積極的な活動は際立っていた。『赤旗』第８６号（１９３２年７月２５日）は、ジュネーブにおける国際反戦大会が迫っていることとともに、日本反帝同盟からの代表派遣を報じている。[4] 共産党中央委員会はこの国際反戦大会にメッセージを送ってその連帯の意志を表明した。[5] とくに日本の反戦平和擁護闘争に大きな影響を与えたのは、１９３２年１２月に国際反戦委員会事務局総会が提唱した極東反戦会議開催の計画であった。[6] 共産党は、国際反戦委員会の極東調査団派遣の決定にこたえ、上海反戦大会にたいするとりくみを強化した。[7] ３月７日、共産党、共青、全協、反帝同盟などの諸組織は、共同声明「上海反戦大会を支持せよ！」を発表した。[8] さらに、共産党は全国的に上海反戦会議支持委員会を結成する方針を出した。[9] こうした動きとは別に、１９３３年６月１２日、秋田雨雀、江口渙、佐々木孝丸、加藤勘十ら知識人・文化人を中心として「極東平和の友の会」準備会が設立された。[10] 極東平和の友の会は、その後上海反戦会議支持と戦争反対を訴えた設立趣意書や国際反戦委員会の宣言などの普及、リーフレット・パンフ・反戦ニュースの発行、知識人・文化人を対象とした署名、代表団派遣費用の募金などの活動をおこなった。６月３０日、極東平和の友の会準備会は、民主的団体にたいし上海反戦会議の支持と代表派遣についての協議会開催を訴えた案内状を出した。[11] このよびかけにもとづいて、７月２１日、２６日の両日、全労統一会議、総評などの労働組合をはじめ労救、消費組合、ソヴエート友の会、反帝同盟などの諸団体が参加して、「上海反戦会議支持無産団体協議会」が結成された。[12] 会議では、代表派遣費用の募金活動、国際反戦委員会代表ロード、マーレー一行の歓迎、日本大会の開催が申しあわされた。世話役には、全労統一会議、総評、ソヴエート友の会、労救、消費組合、反帝同盟、極東平和の友の会が選出された。上海反戦会議支持無産団体協議会はそ

の構成からみて反戦平和擁護を中心的課題とした統一戦線的組織であった。

これよりまえ、６月１０日に、関東労働組合会議のイニシアチブで「反ナチスファッショ粉砕同盟」が発足した。６月１７日、２５日には全労統一会議、総評、純労働者組合、東交、江東一般、東京市従、関東消費組合、ソヴエート友の会、労救、医同などの代表が集まり、７月１日に反ナチスファッショ粉砕同盟主催の「民衆大会」をひらくことを決定した。大阪、京都でもこれに呼応する計画がすすめられた。ほぼ同じ頃、いわゆる「滝川事件」を契機として大学自治と学問の自由を要求する闘争が急速に進展しつつあった。これは、１９３３年５月に文部省が京大法学部教授滝川幸辰を彼の著書『刑法講義』が自由主義的であるという理由で休職処分にしたことにたいする抗議闘争であった。京大、東大を中心に学生の反対運動は全国的にひろがった。６月１２日、長谷川如是閑、藤森成吉、新居格、細田民樹らは、ドイツにおけるナチスの野蛮な文化運動弾圧に抗議して文化問題懇談会をひらいたが、これは「滝川事件」にあらわれた民主主義抑圧の動きを意識したものであった。７月１０日の「学芸自由擁護同盟」の結成へと発展した。(13)

反戦平和擁護あるいは政治的自由獲得を基本目標とした統一戦線的運動が合流・発展する可能性は強まりつつあった。とりわけ日本の場合、日本産業労働倶楽部の成立（１９３３年６月１５日）に象徴されるような労働戦線の右翼的再編と分裂の固定化が進行しているとき、これらの統一行動と統一戦線的動きを目的意識的に持続させることは特別の重要性をもっていた。(14) しかしながら、共産党を深くとらえていた「社会ファシズム」論はこうした可能性を自らとざすことになった。「２７年テーゼ」において定式化された「社会ファシズム」論は、(15)「３２年テーゼ」でも採用され、(16) その実践的影響は深刻であった。(17) とはいえ、共産党が最初から硬直した態度をとっていたわけではなかった。上海反戦会議支持無産団体協議会の結成時点ではこれを全面的に支持していたことは『赤旗』の肯定的な報道からも明らかであった。(18) また『赤旗』第１５４号（１９３３年８月１６日）は、上海反戦会議支持無産団体協議会の提唱団体であり、その設立に重要な貢献をなした極東平和の友の会への積極的な加盟をよびかけている。(19) ところが、わずか１０日たらずでこうした方針は廃棄され、「社会ファシズム」論を正面におしだしたセクト主義的な方針が復活した。『赤旗』第１５６号（１９３３年８月２６日）は、極東平和の友の会の性格を「小ブル的平和主義」と断定するとともに、会への参加を無条件にアピールした第１５４号の記事には「少なからぬ誤った認識が含まれてゐた」としている。社会民主主義にたいしては、「平和主義や日和見主義の毒素を振りまいて、スキさいあれば諸君の革命的反戦闘争を裏切らうとしてゐるのだ」あるいは「日本反戦委員会を骨抜きにするために、極東平和の友の会同様に社会ファシストやダラ幹の頭だけの寄合世帯にしようとタクランでゐる」と非難をあびせた。(20) 明らかに共産党は客観的情勢の変化のなかで統一戦線的方向と「社会ファシズム」論との間を動揺していた。(21)

９月３日に上海反戦大会に呼応して開催される予定であった日本反戦大会は、事前の指導部の被検挙と官憲の妨害によって流会に終った。以降、みるべき活動を展開することなしに運動は自然消滅となっていった。かくして、一定の昂揚をみせた統一戦線的運動は挫折に終った。そしてその障害のひとつであった「社会ファシズム」論の克服と統一戦線戦術の確立は１９３５年のコミンテルン第７回大会をまたなければならなかった。しかし、このときすでに統一戦線運動において主導的役割を果すべき共産党は重大な危機に直面していた。

１９３３年６月、共産党の最高幹部佐野学、鍋山貞親は「転向」を表明したが、これは党の内外に深刻な衝撃を与えた。１９３２年７月に出された判決は、市川正一、佐野、鍋山、三田村四郎の４

名を無期懲役に、その他１８１名の党員に計７７７年の懲役をいいわたした。無期懲役判決に恐怖した佐野、鍋山は、天皇制を公然と賛え、共産党からの脱落を表明した。当局は、この事態を共産党破壊に利用すべく、印刷した声明書を全被告にわたし「転向」工作に狂奔した。７月には三田村、高橋貞樹が、さらに風間丈吉、田中清玄らも「転向」を声明した。この大量「転向」によって、党内はもとより党外の支持者・協力者のなかにも思想的動揺がうまれ、敗北主義的傾向が急速に強まった。警察権力の追及もやむことなくつづけられ、１１月２６日に中央委員野呂栄太郎が、１２月２６日に中央委員宮本顕治が逮捕された。『赤旗』もついに第１６５号（１９３３年１２月１１日）を最後に活版印刷が不能となった。１９３４年に入ってからも、スパイにたいする査問をとらえた陰湿な反共宣伝がマスコミによって流されるとともに、党内に生じた分派組織「多数派」の分裂活動などのため、共産党の政治的影響力は急速に衰微していった。

１９３２年９月に第一回中央委員会を開催して新たな活動への第一歩をふみだした全協も、1933年２月２７日に委員長石上長寿をはじめ中央常任委員全員が検挙される痛手をうけた。３月に組織部員森下覚を中心に中央常任委員会が再建されたが、その後も相次ぐ幹部の被検挙で安定した指導部の確立はきわめて困難になった。１９３４年には全国的にその組織の大半を失なった。

(2)　日本一般使用人組合教育労働部の壊滅

教労部も労働運動の全体的な後退傾向からまぬがれることはできなかった。１９３３年２月の長野支部弾圧は、教労部全体の壊滅状態を象徴的に示すものであった。発端は長野支部の組織・活動とは直接関係がなかった。１月８日全協繊維長野支部常任委員のひとりが街頭連絡中下諏訪駅で逮捕された。[22] 同日、さらに全協繊維長野支部の幹部３名が検挙された。これをみた長野地方検事局は、１月初旬、内務当局と協議をおこない、一斉検挙の具体的な対策をたてた。このときには彼らはまだ教労部長野支部の存在についてほとんど確証をもってはおらず、捜査の方向を教労部組織にむけてはいなかった。２月４日早朝、計画どおり全県的に一斉検挙がおこなわれ、８６名が逮捕された。このなかに教員２４名がふくまれていたが、意外なまでの大量検挙に教労部組織がひろがっていることを察知した警察当局は、捜査を続行した。追及は執拗をきわめ、４月３０日までの約９０日間に１３６名の教員が検挙された。[23] 取調べをうけた教員は約６００名にのぼった。教員にたいする行政処分は次のとおりである。懲戒免職６名、論旨退職２７名、譴責１名、休職継続３６名、戒飭１４名であった。また管理上の「責任」を問われた校長も多数あり、論旨退職５名、譴責８名、戒飭２７名、また行政処分以前に既に退職していたもの８名であった。[24] 被検挙者のなかで治安維持法で起訴された活動家は２９名であった。そのうち１３名が有罪判決をうけ下獄服役した。このなかにあって矢野口波子は「非転向」の意志を貫ぬきとおした。[25]

教労部長野支部の存在が権力側にあたえた衝撃の強さは、厳重な報道管制にあらわれていた。最終的に検挙が打ちきられたのは６月１２日であったが、いわゆる記事解禁は９月１５日であった。『東京朝日新聞』９月１６日付夕刊は第一面の約半分をさいて「教育界の大不祥事／長野事件の全貌／赤い教員等７７名起訴／全県赤化の陰謀」（見出し）を報じた。県学務部の狼狽ぶりも決して小さくなかった。小学校生徒にたいする「意識調査」をおこなって思想的影響の「痕跡」を嗅ぎつけようとする彼らの姿は犬のそれを思わせるものがあった。それらは「事件」の経過とともにマル秘文書『長野県教員左翼運動事件』としてまとめられた。信濃教育会も、県当局の動きに呼応して「時局に関する宣言並思想事件に就ての対策」を発表した。[26]

はからずも弾圧は長野支部の闘いを、著しく歪められたかたちではあったが、多くの人々に知らせる結果となった。少なからぬ教員がその良心をたやすことなく、根張りづよく活動を続け、しかも組織を着実に拡大していたことは、刻一刻その厳しさをます情勢のもとで活動していた人々の心を激しくゆさぶるものがあった。古在由重が次のように当時の印象を回想しているが、それは彼ひとりのものであったとは思われない。

「長野県でのこの運動についていえば、わたしはすこしもその存在を知らなかった。そういう非合法な闘争が教育の面において一般にありうることは予想していながらも、その具体的な状況については半年後（１９３３年９月）の記事解禁によってその一端をうかがいえたにすぎない。新聞紙上にセンセーショナルに報道された『長野県教育赤化事件』という標題。そして『学童にのびる魔手』『全県赤化の陰謀』『根こそぎ６０８名の逮捕』などのおおきな活字。これらは、いまもなおわたしの目になまなましくやきつけられている。満洲侵略戦争がはじめられて二年。このきびしい状勢のさなかに、日本の教員たちにはまだこれほどの良心、勇気、エネルギーがいきつづけていたのか！わたしは心の底からこれら多数の人びとのたのもしさを感じ、そこからの衝撃に自分自身をはげまされたことを、わすれることはできない。仕事の場所や分野は別だったけれども。」[27]

長野支部の闘いは日本人民の誇るべき代表的な闘争のひとつとして国外にも伝えられた。コミンテルン執行委員野坂参三は、１９３３年１２月のコミンテルン執行委員会第１３回総会における討論演説「日本における勤労大衆の革命闘争」のなかでこれを高く評価した。

「党の小学校教員間における影響を見のがすことはできない。新聞紙上にすら、教員の逮捕が頻々と報告されている。１９３１（ママ）年２月長野県における２３０名の検挙は、その最大のものである。全部で６５校が事件に関係していた。ある小学校のごときは、校長始め全教員の３分の１が逮捕された。多くの学校が休校を余儀なくされた。これらの革命的教員は、生徒のために革命的教科書、物語、等を作成していた。１５のピオニール（少年団）が組織されていた。当局の報告によると、図書室は、革命的文書で一杯だった。検挙の後、ある学校では、生徒が、反動的な新任教師を拒否したといわれている。」[28]

長野支部弾圧によって教労部は最大の地方組織を失なうことになった。しかし、天皇制権力の教労部壊滅の方針は変らなかった。３月３日、香川支部が弾圧された。久留島義忠（小豆郡草壁小学校）が懲戒免職され、さらに起訴された。[29] ３月１２日からはじまった全協福島県支部協議会にたいする一斉検挙（１６５名）に関連して、１７日教労部福島県支部準備会の中心的活動家浅野且任（信夫郡庭塚村小学校）、渡会秋高（大沼郡旭村小学校）が逮捕された。被検挙者は最終的に師範生２名をふくむ１２名となり、そのうち２名が起訴された。[30] ４月１日群馬支部が弾圧された。[31] 島田八郎（佐波郡玉村小学校）、橋本孝（新田郡沢野村小学校）、中島芳夫（吾妻郡坂上小学校）ら１２名が検挙された。このなかに師範生１名がふくまれていた。島田、橋本が起訴された。[32] ４月２３日に組織を確立した茨城支部は、６月２４日から７月４日にかけて小松克男（新治郡大岩田小学校）、石川武彦（那珂郡塩田小学校）、清水信（鹿島郡豊津小学校）、高村馨（那珂郡長倉小学校）ら１３名が検挙されるにいたり壊滅した。小松、大森、石川、清水の４名が起訴された。[33] 山中林之助、中岡栄喜三らによって再建された大阪支部もまた６月２６日に弾圧された。[34] 青森支部は、１１月６日からの１ヶ月近い弾圧で現職教員が検挙された。[35] 多くの活動家が特高の拷問をうけ、とくに太田芳雄（東津軽郡山口小学校）は翌１９３４年７月１１日に釈放されるまで２２０日余青森署に留置された。[36] また相馬寒六郎（元中津軽郡草薙小学校）、菊地剛（北津軽郡鶴田小学校）ならびに全協オルグ唐牛進の

３名が治安維持法違反で起訴された。さらに暮もおしせまった１２月２４日、熊本支部が襲われ、田代官次（阿蘇郡黒川小学校）、田代てる（同前）ら４名が検挙された。[37]

教労部への弾圧とともにいくつかの新教同準地方組織も破壊され、少なからぬ現職教員が検挙された。３月２３日に静岡支部準備会が、[38] ７月４日に島根支部が、[39] ８月２６日に福佐支部準備会が、[40] それぞれ弾圧された。[41]

１９３３年末には教労部の組織勢力はほぼ全面的に破壊された。[42] 他方、教労本部特別対策委員会も１９３３年秋には解体状態となりその機能は麻痺していた。[43] １９３４年に入りいくつかの地方で組織再建の動きもみられたが、指導部を欠いていたこともあり全国的な結集にはいたらなかったと思われる。すでに上部組織である全協中央常任委員会、一般使用人組合中央常任委員会も壊滅状態にあり、教労部再建の主体的条件と可能性はほぼ失なわれた。かくして１９３０年代の教員組合運動はここにその組織的生命を終えるにいたった。教員の闘争は新たな情勢と力関係のもとでさらに続けられることになったが、組合組織を喪失したことはきわめて重大な後退であった。

<註>

(1) 上杉重二郎『ドイツ革命運動史』下青木書店１９６９年１２月Ｐ１００～１０１
(2) 『フランス人民戦線史』新日本出版社１９７１年５月Ｐ２１～２３
(3) 同上Ｐ３３
(4) 『復刻版赤旗』第３巻Ｐ５２
(5) 『赤旗』第８８号（１９３２年８月５日）同上Ｐ６１
(6) 同上第１１７号（１９３３年２月５日）同上Ｐ１９０
(7) 同上第１２６号（１９３３年３月１５日）同上Ｐ２２６
(8) 同上第１２７号（１９３３年３月２０日）同上Ｐ２３０
(9) 同上第１２８号（１９３３年３月２５日）同上Ｐ２３４
(10) 日本平和委員会『平和運動２０年運動史』大月書店１９６９年１０月Ｐ２０。発起人としては他に、布施辰治、長谷川如是閑、上村進、蔵原惟郭、水野広徳、木村毅、長谷川時雨、麻生久、金子洋文、葉山嘉樹らが名をつらねた。
(11) 『赤旗』第１５３号（１９３３年８月１１日）『復刻版赤旗』第４巻Ｐ４２
(12) 同上、参加団体にはこの他に、東交有志代表、反宗教同盟、排酒同盟、新興仏教青年同盟などがあった。
(13) 前出『社会運動の状況』１９３３年度Ｐ５２４。これには、徳田秋声、久米正雄、木村毅、戸坂潤、舟木重信らも加わっていた。
(14) コミンテルン第７回大会（１９３５年）が解明した理論的諸問題のひとつは、プロレタリア統一戦線と反ファシズム人民戦線との相互関係であった。典型的事例としていくつかの国の状況が示されているが、労働者階級の組織化の著しい立遅れ、農民運動の一定の前進、文化人・知識人の社会的影響力の増大などの特徴をもつ日本にとって、ポーランドについての分析は、いくつかの限定さえ忘れなければきわめて示唆的と思われる。

「労働運動と並行して強力な農民運動が展開されており、農民大衆が彼らの組織をもっていて、農業恐慌の影響をうけてその組織が急進化しつつある国であり、また民族的抑圧が少数民族のあいだに憤激をまきおこしている国である。このばあい、全人民的闘争戦線の発展はプロレタリア統一戦線の発展と平行して進むであろう。またときには、このタイプの国では全人民戦線の運動が労働戦線の運動を追いこすことさえありうる」（デイミトロフ『反ファシズム統一戦線』新訳大月書店１９６７年９月Ｐ１３９）

(15) 「２７年テーゼ」では次のようにいわれている。

「社会民主主義指導者は、ブルジョアジーの買収された代理人であって、ブルジョアジーの命令を受けて協調主義と愛国主義と社会帝国主義の毒素を大衆に伝染せしめんと努めている。」

「共産主義者は、とくに執拗にいわゆる『左翼』社会民主主義者の裏切的役割を暴露しなければならない」（日本共産党中央委員会出版部『日本共産党綱領集』１９６４年１０月Ｐ２６）、その後「社会ファシズム」論は、コミンテルン執行委員会第１１回総会（１９３１年３～４月）においてほぼ「完成」された。

(16) 「社会民主主義者および黄色組合の指導者は、労働者農民の革命運動にとっての主要な危険である。もっとも危険なのは、左翼社会民主主義者（労農大衆党、労農派、共産党の裏切り者によって組

織されている警察のスパイのグループで、みずから『日本共産党労働者派』と称するもの、その他）であって、かれらは革命的空辞――それは時にはプロレタリア革命にかんする抽象的な考察にまで立ち至っている（猪俣、山川、その他）――をもって戦争における、労働者運動におけるかれらの裏切り的役割や、天皇制にたいするかれらの阿諛や、日本帝国主義にたいするかれらの忠勤やを粉飾しているのである」（同上Ｐ５６）

(17) １９３２年９月１日に発足した「解放運動犠牲者無罪要求無産団体協議会」の活動に関連して、『赤旗』第95号（１９３２年９月１０日）は、一方で「この協議会の成立を支持しこの協議会が工場農村に基礎を持つ真に大衆的闘争組織として発展して行く様に全力をもって援助し且つ導いて行かねばならない」として、「広汎な勤労者の層と進歩的自由主義的インテリゲンツィアの層をこの運動に引き寄せ被抑圧人民大衆の政治的社会運動として発展させる」ことを強調しながらも、他方で「我々は現在の協議会が社会ファシストの左翼的駈引の為めに利用されてゐるのを指摘しなければならぬ。彼等はこの運動を『上部だけの戦線』（実は戦線の統一ではなく企業に於ける戦線統一を阻止し破壊する為めのものである）に制限しこの運動の大衆的成長を防害してゐる」（『復刻版赤旗』第３巻Ｐ９３）とのべ「社会ファシズム」論に固執する態度を示した。

１９３２年９月２３日に成立した「ソヴエート友の会日本支部」にたいする態度もほぼ同様であった。

こうした方針が、一見して社会民主主義者だけにその批判がむけられているようにであるが、実際にはこれらの大衆的組織全体にたいする否定的消極的評価につながっていたことは明らかであった。

(18) 『赤旗』第１５３号１９３３年８月１１日『復刻版赤旗』第４巻Ｐ４２

(19) 同上Ｐ４６。同号では、社会民主主義者をふくめた「超党派的な大会支持委員会をつくり、革命的大衆団体はこれに参加することになった」という神奈川の経験がひとつの典型として紹介された。

(20) 同上Ｐ５７

(21) これは「反ナチスファツショ粉砕同盟」にたいする評価の変化にあらわれていた。『赤旗』第１４５号（1933年７月１日）は、天皇制打倒の闘争をそらすものとして全面的に否定する態度を表明したが、『赤旗』第147号（７月１１日）では、それが不正確な評価であったと「自己批判的に」「訂正」された。

こうした反ナチスファツショ粉砕同盟再評価や上海反戦会議支持無産団体協議会の支持が決して統一戦線戦術の自覚的な理解から出たものでないことは、ただちにその態度を変えるなど方針が首尾一貫していないことからみても明らかであった。むしろ、共産党の影響下にあった大衆的組織の統一戦線的な動きに受動的に対応したものではあるまいか。

(22) 前出『抵抗の歴史』Ｐ２１２～２１３

(23) 同上Ｐ２５０

(24) 同上Ｐ２４０

(25) 同上Ｐ２５７

(26) 同上Ｐ３２６～３２７

(27) 同上Ｐｉｖ～ｖ

(28) 野坂参三『野坂参三選集’３３～’４５』日本共産党中央委員会出版部１９６５年２月Ｐ３８。この演説にはいくつかの点で不正確なところと誇張されたところがある。

(29) 山下性太郎「昭和初期香川の民間教育運動」『歴史地理教育』第１６０号１９６９年１０月号Ｐ１０３～１０４これにともない新教同準香川支部も崩壊した。

(30) 永山昭三「『教労』福島県支部準備会――運動発生の社会的条件と弾圧に関するメモ――」『教育運動史研究』第８号１９６６年１１月Ｐ１７

(31) 前出『社会運動の状況』１９３３年度Ｐ２５７、２７４

(32) 前出『プロレタリア教育の教材』Ｐ６１０、６１４、６５３

(33) 前出『社会運動の状況』１９３３年度Ｐ２７４。前出『プロレタリア教育の教材』Ｐ６１５、６６９

(34) 前出「『教労』『新教』大阪支部について」

(35) 嶋祐三「青森の『新教』『教労』運動」『教育運動史研究』第１２号１９７０年５月Ｐ２３８

(36) 太田芳雄「同志、守屋光枝を偲ぶ」『教育運動史研究』第１４号１９７２年９月Ｐ１００

(37) 森谷清「神奈川と熊本における『教労』『新教』の調査」第４回教育運動史研究会夏季集会１９６９年８月２６日

(38) 山野三平「暴圧は吾々に何を教へたか――静岡支準に下された弾圧とその経過――」『新興教育』１９３３年６月号Ｐ４５～４８

山野三平は戸塚廉のペンネームである。これによれば、３月末までに同盟員１４名、『新興教育』『教育新聞』読者７名、サークル員８名など約３０名が留置取調べをうけた。なお教員は同盟員１４名中６名であっ

た。１名が免許状褫奪、３名が懲戒免職、２名が「依願」退職の処分をうけた。

(39) 財間定義「村社宏――島根の新興教育運動――」島根郷土研究会編『人物島根県史』１９５９年１１月Ｐ211、この弾圧で１２名の教員が検挙されるとともに約７０名の教員が取調べをうけた。伊藤専一（安来小学校）、平井英雄（西比田小学校）が全協オルグ村社宏（元能義郡西比田小学校）とともに起訴された。

(40) 『福岡日日新聞』１９３４年1月２７日、この弾圧によって稲永仁（福岡男子師範学校専攻科）、安武東陽男（三猪郡浜武小学校）をはじめとして小学校教員１７名が検挙された。

(41) この他、愛知県において1月２８日に岩田（名古屋市楠小学校）、小林（御器所小学校）が「全協一般のメンバー」として検挙されている（前出『社会運動の状況』１９３３年度Ｐ８０）。また額田郡幸田村大草小学校にも日本一般使用人組合の組織があったとされているが（同上Ｐ２７４）これらについてはくわしくわかっていない。

宮城県においても、北村八郎（仙北涌谷小学校）が「全協系分子として検挙」された（『河北新報』１９３３年４月１３日）。

(42) 前出『社会運動の状況』１９３３年度は次のように検挙状況を伝えている。

「本年中に於ける教育対策部所属員の検挙状況は次表に示す如く１１庁府県下に亘り、検挙者総数は２２６名に達し其の内２０９名は現職（ママ）教員なり。而して検挙者中起訴せられたる者は４０名に達し、内現職教員３９名あり」（Ｐ２５８）

(43) 前出『社会運動の状況』１９３３年度によれば、対策委員会を構成していた増田貫一は６月２７日に、石田宇三郎は９月２１日に、岩代輝昭は１１月４日に、それぞれ検挙された（Ｐ２５７～２５８）。以降対策委員会は再建されることはなかった。

機関紙『教育労働者版』も１９３３年９月１日に第３１号が発行されたとされているが（前出『社会運動の状況』１９３３年度Ｐ２５８）、以後の発行は確認されていない。おそらく第３１号を最後に事実上の廃刊になったのではないかと思われる。

あ　と　が　き

本論文は、前号掲載の論文とともに、鈴木朝英教授の本学部退官を記念して準備された。ほぼ１０年にわたる鈴木教授の抱擁力あふれるご指導にこたえるべく、私なりに努力を重ねたつもりである。僭越ながら、この論文を鈴木教授に捧げることを許していただきたい。

なお、論文の作成にあたってしばしば研究室の諸氏に厳しい批判を受けた。納得がいく限りにおいて論文のなかにとりいれた。感謝する次第である。

さらに、末尾ながら、井野川潔氏をはじめ教育運動史研究会の方々にお礼を申しあげたい。私は、この論文が実質的に研究会の共同研究の一部になりうることを希望しつつ執筆をすすめてきた。少なくとも研究会の史料蓄積と会員諸氏のご援助がなければ、この論文がなかったことだけは、私自身よく知るところである。今後も研究会の一員として研鑽を続ける決意でいる。

（１９７３.１１.３０）